

午前10時32分開会

○池田分科会長 皆様おはようございます。ただいまから予算・決算特別委員会文教福祉分科会を開会いたします。以降、着座にて進行させていただきます。

本日の調査に入る前に、1点ご確認をさせていただきます。昨日の子ども部所管分の調査事項について、総括質疑において論議することがなかったということで、事項はなしでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。ありがとうございます。本日は一般会計の歳入及び歳出のうち、保健福祉部所管分の調査を行います。

歳出は、3款保健福祉部の項の1、保健福祉管理費、2、高齢者・障害者費、3、生活保護費、4、健康衛生費です。また、9款の諸支出金のうち項1、他会計繰出金、2、財産積立金のうち保健福祉部所管分を調査いたします。

一般会計の調査終了後、特別会計の歳入及び歳出についても調査をいたします。特別会計は国民健康保険事業会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の3会計です。

調査方法について、改めて確認いたします。

調査の冒頭で令和6年度決算の特徴や成果などの説明を受けた後、個別の事業に関しましては、事前に配付いたしました決算関係資料などをもって代えることといたします。特に説明を要する場合のみ、「目」の冒頭で説明をお願いいたします。

原則として「目」ごとに質疑を受けますが、事項が少ない科目については「項」でまとめて質疑を受けます。

調査時間は、本日もおおむね午後5時までを目途といたします。説明、質疑、答弁、いずれも簡潔になるよう、皆様のご協力をお願いいたします。

それでは調査に入ります。保健福祉費の調査です。

まず、令和6年度決算の特徴や成果などの説明をお願いいたします。

○清水保健福祉部長 第3款、保健福祉費でございます。86億4,700万余の予算を当初計上いたしました後、3回にわたりまして補正予算にて3億4,100万余の額を追加計上させていただきました。また執行中、幾つかの事業におきましては、やむを得ず流用にて対応させていただいたところでございます。この結果、91億7,600万余の予算現額に対しまして、令和5年度とほぼ同等、85.21%の執行率となっております。

本日の決算審査を通じまして、保健福祉行政の現場における職員の努力や様々な苦勞、苦悩につきましても、ご理解をいただく機会となれば幸いに存じております。ご審査のほど、よろしくお願い申し上げます。

○池田分科会長 説明が終わりました。それでは、項の1、保健福祉管理費の目の1、保健福祉総務費から調査を進めます。決算参考書160ページから165ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○岡福祉総務課長 私のほうから、風ぐるまと地域福祉計画の推進についてご説明をさせていただきます。

まず、風ぐるまにつきまして、主要施策の成果43ページになります。決算参考書は160ページとなります。

令和6年度の新たな取組としまして、脱炭素社会の実現の観点から電気自動車を1台導

入し、新規の2ルートで週5日程度の実証運行を開始したところでございます。今年度もこの実証運行を継続しておりまして、さらに今年度、風ぐるまの利用実態調査であったりとか、今後の風ぐるまの在り方に関する研究を行っているところでございまして、こうした取組を通じて今後の事業方針の検討を進めていきたいというふうに考えております。

令和6年度の予算額は2億3,718万6,000円、決算額は2億2,262万円となっており、執行率は93.9%となっております。

次に、地域福祉計画の推進について、主要施策の成果では45ページとなっております。決算参考書では162ページでございます。

こちら、令和6年度の新たな取組としまして、社会福祉協議会と連携しまして、複合的な課題を抱える区民の方々に対しまして身近な生活圏域の中で、多機関協働の中で支援を行うコミュニティソーシャルワーカー、CSWの事業を開始したところでございまして、こちらはアキバ分室に配置して、個別ケースへの支援であったりとか地域別の相談会、あるいは各分野のコーディネーターとの連絡会の開催などを行ったところでございます。今年度も引き続きCSWを活用した支援を継続しているところでございます。

令和6年度の予算額は1,755万9,000円、決算額は1,693万2,000円となっておりまして、執行率は96.4%というふうになっております。

私からは以上でございます。

○前畠生活支援課長 私から決算参考書164ページ、24番の千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金につきまして、主要施策の成果46ページを補足してご説明させていただきます。事務事業概要は95、96ページでございます。

本事業は、物価高騰による家計への影響が特に大きい低所得世帯等に対し、臨時で給付金を支給するもので、昨年度途中に実施を決定し、補正予算、予備費の充当により実施をしたものでございます。令和6年度は二つの給付金を実施し、それぞれ子育て世代については加算給付も行いました。

給付金の決算額が2億3,506万円、執行率88%、事務費の決算額が2,792万円、執行率68.7%となっております。また、追加支給分につきましては、受付期間が年度をまたぐ形となりましたので、一部を令和7年度へ繰越しております。

ご説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。以上ですね。はい。説明が終わりました。この目の1、保健福祉総務費は事業が多いので、ページごとに区切って質疑を受けたいと思います。

まずは160ページから161ページ、1の民生・児童委員の活動支援から8の行旅病人及び行旅死亡人取扱について、委員からの質疑を受けます。

○白川委員 EVバスについて、風ぐるまについて、お伺いいたします。

EVバスを新規導入するということですが、前に中国のメーカーのものを購入したかと思うんですが、今回はこういった方針でしょうか。

○岡福祉総務課長。昨年度購入いたしましたEVバスで実証運行を実施しておりまして、継続的に令和7年度も実証という形で継続しておりますので、今年度、この検討を経て、来年度、本格稼働とするのか、それとももう使わない形、新たなルートを模索する形を取るのかというところを今後検討していきたいというふうなところでございます。

○白川委員 ありがとうございます。BYDに関しましては、最近、今年の初めぐらいで

すかね、隠れ負債というのが出まして、中のほうで負債を、何というんですかね、関連会社に回して隠すと。それで6兆6,000億円というとてもない負債を抱えていまして、とても健全な会社とは言えないんですね。もし今後EVバスを増やすということがあれば、ぜひ健全な会社から購入することを検討していただければと思います。いかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 ご指摘ありがとうございます。昨年度、北九州のEVモーターズなどのご提案も頂いておりましたけれども、国産のEV車両みたいなのも視野に入れて検討を進めていきたいというふうに思っておりますけれども、電気自動車はやはり費用であったりとか、あるいは車両の種類ですね、今回は中国のものを使ってというところがありましたけれども、そういった選択肢の部分なども考慮は必要だというふうに考えておりますので、EVを進めていくべきかどうか、現行車両でやっていくべきだとか、あるいは第三の道を模索していくべきかどうか、そういったところを今後検討してまいりたいというふうに思います。

○池田分科会長 関連ですか。はい。関連、牛尾委員。

○牛尾委員 はい。風ぐるまですけれども、運転士不足が今後さらに深刻化されるということが成果にも書いてあります。今、大体、この中の人件費の割合はどのぐらいなんですか、予算の中の。

○岡福祉総務課長 人件費を金額で申しますと、乗合便につきまして、すみません、すぐ答えられますので、ちょっと一瞬だけ休憩いただいてよろしいですか。すみません。

○池田分科会長 はい。一旦休憩します。

午前10時42分休憩

午前10時44分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁お願いいたします。福祉総務課長。

○岡福祉総務課長 申し訳ありません。人件費もまとめた全体の金額という形での答えになって恐縮なんですけれども、乗合便の運行補助としまして1億5,486万2,700円という形で計上しているところでございます。

○池田分科会長 牛尾委員。

○牛尾委員 かなりの部分が人件費ということですよ。やはり運転士不足となると、これはもう風ぐるまだけじゃなくって、ほかの都バスもそうだし、都バスも減便するというニュースが流れていますよね。そうすると、やはり今の人件費で十分なのかという話もあります。運転士不足の解消のために区として、もちろん日立交通さんの努力があるんだろうけれど、区としてどのように財政的にも、あとは一緒になって探すにも、どういうふうにしてこれを守っていこうと思っていらっしゃるか。いかがですか。

○岡福祉総務課長 人件費の単価を上げるというところを日立的ほうとも話をしているところでございまして、令和6年度から年間7%の増の賃上げという形でやっております。

プラス、令和6年度にして2024年問題ですね、法律の施行によって適正な運行時間の確保というところ、運転手の休養時間の確保というところが義務としてスタートいたしましたので、日立さんのほうではベースアップを、大幅なベースアップというのも併せて行っているところでございます。こういった形の取組を通じまして、都営バスとの間での賃金の不均衡、都営バスに人が流れてしまうといった問題もありますので、その点とい

うのを、ちょっと長期間かけてではあるんですけども、人件費の確保によって対応していきたい、そういった考えで進めております。

○牛尾委員 今は二種免許ですよ、当然。二種免許を持っていच्छる方だけを探すというのも限界があると思うんですよ。例えば、新たに二種免許を取りたいとか、そういった補助というのはやっていच्छるんですか。

○岡福祉総務課長 今の時点ですと、やはり福祉部署のほうの弱みといいますか、そこまでのこと、運転手に対する補助というところまでは至れていないところですので、まさにその点は重要な部分だと思いますので、業界動向を見て、こういった対応の取組が取れるかというのは、全体の検討の中で一つ、考えていきたいというふうに思います。

○池田分科会長 はい。関連で、おのでら委員。

○おのでら委員 私も牛尾委員と同じ指摘をしたいなと思っていたんですけども。人件費が物すごく、この令和6年度で上がってしまったということで、これは前年の日立交通さんが、例えばベースアップであったりとか、そういった待遇改善したものが次の年にすぐに反映されるものだという理解でよろしいんでしょうか。

○岡福祉総務課長 同年に同じタイミングで、こちらのほう、日立事業者さんに車両であったり、そういった所有権を渡して運行していただく形を取っておりますので、そちらにかかった費用というのを、同年、補助としてやっております。ベースアップがあった年に、同時に補助しているところでございます。

○おのでら委員 バス業界に限らず、どこでも今は物価高騰とかインフレとかがあって、ベースアップというのはあると思うんですね。ですので、今後もまた何%ずつ上がっていくものだと思うんですね。

一般質問でやらせていただいたんですけども、今の令和6年の時点で1日当たり580人が利用されていると。その人数でこの決算額を割り込むと、1人当たり1,000円かかってしまっている。来年以降も、ベースアップとかで、どんどんそれが反映されていくと、1,100円、1,200円と、どんどん上がっていきってしまうと思うんですね。一方で、利用料は100円で据置きとなっている。この利用料については、このまま据置きというお考えでしょうか。

○岡福祉総務課長 全体の検討を今年度行っているところですので、一概に、恐らく1回100円の利用料はすごく乗りやすいものとしてあります。そこはやはりメリットとして、非常に重要な部分だろうとも思っております。ただ、とはいえ、今ご指摘いただいたような、1人当たりの金額というのが高まっているという状況がありますので、ちょっといろいろな選択肢を考えながら、ここも一つ、検討していきたいというふうに考えております。

○おのでら委員 はい。あとは、1人当たりのコストがどれくらいかかっているのかというのを見る上で、その580人というのが増えていけば、たとえ運転手の経費が上がったとしても1,000円から下がるかもしれないというところはあると思うんですけども。利用者を増やすとか、そういった試みというのは何かされているんでしょうか。

○岡福祉総務課長 そうですね、周知といいますか、そういった利用のご案内というのは、いろいろな施設であったりとかホームページ等、SNS等の手段を通して周知を行っていて、利用者様により使っていただきやすいような環境を整えているというところと、今年度は利用実態の調査を行っていきまして、そこでは利用者だけでなく、今利用していな

い方、あるいは利用をやめてしまった方にも、こういった課題があったかというところを調査しているところでございます。ちょっとそこで得られた意見を基に、今後、周知であったり、利用者がより利用しやすい風ぐるまにしていくような見直しというのを考えていきたいなというふうに思っております。

○おのでら委員 白川委員の質問にありましたEVバスですね、これは少し大きくて、乗りやすくて静かであると。そういったところで利用者の利便性というか、満足度というのは上がるのかなと思うんですけど、その辺りのお声というのは区に届いているのでしょうか。

○岡福祉総務課長 もちろん頂いております。一方で、車体がでかいという問題も、それはそれで一方ありますので、ちょっと両方を見ながらかなというふうに思っております。

○池田分科会長 はい。えごし委員。

○えごし委員 風ぐるまの関連で、先ほどアンケート調査とか、またしていくという話もありました。事務事業概要では、令和6年度、車両にセンサーも搭載して利用人数もという話もありましたけれども、このセンサーと利用人数の計測で大体どのぐらいかかっているのか、教えていただいてもよろしいですか。

○岡福祉総務課長 センサーの導入に300万円かけているところです。その運用は全体の中で見ている部分ですので、ちょっとそれだけを切り出していく形にはならないですが、それほど大きな額がこのランニングでかかっているというところではないです。昨年度は300万円かかりましたというところでございます。

○えごし委員 計測も含めて300万ぐらいだということですかね。

利用人数の計測ということでしたけれども、そういうセンサーもつけていただいているのであれば、例えばどこからどこまでの利用者だとか、また多分、時間帯とか、そういうところもデータに入っているんでしょうか。

○岡福祉総務課長 まさにその点を調べたいというふうに思っておりますので、今年度の調査、アンケート調査などもありますけれども、センサーの記録なども確認しながら、失礼しました、時間帯などの確認もできますので、その点も一緒に調査していきたいというふうに思っております。

○えごし委員 直接利用者にお話を聞くということも大事ですし、また、しっかりセンサーをつけているのであれば、もっと効果的なデータが取れるセンサーをつけたりとか、またそういうのも含めて。でも、今はそういうのも取れるんですか。取れるんですよね、取っていただいているんですよね。じゃあ、そのデータをまたしっかりと考慮してやっていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。はい。分かりました。

○岡福祉総務課長 しっかりと研究してまいります。

○池田分科会長 はい。おのでら委員。

○おのでら委員 伺いたかったのを、すみません、一つ忘れていたんですけど。運転手の年齢、平均年齢がどれくらいか、把握していらっしゃいますか。

○岡福祉総務課長 結構入れ替わりが、やはりありまして。具体的に何歳の方というのは取っていることではありません。ただ、やはりご高齢の方が多いというのも、これはこれで現状の一つとしてありますので、ちょっと運転手確保のためにこういった対応ができるかというのは、先ほど牛尾委員からもご提案いただきましたけれども、しっかりと考えていきたいなというふうに思っております。

○おのでら委員 ぜび運転手の平均年齢を見ていただきたいなと思っています。タクシー業界でも結構高齢化が進んでいて、事故が増えているですとか、あるいは都営バスはどうかというところはあると思います。ちょっとそれを比較していただければと思います。

風ぐるまの事故の件数なんですけども、減便とかもあると思うんですが、これが増えている傾向とか、そういうのはあるんでしょうか。

○岡福祉総務課長 すみません、手元で何件というところが、今なくて、恐縮なんですけれども、増えているといった形の報告というのは、日立のほうからは受けておりません。ゼロでは全くなくて、お声には上がっているところかと思うんですけれども、特にそれが、例えば去年、見直しを行って、さらに増えたというような形にはなっておりません。

○おのでら委員 EVバスは、先ほど車体が大きいという話があった、やっぱりそうすると事故になりやすいと思うんですけれど、そこも問題ないということよろしいですか。

○岡福祉総務課長 車体の点について何か、例えばこすってしまったりとか、そういったところの報告は受けてはおりません。ただ、昨年ご報告させていただいたように、車両そのものの事故といいますか、ドア、ハンドルの部分がという話がありましたので、ちょっとその辺はしっかり考慮していかないといけないだろうなというふうに思っております。

○池田分科会長 はい。風ぐるま、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

ほかの項目をどうぞ。

○牛尾委員 一つ戻って、3番の応急資金貸付についてお伺いします。執行率が3割程度ということで、事務事業概要の55ページを見てみますと、令和4年、5年、6年度ということで、件数が極端に減っているんですね。物価高の中、なかなか、これだけの件数が減るというのはどうしてなのかなと思うんですけれども。一つ、この貸付要件がやっぱり借りにくいということはないですかね。いかがですか。

○前畠生活支援課長 応急貸付資金のご相談の件数自体も大分、令和6年度は少なくなっております、お断りをするという、貸付けができなかったという方が増えているという状況ではございません。

貸付けの条件につきましては、やはり日常的な生活費の不足を補う趣旨のものではなくて、特定のライフイベントに必要な、まとまった資金の貸付けをするというものでございますので、なかなか条件に合致しない、どうしても日々の生活費の足しにしたいというお声に対してちょっとご回答ができないので、その辺りで多少、利用される方が限定されているのかなとは思っております。

○牛尾委員 これもお分かりになればいいんですけど、事務事業概要に、平成21年、貸付対象を変更とありますよね。これは何から何に、どういう変更かというのは。分かなければもういいです。すぐ分かりますか。

○前畠生活支援課長 申し訳ございません。ちょっと今すぐにお答えができないんですけれども。

○牛尾委員 先ほど課長がおっしゃったとおり、冠婚葬祭とか出産とか、何か必要になった場合にお借りすると。

私もよく相談を受けるんですけれども、やっぱり物価が上がって、今の年金だけじゃ、

とてもじゃないけどやっていけない、どうすればいいかという相談は結構、やっぱり増えてきているんですね、物価高だから。やっぱりそこは次の、例えば給料日とか、次の年金支給日までの足しにしたい、でもどうすればいいかといった方に対して、応急的なものとして対象を広げるという検討はできないですか。

○前畠生活支援課長 大変お困りの方が増えていらっしゃるというのは、窓口の状況からも、我々も実感しているところなんですけれども、なかなか返せる当てがないお金を貸し付けてしまうこと自体が、その方にとって今後の不利益になってしまうことでもありますので、まずは生活自立相談等で家計相談等も実施しておりますので、そういった窓口でお話を伺いながら、必要に応じて生活保護など、そういったところで一時的に生活の立て直しを図っていくというところの支援につなげていければよろしいかと考えてございます。

○池田分科会長 関連。小枝委員。

○小枝委員 ただいまの応急資金貸付のところで数字を言いますと、29.62%ということで、執行残も多いわけで、事務事業概要56ページを見ると、確かにかなり、何というんですかね、使いづらくなっているのか、そういうふうな数字に見えてしまいます。

私がここで聞いておきたいのは、ここのところ、何というんですかね、家賃が払えずに家を出ざるを得なくなって、例えば先月までは住所地が九段にあったんだけど、その翌月、結局はもう事実上、猫ちゃんと一緒にホームレスなっちゃったみたいな事態も発生している。そうすると、窓口に行くと、居住地がないので対象ではありませんと言われてしまうようなことがあります。

先ほど冒頭に部長のほうから、現場職員の苦悩の理解をということも言われたんですけども、理解をするものの、そうしたときに、トラブルにもなるし、それこそ部長がお出ましになって現場調整するみたいな事態もあったことがあるんですね。こういった場合、どういうふうな対応されるものかということをもまず教えていただきたい。

○前畠生活支援課長 応急貸付資金につきましては、引き続き貸付けの12か月前から区内に居住していることというのが要件になっておりますので、今のような形でご住所がなくなってしまっている場合にはちょっと該当ができないという形になるんですけれども、生活困窮者自立支援のほうで、ちょっと別の事業になってしまうんですけれども、そういったところで、住宅を失ってしまった方ですとか、一時的に生活にお困りの方については対応させていただいておりますので、こちらは特に住所要件というのはございませんので、現在地主義という形で、窓口にお越しいただければどこでもご支援するということになっておりますので、基本的にはそちらのほうでご相談に乗りながら必要な支援を検討していくというところを、今、実際、窓口では対応させていただいておりますのでございます。

○小枝委員 分かりました。そうすると、そのときは生活困窮者自立支援のほうに何かスムーズに結びつかないようなことがあったのか。

当面の現金が必要な場合、その場合はどこで、どのメニューで対応されるものなのか、ちょっと教えてください。

○前畠生活支援課長 当面の生活費がどうしても不足しているという状況につきましては、なかなかそういったメニュー、即時に現金をお貸しする、貸付けをするというメニューについてはなかなかご用意が難しい面がございますので、これについては一時的に社協さんとの連携なども含めながら生活の見直しを一緒にさせていただいて、先ほど申し上げたと

おり、やはりどうしても今の生活が苦しいということであれば、生活保護などの支援も視野に入れながら、お話を伺って、まずは生活の立て直しをしていくというところをご提案させていただいているというのが、窓口での対応になっております。

○小枝委員 すみません。今、6番のほうに移ってしまっているかもしれない。

○池田分科会長 そうですね。

○小枝委員 でも、いいですか。応急のほうで、まだいれば。

○池田分科会長 応急資金で、関連、入る方はいらっしゃるでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。では、6番で小枝委員、どうぞ。

○小枝委員 はい。社協との連携ということで、スムーズな連携がされるといいなというふうには思います。

路上対策、結局、はざまにあるケースについて、今日もう行く場がないという場合は、行く場所のご紹介もできるんでしょうけれども、生活保護といった場合、適用になる場合に数週間や数か月を要してしまう、じゃあ、その間どうしたらいいかということについては、やはりその日に泊まる場所であったりとか、そういう手当もやっぱり生きていくためには必要だということがあって、その辺のところを十分にさせていただきたいのと。

よく言われるのが、やはり困窮者が増えている中でケースワーカーの数が少ないということも言われていて、千代田区の場合も、またそれに当たっているのか、人数的な拡充がされているのか、マンパワーの動向があれば教えていただきたい。

○前畠生活支援課長 すみません。最初のご質問をもう一回。

○小枝委員 社協との連携。

○前畠生活支援課長 申し訳ございません。社協との連携につきましては、常に連絡、連携ができるように体制を整えておりまして、先ほどのとおり、窓口で、どうしても今日帰る電車賃がないとか、どうしても食べるものがないという場合に関しては現物支給ですとか、あとは小口で、いついつお返ししますというところでお約束いただいて、電車賃などをお貸ししたりだとか。

あとは、事務事業概要70ページにある居住支援事業の辺りで、そういったところをご支援させていただいておりまして、その日のお住まいに関しても、どうしても今行くところがないという場合には一時的にこういった宿泊所をご紹介をして、そこでちょっと衣食住を提供するというところもさせていただいておるところでございます。

またケースワーカーの体制についてですが、現在ケースワーカーが全部で9名おりまして、査察指導員も1人いるような状況で、生活保護世帯数が現在大体550件程度で推移しておるところでございますので、大体ケースワーカー1人当たりの持ち担当分につきましては適正な範囲で収まっておるところとは認識しておりますが、やはりケースワーカーも休職があったりですとか、なかなか困難なケースの方がいらっしゃるりですとか、負担は増えておると認識しておるところでございますので、引き続きそういったところ、何か事務的な負担が軽減できないかなどは検討を継続しておるところでございます。

○池田分科会長 はい。関連ですか。

はい。牛尾委員。

○牛尾委員 生活者自立支援のところですか。ケースワーカーについてはね、後ほど生活保

護のところもあるのでね、ぜひ拡充をしていただきたいと思います。

私は4番の路上生活者対策事業分担金700万ということで、今年度は予算が倍になっていますよね。これは人を増やすとか、そうしたことで増えているのか。700万の内訳は人件費なのか、その辺のことをちょっと教えていただけますか。

○前畠生活支援課長 こちらの予算は分担金なので、路上生活者対策事業は、今は東京都と特別区人事・厚生労働事務組合と特別区、23区共同で実施するものとなっております、そちらに対してのそういった事業に係る人件費ですとか、あとは各自立支援寮、自立支援センターの建物の経費などなどを23区と東京都で分担してお支払いしているものの金額になってございまして、それで行くと、タイミングによって、特別区の中に5か所、自立支援センターございますが、そちらが5年ごとに建て替えと移転を繰り返しておりますので、その辺りでたまたまタイミングが重なってしまったりすると分担金に大きく跳ねてくるということで、令和7年度は金額が上がっております。

○牛尾委員 そうしますと、この事務事業概要に書いてある、71ページ、巡回相談事業ということについて、例えば千代田区、これは大体5区で一緒にやっているということでしょうか。

○前畠生活支援課長 巡回相談事業につきましても、特別区人事・厚生事務組合のほうに請け負っていただいて、自立支援センターの委託事業者のほうで実施していただいているものになります。なので、千代田区ですと第1ブロックの中を同じ事業者が回っているというような形です。

○牛尾委員 そうしますと、千代田区として、区内で大体どれぐらいの人数が、例えば週に何回回っているとか、そういったことは把握されているんですか。

○前畠生活支援課長 大体毎週1回、そういった職員の方ですとか、あと看護師などの医療従事者ですとか、精神的なそういうカウンセリングできる方なども一緒に、区内を巡回していただいております、そちらのほうで、こういった相談であったりとか、していただいた上で、区のほうにもその報告を上げていただいているというような状況になってございます。

○牛尾委員 ということは、区の職員というのは報告は受けるけれども、一緒に現場を回ったりとかということはしていないということですか。

○前畠生活支援課長 区の職員に関しましては、定期的な巡回相談、そういったお問い合わせですとかご連絡を頂いた場合にピンポイントで一緒に同行したりですとか、また巡回相談とは別で、区職員単独で現場確認に行き、お会いできれば相談させていただくという状況はございますが、巡回相談に毎週一緒に同行しているというわけではございません。

○牛尾委員 例えば私も秋葉原とか、家が近いのでね、よく自転車とかで通ったりするけど、大体夕方以降、同じ人がずっと座っていらっしゃる。例えばガード下に毎日こういう方が座っているから何とかしてあげてほしいというような住民からの電話も受けます。そうしたところになかなか目が向かない体制になるんじゃないかと思うんですけれども。

一緒にやっているんだったら、もうちょっと巡回の回数を増やすとか多そうなポイントには複数回行くとか、そうした要望というのかな、相談というのはできないものですか。

○前畠生活支援課長 区のほうにそういった形で寄せられている情報につきましては、随時、事業者とも連携して、巡回場所に加えていただくですとか、時間帯についても、この

時間帯がということであればその時間に行っていただくなどの対応もさせていただいておるところでございます。

○牛尾委員 例えば、人を増やすにしても予算が必要ですから。ただ、千代田区だけ予算、分担金を増やしますからということはなかなかできないわけでしょう、これは。多分増えてくると思うんですね、物価高で生活が大変になる中で、こうした方々というのは。やはりそうした相談に乗る方を増やしていくには、区の単独事業でしたら予算を増やせば人を増やすことはできますけど、一緒にやっているなら、なかなか難しいわけじゃないですか。そこはしっかり議論の場というかな、対策をどうするかというのはしっかり議論していかないといけないんじゃないかなと思うんですけれども、いかがですか。

○前畠生活支援課長 ご指摘のとおり、23区が共同で実施している事業でございますが、23区それぞれの土地柄といいますか、場所によって全然差があるところではあるかと思えますので。ただ、ちょうど第1ブロック、千代田区が所属しております第1ブロックの事業者さんについては丁寧に柔軟にご対応いただいておりますものと認識しております、我々とも常に連絡を取っていただいて、リクエストにも丁寧に応じていただいておりますので、その辺りは、区の職員も現場に行きながら、ちょっとなかなか相談することがすぐに支援につながらないということも現状でございますので、粘り強く信頼関係を構築しながら適切な支援につなげていけるように、努力してまいりたいと存じます。

○池田分科会長 はい。ここはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。続けてどうぞ。小枝委員。

○小枝委員 8番の行旅病人と言うんですかね、事務事業概要で74ページですけれども。

今、斎場の、何でしたか、費用が高くなっていたり、これは身元不明と身元が分かっている人とがいるということで、ちょっと執行率云々の話ではないんですけれども、まとめて聞くと、これって、区の、何というか、自治体の仕事として、本当に大変だと思うんですね。映画にもなっているぐらいで、孤独死もあるわけですね。事務事業概要を見ると、ほとんどが孤独死だということで、令和6年においては男性が9人、女性が1人と。お墓に埋葬していないですよ。どうなっているのかなという。

一つは、まず葬祭費の値上がりについてどう対応しているのか。それから、そうしたお骨はどういうふうにしているのか。分かったら教えてください。

○前畠生活支援課長 行旅病人及び死亡人に関する取扱いにつきましては、委員ご指摘のとおり、身元不明の方と、あと身元は分かっているものの誰も引き取る方がいらっしゃらない方の2パターンございまして、ほぼほぼ近年ですと、身元は分かるけれども誰もいない、引き取り手がいらっしゃらない方に関して、こちらのほうで遺体をお引き取りしまして、火葬してということなんですけども。

基本的には事業者さんのほうに委託させていただいておりますので、葬祭事業者さんのほうにお引き取りいただいて、火葬等をしていただいた後、一定期間お骨は保管しておくんですけれども、5年程度たった場合には、そこについては合祀させていただくような形で、引き取り手の方がいらっしゃらない場合には合祀させていただくという形で対応させていただいております。

その5年の間には、区のほうで戸籍等の調査をさせていただきながら、引き取り手の方、

ご親族の方がいらっしゃるかどうかというような調査はさせていただいておるんですけれども、なかなか見つからない場合ですとか、あと調査自体にすごく時間と手間がかかってしまうので、なかなかすぐにはいかないというところもあるんですけれども、そういった対応をさせていただいております。

あと、葬祭費の値上がりにつきましては、委託という形で一括契約させていただいておりますので、令和6年度、令和7年度に関しましては、これまでどおりの単価で遺体の引受けをしていただいておりますところなんですけれども、今後の状況に応じて、事業者さんの負担が増えていくようであれば、区としてもしっかり対応していかないといけないなと認識しているところでございます。

○池田分科会長 はい。続けてどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは次に162ページから163ページ、9のひとり親家庭等支援から、17番、地域福祉計画の推進、ここまでについて委員からの質疑を受けます。

○えごし委員 私は13番の成年後見制度の推進について、お伺いします。事務事業概要は82ページですかね、主要施策の成果44ページです。

まず今回、不用額が1,000万ほどということで、不用額の理由について、補助金の実績による執行残というふうに書かれていますけれども、そこを少し詳しくお聞かせいただいてもよろしいでしょうか。

○岡福祉総務課長 成年後見センターの運営につきまして、昨年度から中核機関という形で運営の付け替えをやっているところですので、その点、7名いらっしゃるんですけれども、6名分の人件費というのを充当しております。そこは残業を見込んで置いている金額ですので、見積りで出た予算額よりも少ない残業時間、もう非常に働いていただいているので、結果的なところではあるんですけど、その点というのが浮いたというのが一つと。

もう一つは、ちょっと成年後見制度はかなり専門性が高いところなんですけれども、申立てをする際に医師の診断書が必要になるところがございします。その医師の診断書で、例えば認知の度合いであったりとか、そういったところの調査というのがしっかりなされていない場合に、家裁ですね、家庭裁判所のほうから差戻しということで、鑑定料というのを要求されるというところがありまして。言わば、それがちゃんと事前の申請までの間で診断をしっかりと取れていれば不用になるものとして置かれております。そこはちょっと多めに見積もっておりまして、結果、よかったことではないんですけれども、診断がしっかりと取れて、家裁の差戻しの鑑定というのが不用になったというケースがありましたので、1件、すごく値段が高いところなんですけれども、そこはちゃんとした形で不用にできたというところが一つございします。

○えごし委員 そういう差戻しのところもしっかり考慮して、今やっけていただいているというところで。ありがとうございます。

先ほども話が出ました、令和6年度からは地域連携ネットワーク協議会、これでしっかりやっけていただいていると思うんですけれども、そこでやっぱり成年後見制度の課題、様々あるけど、やっぱりなかなかマッチングしない問題であるとか、利用者がなかなかね、使いたいけど、どうなのかなという、使いづらい体制もあつたりもする。

そういうところで様々意見も交換されていると思うんですけど、この協議会で例えば今

後の利用促進とかを含めて出ている意見とか改善策とか、何かそういうのがあれば教えていただきたいなと思います。

○岡福祉総務課長 まさに中核機関という考え方そのものというのが、成年後見をやっぱり家裁とか後見センターだけでやっているところというのを地域のネットワークで広げてやっていこうという考え方でスタートしているものですので、中核機関としてのつなぎの役割というのは非常に重要であろうというふうに考えております。

その上で、ご質問に対しての部分ですけれども、やはりまちに打って出るところを、区民の方も区民後見人という形で成年後見を受任することができますので、そういった方々を増やすための取組、あるいは利用者になるであろう方々、高齢の方であったりとか障害を持たれている方であったりとか、そういった方をケアする方々に対して、出張して、そういった成年後見というのがあるんですよと、権利擁護で。しかも、専門的なところというのを、最終には裁判所が絡むような話もあるんですけれども、その手前のところでしっかり後見センター、あるいは社協が相談を受け付けているんですよというところを、出張して説明する機会なども社協と連携して設けているところですので、ソフトなといいますか、入り口のところの裾野を中核機関と連携して広げていければなというふうに考えております。そういった取組をしております。

○えごし委員 ちょうど聞きたかった区民後見人、先ほどもお話がありました。今この区民後見人が区内で何名ぐらいおられるか、分かりますでしょうか。あと、後見人になっていただいた方、先ほど相談会とかという話もありましたけれども、そういう方への支援ですかね。もちろん親族の方もおられたり、専門家以外でそういう後見人になっていただいている方もいると思うんですけれども、そこら辺の支援という部分をどのように考えられているか、お聞かせください。

○岡福祉総務課長 令和6年度の区民後見人の候補者という形、最終には実際に案件が生まれないと受任することはありませんので、候補者の方は32名いらっしゃいます。32名いらっしゃいまして、実際に受任調整する際に、専門的な知識、法律であったり税であったり不動産であったりとかが要求されますので、まさにそこを支える機関として中核機関が研修会であったりとか、あるいは定期相談という形で、今、案件を受け持っておられる中でのお困りに対して、弁護士であったり司法書士であったりとか、専門的な知見を持たれている方を含めて、サポートに当たるような機会を設けておるところでございます。

○えごし委員 ありがとうございます。やっぱりなかなか今、成年後見制度で個人でなっていて、私もいろいろと、そういう専門家の方で担ってくださる方もいる、弁護士とか行政書士とか、なっていていただいている方にお話を聞くと、結構なっている方でかなり多く受け持っている方もいたりとか。1人だけじゃなくて何人か、そういう後見人の方を持たれている。そういう意味でも負担が大きい方もおられたりするし、やっぱりなかなか大変なんだろうなと。でも、その中でやっていたいただいていることはすごいありがたいなというふうに思うんですけれども。

その中で今、最近だと、個人だけじゃなくて、結構法人として成年後見されているところであるとか、あとチームというんですかね、先ほど地域というのはそういう意味もある、サポートであると思うんですけど、1人だけじゃなくて、本当にそういう、看護師、ケアマネジャー、司法書士とか、そういう形でワンチームで、チーム支援としての後見人とい

うのを行っているという形もあるというふうに、全国の例で、あると聞いております。そういう意味で千代田区の取組というのをどういうふうに考えているか、お聞かせください。

○岡福祉総務課長 ご説明いただいたところは千代田でも行っておりまして、ネットワーク協議会あるいは検討支援会議ということで、そういった士業の方々と、あとあんしんセンターであったりとか、ケアに携わる方々というのが集まって、今持たれている具体的なケースについての相談をする場であったりとか、一般論にはなるんですけども、専門的に、こういった課題が生じたときにこういった対応するのが適切であるかといったところについての知見を交換し合う場というのを千代田でも行っているところでございます。

○えごし委員 そういう支援を、サポートしながら行っているというのは分かったんですけども、後見人自体は1人という形によろしいですかね。先ほど言った法人としてというのは、やっぱり後見人が1人決まると、なかなか変更が難しかったりとか。ただ、法人とかだと、いざ後見人になっている方が、ちょっと精神的なこともあって、変わりたいという方も中にいらっしゃるんですね、そういう方とかも法人としてしっかり見る。また、こういうのはないんですけども、少し悪用というか、悪い後見人の方もいるようなのは、少ないと思います、ほとんどないとは思いますが、中にはいる。そういうのも法人でしっかりチェックしていける体制みたいなのもあったりするということで。

そういう形で、例えば区民後見人でも、お一人でなるのが負担だという方がいれば、例えば連携してやるような形も取れないのかということをお聞かせください。

○岡福祉総務課長 失礼しました。先ほどの答弁、曖昧な部分を今まさに補足していただいたような形を取っておりますけれども、中核機関で行う検討支援会議というのが、まさに今おっしゃっていただいたような機会として、毎月1回開催しているんですけども、個別個別のケースでお困りを抱えておられる受任者の方がその場に来て、弁護士とか司法書士とか、経験豊富な方々からアドバイスをもらう機会を設けているところですので、そういった1人でお支えするということではないんだと、チームで、千代田全体でそういった受皿の部分、支え手の部分というのがあるんだということを感じてもらいながら、士業の方々がアドバイスする検討支援会議を毎月開催しているところでございます。

○えごし委員 そうですね、サポート体制があるというのはもう十分理解して、しっかりやっていただきたいと思います。

その上で、後見人がやっぱり1人だと、当たり前なんですけども、後見人として1人が決まるという中で、結構やっぱり負担も大きいんだろうなと。なかなかそういう意味でマッチングしなかったり、できないとか、なかなか利用が進まないというのも中にはあるのかなと。そういう意味で、1人だけじゃなくて、例えば複数人でとか、そういうチームとして後見人ということができるのかどうか。先ほど言った、法人として後見人を請け負っているということもあるということなので、例えば区民後見人の候補者の中で何人かでチームになって後見人としてできるような、そういう形も取れたりするのか。そこをお聞かせください。

○岡福祉総務課長 度々失礼いたしました。社協もその一つとしてありますけれども、法人保険というのが、組織として受任することができるという形を取っておりますので。この法人後見の仕組みを使えば、お一人じゃなくて組織としてのサポートができるという仕組みというのがございます。そこについてもサポートというのを行っているところです。

一方で、区民後見人のほうについてですけれども、先ほどすみません、ご説明が漏れていて恐縮ですけれども、実際の運用ですと、受任自体は、やはり複数の方では、財産とか契約とかを扱う部分ですので、考え方がちょっと異なってしまうと難しい部分がありますので、区民後見人の方の受任自体は個人という形で受けていただくんですけれども、やはりそれまでの知見がない方ですので、基本的には社協の成年後見センターのほうで、区民後見人が1件を受け持たれるときに担当のベテランの方が、サポート体制ということで、タッグみたいな形で組んでいただいてサポートしているというところでございます。

○えごし委員 ありがとうございます。成年後見制度は非常に大切な制度だと思うんですけど、なかなか進んでいないという部分で、利用する方も利用しやすい、また支える側の後見人の方もやりやすい体制、これはもう今、日々考えていただいていると思うんですけれども、そういう意味ではまたしっかりと考えていただきたいというのと。

先ほど言った法人契約という形もあるというのは、選択肢として、マッチングの紹介をするときにはそういう紹介もしていただいているのか。最後、それだけ教えてください。

○岡福祉総務課長 今お話しいただいた、そういった形での紹介というのもしっかりやっておりますので。いろいろな手段というのが後見のサポートはありますので、一つの手段にとらわれることなく、様々な手段で、できれば入り口の裾野を広げるような周知というのをしっかり進めていきたいというふうに考えております。

○池田分科会長 はい。牛尾委員。

○牛尾委員 私は9番のひとり親家庭等支援ということについて、執行率が66.59%とあります。この中で、事務事業概要は99ページからなんですけれども、100ページのところに、母子・父子相談というところがあります。件数もかなりあるんですけど、これに予算はどれぐらいついているんですか、予算については。

○前畠生活支援課長 母子・父子相談につきましては相談員を、会計年度の職員2名雇っております。あと職員も1名、福祉職の職員がついておるんですけれども、予算としては、特別事業としてついているものではなくて、相談員の人件費という形になっております。

○牛尾委員 分かりました。大体相談の、何というんですか、毎日相談なのか、週1回なのか、その辺の日程的なものは分かりますかね。

○前畠生活支援課長 もともと継続的にいらっしゃる方もたまにいらっしゃる、予約でそういった方がいらっしゃる場合もありますし、本当、1日に立て続けに2、3の方がいらっしゃる日もあってという形で、まちまちではあるんですけれども、大体2名の相談員で今のところ対応ができていうところでございます。

○牛尾委員 ひとり親家庭の問題については、昨日の子ども部の審査でも児家セン、児童・家庭支援センターのところでも取り上げたんですけれども、児家センとしても、ひとり親の支援は当然行っていると。何というか、生活支援課のほうでの対応と、児家センでの対応と、すみ分けとかがあるんですか。

○前畠生活支援課長 すみ分けというところは特に、こちらでないこういった相談を受けられないとか、そういったものは特には設けておりませんで、逆に間口は広く、どこでもまず初期対応はさせていただいた上で、必要に応じて連携しながら支援を進めていくという形を取らせていただいております。

○牛尾委員 ということは、この間、ひとり親の世帯は増えていると思うんですけど、私

もいろいろ相談を受けているんですが、ある1人の方が相談に来ましたとなった場合に、その1人の方への対応については、生活支援課のほうと児家センのほうで協力してやりましょうねというような体制は取られていらっしゃるんですか。

○前畠生活支援課長 必要に応じて、またご本人の同意も取りながら情報提供させていただいて、両者が一緒に面談をするとか、そういった対応も取らせていただいております。

○池田分科会長 はい。

ほかはどうですか。

○白川委員 16番、ひきこもり対策についてお伺いします。

一昨年からこのお話を聞いていて、非常に難しい問題に対処していらっしゃるということで頭が下がる思いがあるんですが、8050問題について、私も自分なりに調べたところ、要するに50歳の方がひきこもりになった場合、80歳の親が面倒を見るという、かなりしんどいことになっているという問題で、大変だなと思って、ちょっと調べてみたら、お子さんというか50歳の人、要するに小さい頃からひきこもっている人で、もう中年以降になってしまったという方が限界知能、あるいは境界知能と呼ばれる方である場合が結構あるというような資料が出てきたものですから、実際にその辺の対応までやっていらっしゃるのかどうか。あるいは、この予算ですから、そこまでは手に負えないというところなのかというのを教えてください。

○岡福祉総務課長 端的に言うと、やっております。委託事業者のほうで、そういった居場所をつくるような事業をやっておりますけれども、家族あるいは当事者の方のご相談を受けていると。

さらに、そういったケースはございます、実際伺っているところです。すごく難しく、時間がかかる、ケアに時間かかる問題なんですけれども、そういったところに粘り強く、継続的に支援していただいております。

○白川委員 ありがとうございます。これは本当に頑張っていただきたいのと、こちらはもうお願いするしかありませんので、平にお願いいたします。

これをここで聞くかどうか、ちょっと迷っているんですが、もしご存じだったら教えてください。限界知能、境界知能のことをちょっと掘り起こしていったら、こういった区のほうでしっかり福祉政策をやっているとしても、結局それを届け出る能力がなくて、受けられないという人たちが相当いるんだという資料も出てきました。その場合、もう区は対応できないですかね。物理的にちょっと難しいのかなと。あるいは、もうそこまで対応しようと努力なさっているのかどうか、教えてください。

○岡福祉総務課長 すみません、1個だけ、先ほどの答弁を訂正させていただくと、8050はケースとして、年齢みたいな形で把握できるので、そういったケースがありますと。

先ほどおっしゃっていた限界知能みたいなところになってきますと、個人の状態とか、認定では障害みたいな形じゃないと、公式なものでない方も含まれるので、そういった方がありますという回答ではないという点は、すみません、補足させていただいた上でですね、ひきこもりの支援事業というのは受入れを、どういった方であっても、お困りを抱えている方というのを受け入れるものとしてやっておりまして、行政サービスが必要な場合には適切にそこをつなぐということも含めて委託事業という形でやっておりますので、そういった形で、例えば相談に来ていただいて、そこでこういった支援を、別の行政サー

ビスを受けたいといった場合には、そこに適切につなぐというところをお願いしているところですので、そこでしっかり拾っていければなというふうなところでございます。

○池田分科会長 はい。

ちょっとひきこもりの件で私のほうからも確認したいんだけど、これは4年度から始めた事業で、年に1回なんですけど、講演会もされていますよね、ひだまりホールのほうで。年々やっぱり参加者が少なかったりという状況が出てきて、相談案件もなかったりとか。実際には、最初、当初はひきこもり案件なので、しっかりやるんだというところで、事業者さんと連携しながらやっていますけれども、実際のところ、新たなひきこもりというとあれなんですけれども、しっかりと継続して見守りながら、相談案件が出てこないということは、実態としてはどのように認識されていますかね、現状。

○岡福祉総務課長 これも委託事業者に聞いた話ですので、私個人の見解として受け止めている部分でありますけれども、おっしゃっていたのが、千代田は、その事業者は文京と台東も持たれているんですけれども、千代田は特に相談に来るまでが遅い、と。やっぱり周りに相談する機会というのがなかなかなくて、先ほどまさにおっしゃっていただいた8050みたいな問題として顕在化して、初めてこういった相談に来られる方が多いというところで伺っております。

実際それが本当に数字としてどうなのかというのは、やはりひきこもりは潜在の方なので、数字としてはご説明できないんですけれども、やはりそういった感触があるということも含めて考えますと、講演会をやって、そこに例えばふらっと来るような方というのは、もしかしたら千代田の特性で言うと、ほかに比べて、そういった特性があって少なかったというような判断での評価というのは一つできるかもしれません。

ただ、少なくとも、人口との比率で見ても、今は相談に来られていないが問題を抱えておられる家族の方、当事者の方が多数いらっしゃるの、間違いなくそうだというふうに思っていますので、手段をいろいろ考えていきながら、効果があるところにしっかりフォーカスしていくという点で取組を進めていければなというふうに思っていますし、そういった意味で、去年から開始しましたけれども、チラシを全戸配布いたしました。そこで、チラシを見ましたということで来所していただいた方というのも実は多数いらっしゃいます、そういった形で個別個別にアウトリーチして、支援につなげていくというところにかじを切っていくというのも一つの考え方なのかなと。ちょっとこれからの検討になりますけれども、そういった点で受け止めているところでございます。

○池田分科会長 はい。よろしく願いいたします。

関連。えごし委員。

○えごし委員 関連で。ひきこもりということで、先ほどから話のあった8050に当たるような世帯というのは現状どのくらいおられるか。

あと、相談窓口のほうでは、分かればいいんですが、単身者や若年者のひきこもりということも相談に乗っていただいていると思うんですね。そういう意味で、そういう単身者とか若年者の方も、把握できる範囲で、このくらいおられるというのを把握されているかどうか、お聞かせください。

○岡福祉総務課長 まさにそれが、相談に来られた件数、言わばそこが本当に数字の取り方で難しいところでして、相談に来てくれないとカウントできない部分がありますので、

それがまさに数十名ぐらいなんですね。

今は文京にある茗荷谷クラブというところに行っているんですけども、恐らく、その人数では多分、きかないんだろうなというのは間違いなくありますので、ちょっと実態把握ですね、令和5年に実態把握して、千代田区のひきこもりの人数が33人ですとありました。その後に、そこで答えなかった方が来られたというのもありましたので、ちょっと実態把握というのも今後一つ必要な手段かなというふうに思っておりますので、ちょっとそこも検討したいなと思っております。

○えごし委員 そういう意味で、若年層というところであれば、やっぱり結構、不登校からそのまま続いて、ひきこもりになるパターンというのも結構あるという話もあります。そういう意味では、やっぱり子ども部とかとも連携して、例えばそういうひきこもり、高学年まで不登校だったお子様がその後、18歳以上でそういう形になっていないかとかというところも何か分かるような仕組みがあればいいのか、またそういう相談ができるような仕組みがあればいいのかなと思いましたので、そこはいかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 制度としての仕組みではないんですけど、まさにおっしゃっていただいた不登校児童がそのままひきこもりになってしまうというケースへの対応として、ひきこもりに関する様々な分野の支援者が集まって行っている研修会というのがあります。そこへスクールソーシャルワーカーに入っていて、アウトリーチの手段として、はくちょう教室だとかへ通われているような方が、もし卒業された場合にひきこもりの支援につながっていけるようなところ、あるいはひきこもりの支援に当たって得られた知見をこういった児童に対するケアに生かすことできないかという点について、両者で検討といいますか、連携を行っているところですので、ちょっとそういったところで子ども部との連携を含めながら、不登校児童のひきこもりに対する対策というのを進めていきたいというふうに考えています。

○池田分科会長 牛尾委員。

○牛尾委員 本当にご苦労されていると思います。私も相談を受けますけれど、相談に来られる方は本当にいいんですよ、分かるから。特に、お母さんなんか、高齢の方なんか相談に来る、それはいいんですけど、例えばお一人で本当に住まれて、ひきこもっていらっしゃるとかというのは、本当にご自分が相談に行かなければ分からないわけで、その点では、何というかな、アンテナを張っていくということが大事だと思うんですよ。

そうなった場合、例えば民生委員さんだったりとか、あるいはマンションで言えば管理組合の人がそこまでやってくれるかどうか分からないけれど、そういったところとか。何というか、どういう状況か、千代田区はマンションが多いですから、なかなかひきこもってしまうと分かりづらいと思うんですけども、そういったアンテナを張るという点でも努力が必要と思うんですけど、何か区として考えていらっしゃることはないですかね。

○岡福祉総務課長 これは同じページの別事業になりますけれども、地域福祉計画の推進ということで、コミュニティソーシャルワーカーの事業を開始しました。まさにそういった観点で、もちろんひきこもりに限った話ではないですけども、まちに出て行って、課題を洗い出す、いろんな声を受け取りに行く、そういった事業を進めていますので、社協と連携して、あるいは先ほどおっしゃっていただいた民生委員の方々であったりとか、様々な方と連携して、掘り起こしというのを進めていければなというふうに考えています。

○池田分科会長 小枝委員。

○小枝委員 この同じ関連なんですけれども、秋葉原にある施設は非常に居心地のいい空間をつくっていて、何というんですかね、何ていうんですかね、キルティングであるとか毛糸模様であるとか、非常にほっとする感じですよ。だけれども、イベント的にここに来てくださいといっても、いつでも行ける居場所みたいなものがないと、なかなか。そこに行くとお話を聞いてくれたり、黙っていてもよかったり、ちょっとした作業のお手伝いできて、もしかしたらそれで少しお給金をもらえたりとか、そういう恒常的な場があるといいんじゃないかなというのはすごく思うんですね。

そうしたことも考えていくというと、また決算外になっちゃうのかな、今後の発展系として想像していただけたら、よりいいのではないかな。やっぱりできるだけハードルを下げて、社会にコミットしてみたら悪くないなという感覚を、成功体験を小さく積み重ねていくことが悩みを解消していく、家族にとってもきっかけになり得るんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○岡福祉総務課長 令和7年度から、社協との連携によって居場所づくり事業ですね、今まで地域につながっていなかった方に地域へ出ていただいてという、「ふらっとちよだ」という名称でやっておりますけれども、そういった事業を進めているところですので、この事業を活用しながら、まさにおっしゃっていただいたような、地域と今はつながりがない方を拾っていけるような取組というのを進めていければなというふうに考えています。

○小枝委員 決してそこは、地域とつながるというほど考え過ぎることはないと思っているんですね。ひきこもりなんだから、まず自分以外の他者との空間に行ってもいいよという、そしてそれは、自分は誰かのもしかしたら役に立つことだってできるかもしれないと。どこかの自治体の社協がやっていたんですよ、いつでもおいでというのを。そうすると、その子どもたちだったり、大人たちであったり、割と何がしかの仕事みたいなものに、結局、自分ができる何かがある、花植えじゃないけど、自分ができる何かがあるというところに結びついていくところまで見守るんですね。

だから何かそういう意味での、無理やりに人と、ばあっと、楽しくやれとかということではなくて、小さな一歩、行っていい場所、そんなイメージです。

○岡福祉総務課長 失礼しました。すみません。そういった観点で言いますと、まさに今やっている茗荷谷クラブさんで、ちょっと文京区に出ていただいてという形にはなるんですけども、やっている事業というのが、まさに最初の一歩を踏み出すために呼びかけをしている事業でありますので、そうですね、この事業を進めながら、ちょっと今おっしゃっていただいたご指摘にも対応できるようなことは何かないかというのは考えていきたいなというふうに思います。

○池田分科会長 はい。

ほかはどうですか。このページです。

○小枝委員 すみません、一つ、10番の社会福祉協議会支援のところと同っておきたいんですけども、令和6年度決算が2億4,000万で、令和7年度予算が2億9,900万、約3億ということですけども、この拡充要素というのは何でしたかというところを。

○岡福祉総務課長 このCSWの事業を開始するに当たって、あるいは成年後見の中核機関を設けるに当たって、社協の方で、この事業の中でのいわゆる人件費ですね、増加した

部分がありますというのが一つと。

あと役職を、社協のほうで区に準じた給与を持つという形でしておりますけれども、区のほうでの給与アップに合わせて、社協のほうでもそういった対応を行っているところですので、その部分が一つ大きなところでございます。

○小枝委員 それは大変すばらしい拡充だろうというふうに思います。

基本的には、先ほどのアキバ分室の話じゃないですけど、分科会長もおいでになっていましたけど、子ども食堂も含めてね、大変よい、しかもはつらつとした活動をされているなというのは目からうろこだったんですけども。

ちょっとここで少し残念事例のほうを、ごめんなさい、言わせていただきたいんですけども、読み聞かせボランティア。いろんな様々なボランティアがあります。読み聞かせボランティア団体というのもあると思います。そうしたところが、ボランティアがさらにメンバーを拡充したり学んでいきたいというときに、補助金を出しても、講師代に使っちゃ駄目だと、特に自分たちが学ぶ講師代は駄目だというふうに言われる。その根拠は何かというと、要綱で決まっていますと言うんですって。その要綱はいつ決めたんですか、いつ決めたか分からないような。決まりがあります、はい駄目ですという、これはある意味、行政の常套手段なだけけれども、本当にボランティアをやって、社会の役に立っている人たちが自己啓発や、あるいはメンバーを増やしていこうとしたときに、要綱があるから駄目ですというのでは、確かに不満が残るだろうというふうに思うことなので、これはここですぐ答えてといっても、またメンツの問題になっちゃうといけないので、なぜそうなのか、そこは拡充していけないのか、少しよく、クールに考えて、温かい気持ちで考えていただいて、よりよい方向に。せっかくいろんないいことをやっているんですから、全てにおいて、そういう発展的な思考で対応されていくとよろしいんじゃないかというふうに思いながら接しておりますが、いかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 助成金の要綱は恐らく、今、伝え聞いた内容についての答えですのですし、こういう場での話でもありますので、ちょっと割り引いてでありますけれども、一応、助成については事務経費ですね、地域活動に係る事務経費を見ますと。その会自体はあって、そこが地域に貢献するような活動をしたい場合に、それに係る事務費ですね、そこを支援しますよという形で社協さんのほうでやっていただいているところですので、もしかしたらそこが、組織そのものの人件費という点にはちょっとマッチしなかった可能性というのは一つあります。

ただ、おっしゃっていただいたように、そういった活動を支えること自体、社協あるいは区として進めていきたい方向というのが一つ、考え方としてありますので、ちょっとこの場では明言できないんですけども、ご意見を受け止めて、社協ともしっかりと連携して検討してまいりたいというふうに思います。

○池田分科会長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それではこのページを終了いたします。

次に、164ページから165ページ、18番の災害時要配慮者対策から、24番、千代田区低所得世帯に対する価格高騰特別支援給付金について、委員からの質疑を受けます。よろしいですか。

えごし委員。

○えごし委員 私、災害時の要配慮者対策、事務事業概要は88ページです。個別避難計画の作成、不用額については様々、契約の差の部分であるとか、個別避難計画作成に係る記入補助の利用件数が少なかったというふうには書かれていますけれども、そこについて、また教えていただいてもよろしいでしょうか。

○岡福祉総務課長 個別避難計画の作成につきましては、例えば3年から4年置きごとに対象になり得る方に対して調査というのをやっているところです。令和5年度にこの調査を行っておりまして、新規作成したのが、大体3,000件の方というのに作成いただいたと。6年度というのはその翌年でしたので、調査の翌年ということで、あまり件数が伸びていないというところでございます。

プラス、それに伴って、謝礼金としてケアマネさんであったりとか、計画作成に協力していただける方に対する謝礼を用意しているところでして、そこも計画の作成件数自体が伸びなかったで、結果的にあまりそこが伸びなかったというところでございます。

○えごし委員 今回は令和6年ですけど、令和5年度の会計決算書とかだと、個別計画作成の費用の部分が2万3,000円とか、結構低い。多分、これを前回聞いたとき、謝礼の部分の金額ですという話で伺っていたんですけど、今回入っている部分については150万ですかね、ここの費用というのはどういう費用が入っているのか、教えていただいてもよろしいですか。

○岡福祉総務課長 お一人当たり2万円程度の謝礼というのを用意しているところですけども、計画作成に当たって、計画の中には、この方のどこに配慮が必要ですかであったりとか、この方が災害に遭われたときにどの方につなげばいいですか、どういう支援サービスを提供すればいいですかというところをまとめているものなんですけれども、そういったものを作成するに当たって、やはりケアマネさんに時間を頂いて、その作成の支援をしていただくという形になっておりますので、それぞれ個々のケアマネさん1人に当たり大体幾らという点で謝礼の支給をしていると。ちょっとそこを多めに見積もっていいですか、多めにというのは、計画作成の申請が来るのが大体これぐらいだろうということの見積りを立てて予算を立てているところですけども、そこが結果的にあまり去年、失礼しました、令和5年度ですね、調査をやった分だけあって、あまり伸びなかったというところではございます。ちょっとすみません、お答えになっているかどうか、恐縮です。

○えごし委員 この計画作成の150万という、ここの決算の部分は、謝礼の分の150万ということでよろしいですか。その内訳というか、教えてください。

○岡福祉総務課長 先ほどの答弁は、そういう意味で言うと全く誤りです。失礼いたしました。区のほうのシステム改修を150万程度で行っているところでして、これは見守り台帳のシステムとかと連携して使っているんですけども、そこで150万かけて、個別避難計画に関する内容というの、もちろんそれまでの間も収集できていたんですけども、より分かりやすい形で収集できるようなシステム改修を行っているところでございます。

○えごし委員 システム改修の価格が入っているということですね。そういうことですよね。結構、新規作成数も25件ということで、かなり少ないなと。それだけで150万はおかしいなと、ちょっと思ったんですけど、システム改修が入っているということで。

25件は、やっぱり先ほど言ったとおり、令和5年は全戸配布をして作成していただい

たということで、かなり件数が伸びた。令和4年は、ちょっとどういう形だったか、あれですけど、700件はある。その中で、令和6年がやっぱ25件だけしか新規はなかったというところで。

先ほど言われていたとおり、調査書は3年に一度配布することになっていると言っていたかもしれませんが、結構その調査書によって新しくなる方がやっぱり多いのかなと、新しく登録していただく方が多いのかなと。65歳以上なので、64歳から65歳に上がった時点で一応対象者にはなるということですよ。そういう方は結構おられる、対象の方はかなり多くなると思うんです、64歳から65歳になる人。そういう方に対して3年に一度になってしまうと、そういう調査書が届くのは2年後になったりとか。もちろん口コミとか、個人で調べて、そういうご家族の人が申請して作るという例もあると思うんですけれども。

やっぱり結構、調査書を対象者の方に送っていくというのは結構大事なのかなというふうに思うんです。そういう意味で、この3年に一度というところを例えば見直すような考えとかがあるのかどうか、お聞かせください。

○岡福祉総務課長 今のところは3年に一度にしていく考えでおりますけど、その観点の一つとして、見守り台帳のシステムを使っているというふうに先ほど申し上げましたが、見守り台帳と個別避難計画は内容がすごく似ていると、受け取り手の目線から見てですね。そこをずらすという話は、区ではしておりました。一緒に送ってしまうと、やっぱり避難計画は特殊な計画ですので、防災の観点での計画としてちゃんと回答になるのかどうかというところ、受け止めていただけるのかどうかという点、そこでの懸念がありまして、そこをちょっとずらしての調査という形でやっておりまして。

ただ、おっしゃっていただいたように、まだまだ潜在的なニーズが恐らくあるだろうと思われる中で、この調査の頻度というのはしっかりちょっと考えていかないといけないなというふうに思っておりますので、ちょっと検討等させていただければと思います。

○えごし委員 見守り台帳とかなり似通っていて、それと重ならないようにというのもあると思うんですけれども、本当に震災というか、災害がいつ起こるか分かりませんし、この制度のはざまで、登録する機会がちょっと空くようなことがあるのはあまりよくないなというふうに思っていて、ぜひそういうところの検討はお願いしたいと思います。

○岡福祉総務課長 ご指摘を受け止めて、検討してまいります。

○池田分科会長 はい。ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で、目の1、保健福祉総務費を終わり、項の1の保健福祉管理費の調査を終了いたします。暫時休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 0時59分再開

○池田分科会長 休憩前に引き続き、分科会を再開いたします。

調査の続きに入ります。次に、項の2、高齢者・障害者費の調査に入ります。最初に目の1、高齢者福祉費です。決算参考書166ページから173ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○辰島在宅支援課長 決算参考書172ページ……

〔正午を知らせる庁内チャイム音あり〕

○池田分科会長 いいですよ、続けてください。

○辰島在宅支援課長 続けてよろしいでしょうか。はい。ありがとうございます。

決算参考書１７２ページ、１５、認知症支援サービスについて、説明いたします。主要施策の成果４７ページ、事務事業概要１６６ページです。

東京都健康長寿医療センター、九段坂病院、区の三者共同で認知症や軽度認知障害、ＭＣＩ相当の高齢者等が主体的に参加できる「認知症とともによりよく生きるためのプログラム」の研究開発に取り組んでおり、６年度はパイロットスタディを実施いたしました。また、認知機能維持向上教室を、認知症やＭＣＩの方、物忘れが心配な方を対象に実施いたしまして、予算執行率は８５.４％でした。

７年度は６年度の取組を基にプログラムの効果検証を行うとともに、認知機能維持向上教室を通年化いたしまして、認知症の方やＭＣＩの方等を対象に、体を動かす、認知症に関する知識や予防について学ぶ、また参加された方同士の交流を図る場を設けて、継続的な支援に取り組んでいるところでございます。

説明は以上でございます。

○池田分科会長 保険年金課長。

○小阿瀬保険年金課長 決算参考書１７２ページ、項番１７の高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業につきましてご説明させていただきます。主要施策の成果は４８ページ、事務事業概要は４６４ページに掲載してございます。

区では、後期高齢者の健康の保持・増進や疾病予防などを目的といたしまして、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を令和６年度より行っております。内容といたしましては、ハイリスクアプローチといたしまして、ＢＭＩが低い高齢者に対して区の保健師と東京栄養士会に所属する栄養士さんが直接訪問して栄養指導を行いましたり、あるいは、ポピュレーションアプローチになりますけれども、区の実施する介護予防事業など、高齢者の集う中での低栄養防止講座の開催、またチラシの配布などを行わせていただいたものでございます。

このような活動で今すぐ健康課題が改善するというものではございませんけれども、今後こうした活動を通しまして高齢者の健康の保持、増進などを図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

なお、こちらは執行率が３５.９％となっておりますが、栄養士さんによる訪問業務委託の契約差金などによりまして、こうした執行率になったものでございます。

ご説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。この目の１、高齢者福祉費も事業が多いので、ページごとに区切って質疑を受けたいと思います。

それでは、まず１６６ページから１６７ページ、１の生活支援事業について、委員からの質疑を受けます。

○ふかみ委員 １、高齢者福祉費、生活支援事業の（７）高齢者いきいき相談について、ご質問させていただきます。

こちらは素晴らしい内容だと思っているんですけども、こちらの２１８万という金額は、どのようなものに使われたんでしょうか。人件費なんんでしょうか。

○辰島在宅支援課長 高齢者いきいき相談の決算の内訳ということでございますけれども、決算としては241万強ということで、まず内訳としては、218万ですね、すみません。まず委託料ということで、高齢者あんしんセンターに委託をしておるんですが、訪問相談員が電話をかけて訪問相談をされる方の分の委託料ということで197万余、それから電話訪問の電話料金として、役務費として20万余を支出したものでございます。

○ふかみ委員 ありがとうございます。こちらは例年40名前後の方、それから声の訪問回数2,000回前後で推移しておりますが、こちらのほうは需要が飽和しているのか、それとも専門家の人たちの時間によって、これが限界の回数であり、人数なのか、教えていただければと思います。

○辰島在宅支援課長 こちらの事業は、週1回または2回利用される方の希望に応じて、相談員が電話をかける、訪問するという事業なんですけれども、実際、何というんでしょう、飽和といいますか、なかなか数字的には、過去、数年間、数字としては、実績、件数としては一定の数字を維持しているようなところでございまして、そういった方々に関してはまず必要、まずニーズがあるというところでございます。

また、こういう見守り相談はひとり暮らしの方、あるいは高齢者のみ世帯の方を対象とした事業でございますので、そういったことを考えますと、ほかにも様々な見守りの手段というのがございますので、その中の一つとして活用されているのではないかと思います。

○ふかみ委員 ありがとうございます。介護・福祉の分野において、限られたリソース、予算であるとか、それから人材不足が本当に言われているところなんですけれども、その中で多くの方に、どれだけ多くの方にサービスを利用していただくかということが非常にポイントになってくると思うんですけれども。

この分野は一番今言われているAIで、Large Language Models は一番、何というんですかね、進化していて、特性に合っているものかなと思うんですね。こういったコミュニケーションには専門性が必要で、専門員の人たちを見つけるのも大変だと思うんですけれども、AIはこういったところに非常に、何というか、合っているものだと思いますので、ぜひ今後、AIの利用などを検討いただけるといいのではないかなというふうに思いました。

○辰島在宅支援課長 ご提言、ご提案ありがとうございます。当区の場合、かなり、見守りというところで言いますと、相談員の方、あんしんセンターの専門職の方ですとか、あるいは相談センターの方が本当に現地に赴いて一人一人の方と会うようなことを、もう何年も積み重ねてやってきているところでございます。そういった意味では、かなり地域の高齢者の方と信頼関係も築きながら、見守りなどの取組をしているところです。

一方で、今ご提案がありましたように、そういったAIというのが進化、日々進化しているところもあろうかと思いますので、こういった事業を進めていく中で、こういったものが今回はニーズにかかってくるのか、相談センターの職員でスタッフさんですとか、あるいは、そういった高齢者の方の声なんかも聞きながら研究してまいりたいと思います。

○池田分科会長 はい。関連、小枝委員。

○小枝委員 答弁のほうはそちらの言い方でよろしいのかなというふうに思って聞いておりましたけれども、私もそういった、何というんですかね、私がおばあちゃんだった場合は、こういうふうにやりますよというようなプレゼンを受けて、あ、そうか、これはいい

なと確かに思うような話が結構あって、それは個別、足で行く見守りを否定することではなくて、自分の親であったら命が、あのベッドの上でどうなるかということもAI的な管理ができるし、あとは話しかけ、声かけも自分で認知症をリフレッシュするような、夜に声をかけておくと朝にちゃんとやってくれるとか、そういういろんな、ただ、私がそういう経験をしたからといって、それを行政に持っていくと、また口利きだとか言われちゃうじゃないですか。

そういう点で、行政のほうで受けているような具体の提案があれば、ぜひ示していただきたいし、こちらのほうからも、全然それは公開して構わない情報として、むしろ正々堂々と、いろいろなそうした研究者の方々がやっている事柄を紹介して、まずは聞いてもらいたいんですね。そしてベストマッチングを、この孤立、独り暮らしが多いこの千代田区において、AIと対面の、歩きながらのやってきたことの積み重ねのマッチングをそろそろ図って、踏み込んでいいんじゃないかと思うんですけども、区のほうにはそういうのは、具体、来ていませんか。

○辰島在宅支援課長 今お話を頂き、具体的にそういったご提案とかが来ているという状況はあまりないと認識しております。ただ、一方で、先ほどちょっとご答弁を差し上げましたが、かなりアナログなところ、そういう対面で顔の見える関係というところを、本当に千代田区は大事にしながら進めてきているところです。一方で、これから高齢者の方も増えてくるでしょう。そういったときには、多分マンパワーでは、なかなか限界もあるところもあるかもしれません。そういったときに備えるというか対応できるように、今、小枝委員からもお話を頂きましたけれども、そういった技術も活用できるのであれば、そういったところもちょっと研究させていただきたいと思います。

○小枝委員 はい、もちろん対面の頑張っているところは本当に感謝していますし、地域の中でも見ております。要望はいけないと分科会長から言われちゃうかもしれないんだけど、（発言する者あり）ぜひ、いろんな情報を我々のほうも、何というか、悪い意味ではなく、一つの意識活性化のためにお伝えをしていきたいと思いますので、そういう際には、情報収集の一環として耳を傾けていただけたらというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ありがとうございます。そういった、何か情報とかを頂ければ、そういうところは受け止めさせていただきたいと思いますし、また、他区の状況なども、他区のほうからもいろいろ、ちょっと情報を仕入れながら、研究してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○池田分科会長 どうぞ、牛尾委員。

○牛尾委員 同じ生活支援事業のうちの（４）の高齢者福祉住環境整備ということで、事務事業概要１３０ページになります。高齢者世帯の方が手すりの取付けとか、そうしたものを設置する際に補助するということですが、この給付の２９件とか、自立支援設備改修の１１件、これは主に分譲、自分で持っている家が主ということですかね。

○小目高齢介護課長 基本的に分譲ということで、ご自身の財産のところ、お住まいのところに補助をするというものでございます。

○牛尾委員 高齢者世帯、高齢者のみ世帯、賃貸に住まわれている方もいらっしゃると思うんですよ。高優賃なんていう高齢者向けの住宅だったら、もう既にこういうのはなさ

れていると思うんですけども、もし賃貸の方々がね、こういうふうなのをつけたいとなった場合の、かなりハードルがあると思うんですけど、そうした場合、どのようなことができるのか。

○小目高齢介護課長 基本的には、その賃貸借の契約の内容になるかと思うんですけども、退去するときに原状復帰といいたほうがいいでしょうか、そういったところで、どのようなそのオーナーさんとの契約になっているかというところで、基本的に取り外しできるものであれば、この住環境整備の中で補助することはできるんですけども、そちらが、そのお住まいの契約の内容的に、ちょっとオーナーとお話が見つからないということだと、そこを補助してしまうというのはなかなか難しいのかなというところでございます。

○牛尾委員 もう、そういうものを設置しちゃいけませんよというふうな取決めになっているところは、もうしょうがないと思うですよ、これはもうオーナーさんが許可するかどうか。ただ、原状復帰していただけるんだったらいいですよというのはあるじゃないですか。原状復帰にも当然お金がかかるわけで、そこへの支援というのにも、これは使えるものなんですかね。

○小目高齢介護課長 現状は、その撤去費用というものは補助メニューの中には含まれてございません。

○牛尾委員 やっぱり高齢化が進む中で、賃貸にお住まいの高齢者の中でもこういうのが、もうこういうのを設置しないと生活ができないんだという方も増えてくると思うんです。もちろん、そうした方々が高優賃なり、そうした住宅に移ればいいんですけども、区営とかってね、ああいうところにね、公営住宅とかね、なかなかそれは難しいとなった場合に、やはり撤去の費用まで補助して、補助が広がると使いやすいかなと思うんですけど、その辺の検討というのはいかがですかね。

○小目高齢介護課長 正直なところ、これまでその撤去費用について検討してきたというところはないんですけども、ただいまのご提言を踏まえまして、そういったところにまでメニューを拡充できるかどうか、ほかの制度等の全体的な兼ね合いもございまして、ちょっと全体を見ながら研究を深めさせていただければというふうに考えてございます。

○池田分科会長 はい、どうぞ。

えごし委員。

○えごし委員 私は、（９）番のこの高齢者食事支援サービスについてお伺いしたいと思います。事務事業概要は１１７ページです。

今回、決算として１,１８０万余ありますけれども、ここの部分の執行率は幾らぐらい、幾つぐらいか、教えていただいてよろしいでしょうか。

○辰島在宅支援課長 高齢者食事支援サービス、こちらですね、執行としては、一応、食事支援サービス自体の予算としては約１,２００万円余、決算としては約１,１００万円余ということで、９５％の執行率になります。

○えごし委員 ９５％ということで、しっかりやっているとということで、あと、令和６年度も様々物価高騰などもあって、食材も上がったとか。そういう意味では、例えば、そういう質とか内容とかに影響がなかったのか、そこら辺はいかがでしょう。

○辰島在宅支援課長 委員ご指摘のとおり物価高という影響もございまして、若干値上げされたという事業者さんもあるんですけども、食事の質について、低下しているという

ことはございません。

○えごし委員 ないということで、安心いたしました。

この高齢者食事支援サービスも、高齢者の方にとって食事を支援していくというのはすごい大切なことだなど、大切な事業だなど思っております。もともとのこの食事支援サービス、長らく行われていると思いますけれども、この行う目的というか、まず、そこをちょっと、そもそものこのサービスを行う目的を教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○辰島在宅支援課長 高齢者食事支援サービス業務でございます。65歳以上の独り暮らしの方、または高齢者のみ世帯の方で、在宅での食の確保が必要な方に個別の食事の配達を行って、その生活の支援をするということと併せまして、その定期的な日常訪問という形を通じての見守りといったところも併せまして行っているところでございます。

○えごし委員 今の目的の中で、見守りという言葉も入っていてありがたいなと思います。いろいろ説明文、事業事務概要の説明とかだと、あんまり見守りのなところの文言がないので、ぜひそこも入れていただきたいなというふうには思うんですが、ただ、しっかりそういう意味でもやっていたらいいと思います。

その上でちょっとお伺いしたいのが、このお弁当の渡し方なんですね。基本的にホームページでは、ご利用の方に手渡しをすると、利用者不在の場合は、お渡しすることはできませんということで区のホームページでも書かれてあるんですけども、中には、例えば、もう外、外というか、置いておいていいよというふうに言われたら扉のところに掛けていくという例もあるというふうには伺っております。それは、例えば事前に、その扉に掛けておいてねとか、持っていったときに、ちょっと今出られないから掛けておいてねとか、そういう形でやっているところもあるというのを利用者の方からもお伺いしました。そういうところ、基本的にはやっぱり手渡しになっていると思うんですけども、この区と事業者との仕様書というか、やり取りの仕方というか、そのこの渡すというところに関しては、どういうふうになっているのか、教えてくださいてもよろしいでしょうか。

○辰島在宅支援課長 今委員ご指摘ございましたように、原則、配達される方は利用者の方に直接手渡しすることを原則としてございます。ただ、親族の方ですとかヘルパーの方が代理で受け取る場合ですとか、あるいは、例えば呼び鈴を鳴らしたとき、今おっしゃったように鳴らしたときに、今ちょっと出られないんで掛けておいてとかいう場合とかには、対応することはございますけれども、いわゆる置き配というものは行ってございません。

○えごし委員 もちろん置き配はやっぱり駄目なんで、そこはもう行っていないということで、いいんですけども、ちょっと置いておいて、掛けておいてねと言われたときに、扉にかけるという観点で、配達される方も、たくさんの方へ配達されるんで、時間的な問題もある、なかなか出てこられるまで待てない、そういう事情もあるかと思うんですけども、夏とかだと、やっぱり廊下とかも暑かったりとか、結構、どのぐらいで取られるか、その弁当を受け取られるかというのも正直分からないパターンもあると思うんですね。

なので、私も、その、何が何でも必ず手渡し、仕方ないパターンもあるかもしれない。でも、その中で後のフォローをちょっとしっかりしていただきたいなと思っているんですね。ちょっと、もし扉にかけたりとかそういうパターンがあったら、それをちゃんと受け取ってもらえたのか、また、食べたときに問題がなかったかとか、もちろん、そういう件数はすごい少ないと思うんですが、基本は手渡し、原則としてやっているの。そういうと

きに、ちゃんとそういう確認とかをしてもらえるように事業者さんと打合せしていただきたいなというふうにも思いますし、また、見守り的な観点からいっても、そこら辺のフォローの確認はしっかりしていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 まず、例えば今ご案内がございましたが、例えば、そのかけておいてくださいとか、事前にそういったオーダーがあって対応した場合というのは、そういった場合の報告というのは頂いております。また、もらうようにしております。それから、あくまで原則は手渡しなので、そこは徹底するということとは申し伝えてございます。

また、先ほどの夏季のときというのは、やはり長時間置くというのはなかなか危険ですから、そのところはやっぱり原則は、まず遵守してほしいということは伝えております。

また、なので、そういった何かオーダーがあった場合に対応した場合につきましては、現状でもそういった対応をしましたという報告はもらい、また、そこで何か問題があるか、なかったかということも報告は受けているんですが、より丁寧に対応していくべく、また改めて徹底していきたいと思います。

○えごし委員 そういう報告は受けていただいている。例えば、違和感があつたりとかしても報告を受けていただいているということなので、その後の、実際、さっき言ったとおり受け取ったかとか、食べて問題なかったかとか、そういうところの確認もぜひしていただきたいと思います。

あと、今年度からの話になってしまうのであれなんですけども、つい最近は一つ、1社、事業者が終了したということで、今まで3社でやっていたのが2社になっているということで、その点については、もう今まで利用されていた方も、しっかり利用できているような状況になっているのか、また、さっきから言っている点では、3社が2社になったので、2社でかなり、またその契約者が増えていると思うんですよね。その対応する人数が増えていると思うので、そういう意味では、その丁寧な手渡しの仕方とか、その後のフォローの仕方とか、そこら辺も、またさらに丁寧に強化していただきたいなと思うんですが、その点はいかがでしょう。

○辰島在宅支援課長 まず、今回3社あったところから2社になったということで、今まで、廃業したところを使われていた方々につきましては、それぞれ、現在行っている別の業者さんのほうで切替えとか振替とというのは完了してございます。

また、一方で弁当事業者さんのほうも、先ほどご指摘がございましたけれども、配達する件数も増えるということでは、かなり今までよりはちょっと状況も変わってくるところ、特に、初動期はかなり、そういう意味では慌てるところもあろうかと思いますが、そこはやっぱり丁寧な対応というのは求めていると思っておりますし、そこについては改めてまた周知していきたいと思います。

○えごし委員 ありがとうございます。

最後、1点だけ、ホームページのチラシのところには、まだちょっと3社の名前が載っているの、事業者一覧は削れているんですけど。なので、そこはまたちょっと修正はしていただきたいなと思います。

あと、今後そういう事業者を増やしていこうという考えがあるのか、今、2社ですよね、それを増やしていこうという考えがあるのかだけ、最後聞かせください。

○辰島在宅支援課長 ホームページは修正させていただきます。大変失礼いたしました。

それから、なかなか、その宅配のお弁当屋さん、業者さん、見守りも併せてという業者さんというのは、なかなか見つからない、なかなか少ないんですね。ただ、今回3社から2社になってしまっている、変わったというところもございますが、なるべくそういう選択肢とか、そういう増やせないかというところで、今、当たっているところでございます。もし、またその業者さんが増えるようなことがあれば、そこはまた改めて案内はさせていただきたいなと思います。

○えごし委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

様々職員の方もこの事業、継続またはやっていくために、様々検討しながらやっていたいているのには感謝申し上げます。また、増やしていただくのも検討しているということなので、しっかりやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○池田分科会長 いいですか。

○ふかみ委員 （8）番の自動通話録音機の設置促進についてお伺いします。

こちらは執行率が57%なのですが、100%でないといけないというわけではないですけれども、素晴らしいサービスだと思うので、未達の理由をお伺いできればと思います。

○辰島在宅支援課長 一つは録音機の設置促進でございます。実際にはなかなか、その件数が上がってきていないというのが実際ではございますけれども、昨年度に比べて今年度の同時期ですと、今、件数・金額が増えているというような状況にもございますので、なかなかその、確かにちょっと執行率はあまり上がってはいないんですけれども、なかなか、何というんですか、まだ一定のニーズはあるのかなとは思っているところです。

○ふかみ委員 ありがとうございます。千代田区では、ご老人の独り住まいであつたりとか、ご老人だけで住んでいらっしゃる方たちが8,500名ほどいらっしゃいます。その人たちが詐欺に遭ってしまう可能性というのは、非常にリスクが高いと思いますので、このサービス、非常に広げていただきたいと思うんですが、警視庁の令和5年度の詐欺全体件数を調べましたところ、特殊詐欺も、この目的に入っている特殊詐欺も含めまして325件あったそうです。警視庁は、麹町、丸の内、神田、万世橋警察署で合計325件、そのうち、これが認知件数でして、検挙された件数は102件、3分の1とのこと。この数字を見ても、もっと多くの件数が起こっていたのではないかと、これは推察なんですけれども、そういった意味ですと、この対策は非常にいいと思いますし、65歳以上を全部対象にするというのは結構、人生100年時代ですと長いかと思いますので、例えば65歳から80歳ぐらいはご希望者、80歳以上は進めていただくでありますとか、録音すると非常に、1件当たり金額も高くなりますので、電話番号が非表示の場合は取り次がないであるとか、昨今増えてきています名前であるとか、それから電話番号を言っていたら次のステップに進むなど工夫をして、多くの方に活用していただきたいなと思うところですが、いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ちょっと、そうですね、なかなか録音機の設置というところでは、なかなか率として上がっていないところではございますけれども、引き続き周知に努めながら、役に立つものであるというところでアピール、PRできるようにしていきたいと思っております。

また、今おっしゃった、日常のそういう電話番号を聞くとかといったところに関しまし

ては、先ほど申し上げました見守りの相談とか、そういったところで、日常のやり取りの中でそういったご説明などを差し上げて、対応できる、一人でも多くの人が、何かそういう電話があったときに、適切に対応できるような仕掛けというのは、ちょっと考えていきたいなと思います。

○ふかみ委員 ありがとうございます。

○池田分科会長 ほかはどうですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、ここのページを終わって、次に168ページから169ページ、2の介護支援事業から6のシルバー人材センター助成について、委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 4番、敬老事業の敬老会について、まず伺います。事務事業概要139ページ、140ページ辺りなんですけど、まず数字の確認をさせてください。

140ページの事業実績のところ、令和6年度の出席者は1,300人というふうになっているんですけど、これは正しい数字でしょうか。

○岡福祉総務課長 正しい数字でございまして、一般の参加者ですね、招待状をお送りした方が1,300名でして、去年の常任で報告したとき1,500名程度と言っているのが来賓の方ですね、議会の方であったりとか、そういった来賓の方であったりとか、あと付添人の方を含めた人数が1,500名という形でご説明していたところでございます。

○おのでら委員 令和5年度の1,600人というのは、これも来賓の方は除いた数字ということでよろしいですかね。

○岡福祉総務課長 そういったところでございます。

○おのでら委員 そうすると、今までは、その来賓を含めた数字で議論をしていたような気がするのですが、ちょっと混乱するところであるんですけども、令和5年度の出席者の割合が全体に比べて23%、令和6年度は18.4まで下がってしまったと、かなり大きく減ってしまったと思うんですけども、その要因についてはどのように分析されていますか。

○岡福祉総務課長 事後のアンケートによるものですが、やはり演芸の内容というところで、ちょっと、あまりこういった公用の場でお伝えしにくいところではありますけど、アンケートの内容ですと、演芸の内容ということでご回答いただいているところです。

○おのでら委員 来られた方のアンケートをベースに、そういうふうに判断されたということだと思うんですが、来られていない人についても、ある程度は聞いていらっしゃるということですかね。

○岡福祉総務課長 来られていない方にも、実は別途、その敬老事業の中で調査みたいなのは行っておりまして、そこですと、ちょっと個々の演芸の内容についてという形ではなくて、日程が合わなかったであったりとか、入院・入所されていて、なかなかやることができなかったというようなことのお声というのは、また別途で頂いているところですが、今年、令和7年度ですね、演芸の内容が変わってちょっと増えているというところで見ましても、ちょっとアンケートの結果の内容を見てだけの判断、ご参加者の方のお声を聞いただけでの判断になりますけれども、推測として、令和6年度というのは、ちょっと演芸の内容による影響というのが、応募の段階から多かったのではないかなというふう

に推察をしているところでございます。

○おのでら委員 その対象者と、あとは来賓、その他付添いの方、この辺りの数字というのも、今後は分けてご開示いただければと思います。

あと、聞きたかったのが、お土産をお渡しされていると思うんですね、お茶と和菓子ですかね、今年の場合は。昨年度もそうだったと思うんですけども、こちらを用意された数と、あと、金額を教えてください。

○岡福祉総務課長 多めに見積もって2,000個程度を用意をしまして、その金額というのは160万円ほどでございます。

○おのでら委員 2,000個を用意されて、実際来られた方が1,300、来賓と付添いの方にもお渡ししていると思うんですけども、そうすると500ぐらい余ってしまったということなのですが、これはどのようにされたんでしょうか、残りの500。

○岡福祉総務課長 区のほうで、適切な形で処理というのはさせていただいているところでございます。

○おのでら委員 ちょっと今後の、令和7年度の敬老会のお話の中でやろうかと思っていたんですけど、例えば今年だと、9月の初めのほうで敬老会を実施されたと、かなり暑いんですよ。まだ暑い、もう相当暑い。和菓子を配っていただいて、その配っていただいたものを、別に会場内で食べられるわけじゃないんですよ、その場で消費できるものではなくて、家に持って帰っていただいて食べていただくような形なので、暑さで傷んでしまわないとか、そういったことの懸念があるんですけど、特に、そういった苦情ですとか、そういう食中毒とか、そういうのは起きなかったということではよろしいですかね、昨年度。

○岡福祉総務課長 幸いにして、今はそういったものは起きていないというところでございます。

○おのでら委員 ちょっと油が染みていたとか、ちょっと色が変色していたという話は聞いているんです。で、先ほどの話ですけど、500個については、まあ、やっぱり多めに用意するというのはしょうがないと思うんですけど、500はちょっと残り過ぎだなという気もするんですよ、200万円、2,000万円、2,000万円なので、160万円か、160万円なので1人当たり800円かな。ですので、この辺の運用もちょっと見直す必要があるんじゃないかなとは思うんですね。夏場、夏場というか残暑が延びているので、暑い中で、本当に和菓子を配ることが適切なのでしょうか。

一つの提案になってしまうんですけども、例えば和菓子券であったりとか、あとは洋菓子でもいいと思うんですけども、地元の提携するお店で使える券を配ることで、その参加された方が、それを持って、歩いてそのお店に行って、好きな和菓子や洋菓子に変えていただくと。それこそ、そうすることでフレイル予防にもつながると思いますので、また、食中毒の危険性も減ると思うんですね。そういったご検討というのはいかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 しっかりと検討してまいりたいというふうに思います。ご指摘ありがとうございます。

○池田分科会長 今のおのでら委員に関連するんですけども、やはり年々参加されている方で、例えば今年、昨年度もそうなんだけれども、ちょっと病気されていて、どうしても行けなかった。だけど、ずっとこの間、国立劇場から始まって、毎年出ている方で、楽しみにしている方で、今は全部のところに招待状が来なくて、申込み制になってしまっているから、一度は申込みはするんだけど、やはり、その時期にどうしても会場に行か

れなかった場合、ご家族の方でも、その入場券を持っていけば、それだけの数がもし用意されているのであれば、引換えも可能なのかなというのを今感じたんだけども。

そうなってくると、もっともっといろいろ問題はあると思うんですけども、やっぱり、足りないよりは多い方がきっと、もちろんいいとは思いますが、今の出席率も含めてなんだけれども、お祝い品という形で敬老会に出た方しか、そのお祝い品がもらえない。で、中を開けると「お祝い」とちゃんと印が押してあるおまんじゅうがあるから、それはもらった方はうれしいし、だけど、家にいる人はどうしてももらえないというところはあって、その辺りは、やはり今後、少し検討に値するんじゃないかなというのは感じているんですけど、いかがですかね。

○岡福祉総務課長 ご提案いただきまして、ありがとうございます。おのでも委員、池田分科会長からいただいたご意見を踏まえまして、ちょっとしっかり検討していきたいというふうに思います。

○池田分科会長 牛尾委員。

○牛尾委員 毎回毎回、この敬老事業というのは議論になるんですけども、どうしても、この敬老会ですと、もう圧倒的に多くの高齢者、対象の方は参加しないわけですよ、まあ、いろんな事情はあるんでしょうけれども。ここの中で、やっぱり敬老入浴券もありますけど、これもね、近くの、他区の銭湯で使えるようにしてほしいというような要望も私は出していますけど、敬老入浴券にしても、やっぱり全員が使うわけじゃないということ、今回は、敬老事業の見直しを行っていかうということ、さんざん、毎年毎年言っているじゃないですか。

例えば、敬老会については、参加している方へのアンケートというのは取っていらっしゃると言いました。ただ、なぜ参加できないのかとか、参加しない方々が敬老会についてどのように思っているのかというのを幅広く調査をしていくことが事業の見直しということにもつながっていくんじゃないかなと思うんですけども、そうした調査というのは行う予定があるのかどうか、いかがでしょうか。

○池田分科会長 予定はない。予定はないんだろうけどな。

福祉総務課長。

○岡福祉総務課長 敬老事業の中で三つの事業がありますけれども、敬老祝品のほうの事業で、まさに、その敬老会に参加しなかった方も含めて、こういった形でお配りできますので、その機会を捉えての調査をするというのは一つあるかというふうに考えています。非常に、この事業を続けていくかどうか、あるいは、こういった形でやっていくかというところについては、ご指摘を今まで頂いているところですので、今回、参加されていない方、利用されていない方に向けての実態調査といった形でできるかというのはしっかり考えていきたいというふうに思います。

○池田分科会長 続けてどうぞ。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 6番、シルバー人材センター助成についてお伺いしたいと思います。

こちらますばらしい施策で、私も、もうすぐこの対象のシルバーになるものですから、登録したいなと思っているんですけども、今期4,000万円ほど使われておりますが、このうちの内訳、特に人件費のところは、どのくらい使われたのかということをお伺いした

いと思います。

○岡福祉総務課長 内訳としまして、人件費ですけれども、大体3,000万円ぐらいですね。で、これは一応、その会員の会費ではなくて、事務局の、センターのほうの運営の費用でございます。

○池田分科会長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 失礼しました。ありがとうございます。こちらについてもアプリの、マッチングアプリなどの開発であるとか仕様というのはどうかなと思ってご提案させていただきます。理由としましては、先ほどから、ちょっと仕組みがしっかり分からないですけど、民生委員の方であるとか、CSWの方であるとか、ボランティアの方々をベースとしたコミュニティづくりも非常に重要だと思っているんですけれども、世代によっては、管理された状況でサービスを提供されたいという方も増えてきていると思うんですよ、私のような世代ですと、評価ができるであるとか、コミュニケーションって、言うほど簡単ではなくて、いろんなトラブルの元にもなりますので、こういったアプリを使って、Uberじゃないですけども、評価ができるような状況の下でサービスを受けられる状況というのがあっていいかなと思いました。いかがでしょうか。

○岡福祉総務課長 一つの選択肢として、利用したい、応募した発注者側が、そういった形でお願いをしやすいような環境をつくり上げていくことというのは、シルバーのいろんなその業務の手段が広がるということでもありますので、非常に有効な手段だというふうに思っております。

一つだけちょっと補足しておきたいのが、昨今フリーランス法が施行されましたけれども、やはりシルバーさんというのは業務委託という形で、雇用契約ではなくて、やはりあやふやな形態で契約を結んでしまって、トラブルといいますか、契約の内容についてというところですね、そこを回避するために、センターさんがしっかりそこを管理して、守っているといった側面も一方ではございますので、そことの兼ね合いを見ながらですね。

ただ、シルバーは会員不足がすごく課題になっておりますので、働く機会として、こういった業務も携われるんだよというところを広めていく機会として、今ご提案いただいたようなアプリの活用なども、ちょっと検討していきたいなというふうに思っております。

○ふかみ委員 ありがとうございます。そうすると、先ほどの3,000万円の人件費というのが業務委託費ということなんですかね。

○岡福祉総務課長 すみません、委託費ではなくてセンターに対する補助です。すみません、ちょっと先ほど出過ぎたような言い方をしましたけれども、あくまで連携でございます。センターが行っていることに対して、一緒に検討していきたいなというふうに考えております、すみません。

○池田分科会長 大丈夫ですか。はい。

関連で、牛尾委員。

○牛尾委員 シルバー人材センターのやっぱり担い手がなかなか減ってきているということについては、この間、大きな問題にはなっていますけれども、やはりこの間、高齢者の方も、やっぱり働いて収入を得ないと、年金だけでは生活できないという方が増えている、例えばテレビでもやっていますけれども、そう考えても、やっぱりシルバーの働く方への報酬というのかな、このシルバーにはね、当然会費がかかりますよね。3,000円だっ

けね。それを払って仕事を見つける、仕事を見つけて仕事をやるけれども、やっぱり、もうちょっと収入が欲しいなという方もいらっしゃる。そうした場合に、なぜか、これは就労じゃないからね、大変だと思うんですけど、もうちょっと引き上げていくようなこともやっていかないと、なかなか集まりにくいのかなと思うんですけども、そこについてはいかがですかね。

○岡福祉総務課長 まさに、おっしゃっていた生きがい活動というのがセンターの趣旨ではありますので、就業がですね、雇用契約みたいな形でやればいいじゃないかという議論とのバランスで、ただ、待遇をしっかりと整えることというのも、人気を高める手段の一つとしても考えられると思いますので、ご指摘、しっかり検討してまいりたいと思います。

○池田分科会長 休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時50分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

ほかの項目、ございますか。

○えごし委員 私は、2番の介護支援事業のところの、（4）番の紙おむつ支給について、少し伺いたいと思います。

決算額は3,680万円ということで、ここのちょっと執行率も、また、ここの部分を教えていただいてもよろしいでしょうか。

○辰島在宅支援課長 紙おむつ支給の執行率といいますと、88%、89%になります。

○池田分科会長 89%。

えごし委員。

○えごし委員 はい。ありがとうございます。

紙おむつも、この物価高騰が高くなる中で、やっぱり値段も上がっている。その中で、様々のこの支給限度額も毎年上げてきていただいているというふうに思います。この支給限度額については、今後もその状況を見て上げていくという、上げるということもあれですけど、検討していくということでよろしいでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ちなみに、6年度が現物支給で月1万100円までは自己負担1割というところで行っていたところが、7年度は1万600円ということで、今、進めております。また現金支給につきましても、6年度は1万2,600円上限だったものを、7年度からは1万3,200円ということで、まあ引上げというところをさせていただきます。これには先ほどの物価高騰の影響もございます。

また今後、どの程度影響があるのか、ちょっと、今の状況で量ることは難しいんですが、その都度その都度、状況に応じた対応はしていきたいと思います。

○えごし委員 また検討していただきたいと思います。

その上で、一つちょっと伺いたいのが、この対象についてなんですけれども、基本的には要介護認定が、要介護1以上の方で必要な方、あと、もう一つが65歳以上で要介護とかなくても、65歳以上で入院中で必要と言われる方については使われているということで、これ、ちょっと一つ相談というか声があったのが、例えば入院中、必要で補助を受けていた方も、例えば退院して、これ、病院とか、病気とか、その手術によっては、例えば前立腺の手術とかをされた方、これは退院されても、やっぱりこのおむつが必要にな

ってくるというパターンがあるみたいなんですね。そういう手術とか病気によって、退院した後も必要、ちょっと要介護とかの認定があれば受けられると思うんですけども、そういう要介護がない方でも、そういう手術とか病気になったことで、退院してからでも必要な方がおられるということで、そういう方についても、ぜひ支給はしてあげていただきたいなというふうにも思うんですが、そこら辺についてはいかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ご提案いただきましたこちらの事業、介護支援事業ということで、介護保険事業の、保険の外出しのようなところで行っているところがあり、介護、要介護1以上、あるいは65歳以上の方で諸疾病等によって入院、常時紙おむつの利用が必要な方ということで利用対象とさせていただいているところでございます。

趣旨としては、ちょっと要介護のところの方の支援という性格がございますので、なかなか今頂いたところについて、はい、いいえ、というようなことは、ちょっと即答はできかねるんですけども、ちょっと他区の状況も踏まえながら、ちょっと余地が、検討できるのかどうか、考えさせていただきたいと思います。

ちなみに他区で、こういった紙おむつの支給を行っている区を比較してみましても、当区のほうはかなり手厚いほうの部類に入っておりますので、何がかなっているのかというのは、ちょっと引き続き研究・検討してまいりたいと思います。

○池田分科会長 牛尾委員。

○牛尾委員 同じ2番の（7）の認知症高齢者在宅支援ショートステイ、事業概要135ページですけども、これは執行がゼロということで、事務事業概要を見ても、昨年度は127人、310日、その前は190人、406日と。それが突然、今回ゼロになったという大きな理由は。

○小目高齢介護課長 認知症高齢者在宅支援ショートステイの実績でございます。これは、過去はジロール神田佐久間町においてこのサービスを提供してきたところだったんですけども、そちらの施設におきまして、ちょっと認知症関係のサービスを縮小したという経緯がございました。ですので、そのまま、この事業自体は廃止はされておりませんですけども、そのまま、ジロール神田佐久間町の中でショートステイを頂くということは厳しい状況になってまいまして、ご希望の方については、ジロール麹町のほうに移送して、そちらでショートステイを頂くと、そういう形で継続をするということになりました。

ただ、そういったやり方について、従前どおりのようにいきませんので、ちょっと需要が下がってしまって実績がなかったと、そういうような経緯でございます。

○牛尾委員 そのジロール佐久間町が、もうできなくなりましたという大きな要因というのは何なんですか。

○小目高齢介護課長 認知症のデイサービスもそうなんですけども、一般のデイと認知症のデイがありまして、認知症ですと経費が結構かさむんですね、利用者についても自己負担が大きくなると。そういうところで、必ずしも一般のデイで認知症の方が受け入れられないわけではございませんので、ちょっと敬遠されてしまっていたと。そういうところで、なかなか実績も、その認知症関係のほうがだんだん下がってきている状況がございまして、そういった中で、サービスをちょっと一般のほうに切り替えるというようなことになったという次第でございます。

○牛尾委員 要するに事業者のほうも金銭的、まあ、スタッフもそうかもしれませんけれ

ど、負担が大きいと。利用者は、負担があってもこれだけ利用、ニーズがあるわけだから。だけれども、事業者の負担が大きくてやめてしまったということですか。そこへの対策支援というのは行えなかった。麴町も、これを見ると事業廃止という形になっているでしょう、これを見ると。今後はどうしていくおつもりなんですか。

○小目高齢介護課長 この負担感のところでございますけども、事業所についても、そのほかのサービスに集約していきたいというインセンティブがある一方で、利用者の方につきましても、利用料金が高いので、あえて認知症のほうを選ばなくてもというところで、認知症のサービス自体がなくなってきてしまったというところでございます。

ただ、ショートステイ事業自体は残っておりまして、これは神田佐久間町での実施ということなんですが、場所を、ちょっとややこしいんですけども、廃止をされている麴町のほうに移して、移動していただいて、そちらで提供するという形の継続はございます。ただ、この流れがなかなか分かりづらいところもあるせいか、ひょっとしたらその利用者に十分に周知されていない、ほかの認知症サービスが縮小してしまいましたので、それに伴って、このショートサービス自体もなくなってしまったのではないかと、そういうような懸念もありますので、いま一度事業者のほうには、この認知症ショートステイについては継続しているというところを、いま一度ちょっと周知活動のお願いをも今しているというところでございます。

○池田分科会長 はい。続けて、どうぞ。

おのだら委員。

○おのでら委員 5番、長寿会助成について伺います。事務事業概要143ページです。

こちらを見ると、60歳以上の人口も70歳以上の人口も昨年よりも増えている。そんな中で会員数というのは減っているんですね。加入率だけではなくて、会員数自体減っているという状況なんですけども、それについてはどのようにお考えになっていますでしょうか。

○岡福祉総務課長 会員数が減っている状況で、長寿会という活動が、ここに参加することによって本人の生きがいといいますか、様々な活動の機会を提供するような場にもなっているというふうに思っておりますので、地域の様々な関係者、町会であったりとかとの連携によって、できれば、これを持続して、こういった目的にかなうような場として持続的に存立させていきたいというふうなところでは考えております。

○おのでら委員 年々加入率が下がっているということは、その活動内容がちょっと時代に即していなかったり、あるいは何らかの事情で伸び悩んでいるというか、会員数が減っている事情があると推測されるんですけども、この中でも、例えば麴町の長寿会は、60歳以上の1.2%しか入っていなかったりして、その一方で、万世呉竹会は9.5%と高い、この中でも特に突出して高いんですけども、その万世呉竹会でやっている試みというのは、特別なものとかはあったりするんでしょうか、活動の特別性というか。

○岡福祉総務課長 すみません。ちょっとこの場ですぐに明言できるようなものはありませんで、ただ、そうした活動が活発なところというのは日頃の、イベントに限らず日頃の活動の中で様々な工夫をされているところだというふうに思いますので、ちょっとその研究をしっかりとしていきたいなというふうに思います。

○おのでら委員 そうですね、万世については特に70歳の13%が参加されているとい

うことで特に高いんですね。ぜひ、こういった成功事例というか、そういったところを参考に、ほかの場所についての長寿会の活動とかも見直しつつ、この加入率が上がるように検討いただければと思います。よろしくお願いします。

○岡福祉総務課長 ありがとうございます、しっかり検討してまいります。

○池田分科会長 はい、このページはいかがでしょう。

牛尾委員。

○牛尾委員 これ、あんしんセンターというのは、この、どこにあるのかね。あんしんセンターの事業というのは、この介護支援事業の中に入るのか。ごめんなさい。どこでかなと。介護会計なのかな。

○池田分科会長 ちょっと休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時02分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

このページでほか、質疑はございますか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、このページを終了して、次に170ページから171ページ、7番のいきいきプラザ一番町管理運営から、12番、介護人材確保・定着・育成支援についての委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 11番、介護施設等助成のところで、THE BANCHO土地賃借料助成について伺います。

これも毎年伺っているところであるんですけども、都の補助がなくなったり、そういったところでどんどんこの賃借料が上がっているところだと思います。確認したいのが、これ、国有地の定期借地だと思うんですけども、賃料改定の条件というかタイミングというのはどのようになっているんでしょうか、一定なんんでしょうか。

○小目高齢介護課長 3年に一度の改定となっておりまして。直近ですと、令和5年の9月に改定をされてございます。

○おのでら委員 そうすると、令和8年の9月に改定時期を迎えると思うんですけども、こちらで改定になるときの何かベースとか、そういったものは契約上どのようになっているんですかね、公示地価をベースとするのかどうなのか、改定条件、契約条件。

○池田分科会長 契約改定のときにまた変わるようなことがあるのか、何か基準があるのか。できる。はい。

高齢介護課長。

○小目高齢介護課長 まず、正式な国からの通知というところで示されるものでございますが、ちょっと今、未確認でございますけども、その当初の覚書、契約書の中に、そういった国の考え方のベースが記されているかというふうに記憶してございます。

○池田分科会長 おのでら委員。

○おのでら委員 国からの一方的な通知で賃料が決まるということですかね。ある程度の交渉の余地というのはあるのでしょうか。

○小目高齢介護課長 交渉の余地、その考え方に基づいて、基本的には自動的に積算されますので、それについて、あまり区のほうから異議を申し立てるとするのは、なかなか難

しいところかなというふうに推察されます。

○おのでら委員 公示地価がすごく上がっていて、この1年だけで二番町の辺りは10%上がっているんですね、1年だけで。3年に一度の改定なので、かなり賃料は上がるんじゃないかという懸念があります。令和10年からさらに補助がなくなるんですかね、そうするとまた区の負担も増えて、さらに賃料上昇で負担が増えてしまうと、この支出というのはかなり増えるんじゃないかなという不安があります。

都の補助金が切れてしまったとかそういう点もあると思うんですけども、国とか都とかにさらに補助を出してもらおうとか、あるいは、その定期借地の条件を変えてもらう、3年に一度とかではなくて、もっと伸ばしてもらおう。この介護施設ということの事業性を踏まえても、やっぱり長期に安定して区としても補助していきたいし、運営もしていきたいという思いがあると思いますので、ここは、ちょっとやっぱり3年に一度とかではなくて、地価の変動の影響を受けなかったりとか、あるいは補助金をもうちょっと出してもらおうとか、そういったところの補助が必要だと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小目高齢介護課長 現行は、その覚書なり協定書にのっとして、その考え方で一度整理されたものでやってきてございます。ですので、その条件変更については、また協議といひましようか、両者合意になった暁には可能になるかと思ひますけども、ちょっと今の段階で、どこまでその区の意向を取り入れていただけるかというのは、国のほうについても不利益になるところもあるかと思ひますので、ちょっと難しいところがあるかなと思ひますが、どういった方策ができるかというのは、中でちょっと考えさせていただければというふうに考えてございます。

○おのでら委員 はい。ありがとうございます。契約の条件が変えられなくても、その分補助を何とかうまく出してもらおうとか、そういったことは工夫ができるかと思ひますので、よろしくお願いいたします。

○池田分科会長 このTHE BANCHOについては、そうやって土地のほうはしっかりと支援はしているけれども、一方で、この介護施設の運営助成もかなり行政、区のほうで負担はしているというところもありますから、土地代が上がるけれども業務はしているけれども、しっかりとサービスは向上していただきたい、維持も含めていただけれども、そのの辺りも区のほうで、所管のほうで、何だろうな、少し監督というか、チェックができるのかどうかというところはいかがなんでしょうかね、今後も、引き続きというか、お金だけ出すのではなくてという意味もあるんですけれども、いかがですかね。

○小目高齢介護課長 直接的な許認可権限等は区は有していないところはございますが、一般的な、何か施設等に要望がある際は、区にもお声を寄せられまして、そういったのがこれまでの中でこれまでの関係性の中で個別に調整をしてきたというところもござひますので、ちょっと、確かに公費としては大変大きな額を、一定の額を投入しているというところもござひますので、施設のほうには、区民の利便性が上がるように、そういった調整は引き続き行っていきたいというふうに考えます。

○池田分科会長 よろしくお願ひいたします。指定管理ではないんですけども、あそこの1階のフロアなんていうのは、コロナ前のときには、しっかりと区民と一緒に交流ができるような場所という話も当然ありましたから、地域との連携というのも大事ですし、そのこのところは引き続き経営、重視していただきたいと思ひます。いかがでしょう。

○小目高齢介護課長 既に、その1階のホールについて、コロナを契機に地域開放が縮小してしまったという声も頂戴してございまして、そちらは事業者のほうに展開いたしまして、事業者のほうからは、再開に向けて前向きな回答と、既に一部対応しているという声も聞いてございますので、そういった調整は引き続きさせていただきます。

○池田分科会長 はい。（発言する者あり）11番の介護施設助成、等助成だったか。

小枝委員。

○小枝委員 はい。関連で伺います。

土地賃借の話ですけれども、これ、50年定借。（発言する者あり）ね。なわけですよ。で、福祉目的の土地を購入するときには、財政調整で見るというようなことではなかったかなというふうに思うんですけれども、また交渉事だから、それもメニューは言えないと言われちゃうかもしれないんですけども、ちょっと、買うと見てもらえるけれども、借りると見てもらえないというようなことだと、ちょっと具合が、バランスが悪いような気がしたんですけど、ちょっと私の認識違いですかね。

○池田分科会長 分からない。

ちょっと休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時11分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁からお願いします。高齢介護課長。

○小目高齢介護課長 （74文字削除）

○池田分科会長 小枝委員。

○小枝委員 はい、分かりました。

それで、非常に賃料というか、これ、何というのかな、入所費というの、措置費か。じゃない、何という、今、何というんですかね、高い、負担が大きいというような意見がある一方、ここができたおかげで、以前よりもずっと入れることは増えた。うん、非常にそこは感謝されているところだと思うんですけれども、負担が多い。それから、ほかのジロールとかに比べると、やや、やっぱクローズ。うん。そのこのところをどうしたらいいのかという、家族会とかそうしたところから具体の要望が上がってきていないかなと。これから改善すべきところは、できることは改善するという立場だと思うんですけども、どんなことが上がってきているのかというところをちょっと聞いておきたい。

○池田分科会長 休憩します。

午後2時12分休憩

午後2時15分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。高齢介護課長。

○小目高齢介護課長 お時間を頂戴いたしまして、失礼いたしました。

現在も、なかなか東京都のほうに権限がある中でも、実情として区のほうに様々な声が寄せられまして、その中で、改善できる苦情については区のほうで改善を促しますし、なかなか区のほうで直接的なもの、難しいものについても、定期的に施設長等とお会いする機会もございまして、そういった中で改善を、ご相談という形でお願いしているという

状況でございます。（発言する者あり）

あと、先ほどご質問の中でございました特別調整交付金のところにつきましては、ちょっと訂正をさせていただきたいと思います。失礼いたしました。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいでしょうか。

○牛尾委員 私は12番の介護人材確保・定着・育成支援のところですね。

まず、（1）番の介護保険施設等人材確保・定着・育成支援5,700万円ですけど、これ、7施設で行われてます。具体的にこの人材確保をするために、それぞれの施設でどのようなことに使われているのかというのは分かりますか。

○小目高齢介護課長 こちらは介護施設を対象といたしまして、特別養護老人ホームですとかそういったところ主に、ほかの施設もございますけど、24時間稼働しているような施設を対象としてございます。人材確保といたしまして、派遣職員の方を雇用する経費ですとか、あるいは労働環境の改善といたしまして、一部こちらにも契約職員、非常勤職員等を正規職員とする取組に対しての補助、あるいは人材育成といたしましては、施設のほうで研修等を行ったときに、そちらに対する経費を補助しているというものでございます。

○牛尾委員 派遣の方とか人材育成へのお金というのはよく分かりました。なかなか、そうはいっても、介護の人材不足の大きな要因というのはやっぱり給与、これはもう報酬で決まっているから、なかなかね、抜本的に上げるというのは無理なんだけれども、例えばなんとか手当、なんとか手当ということで活用するということは可能なかどうかというのはいかがですか。

○小目高齢介護課長 委員おっしゃるとおり、介護報酬という枠組みの中で、基本的には、公定価格ではないですけども、そういったもので決まっているところでございますので、そちらを区が直接的に、同じような名目で補助するというのは難しいというところではございます。

そういった中で、現状ですと、労働環境の改善というところで、一部家賃補助、こういったような取組は、既に現行の枠組みの中でも行っているというものでございます。

○牛尾委員 例えば、その家賃補助の場合は、施設がどこかを借りて、その施設から家賃を出すということで可能なんですけども、例えば、通ってこられる方への交通費補助なんていうのは当然出ているんですよね、交通費とかそうしたものには。

○小目高齢介護課長 そうですね、他区から通っていらっしゃる方については、企業が交通費等を支給してはございますが、現状、区のほうで、それに対する補助というものは用意がないという状況でございます。

○牛尾委員 うん、なるほど。それを前提に、この支援によって、大体区の介護施設の人材というのは、十分確保されているということによろしいんですか。それとも、まだまだ努力が必要だということなんですか。

○小目高齢介護課長 人材紹介会社を利用いたしまして正規職員を雇用する取組、こちらについての補助もございます。こちらについては、令和6年度、合計14名の雇用があったというところではございます。ただ、14名というところもございまして、業界押しなべて介護人材が不足しているという状況もございまして、こちらをもって全て万全だという認識も区にはまだないというところではございます。

○池田分科会長 ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、ここのページ、170から171ページを終わります。

次に、172ページから173ページ、13番のよろず総合相談から、18番、高齢者福祉一般事務費について、委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 話題になった地域包括支援センター、あんしんセンターですけど……

○池田分科会長 よろず相談ですね。はい、どうぞ。

○牛尾委員 よろず相談のところですね、172ページですね。

すみません、今、ちょっとあんしんセンターの人数を教えてくださいませんか。

○辰島在宅支援課長 職員の数ということで。

○牛尾委員 そうね、職員の方と相談員の数とか。

○辰島在宅支援課長 職員の数で言いますと、あんしんセンター、麴町のほうが、4月時点ですけど12。で、神田が9ですね。

○牛尾委員 この12人の方、9人の方、これ、全員が相談活動をされているわけじゃないですよ、実際に出向いていて、そこはどうなんですか。

○辰島在宅支援課長 ちょっと、どなたがどの役を帯びているかまでは、ちょっと詳細はつかみかねるのですが、それぞれ資格を持たれている方の中で、そういう相談業務のほうは従事していただいていると思っております。

○牛尾委員 私も、あんしんセンターの方ね、あんしんセンターに電話して、いろんな対処をお願いするわけですが、結構やはり、お一人というかな、センターが抱える方々との相談というのは多いんじゃないかなというのを伺っているんですけども、そこについては、区としてはどのような認識を持っていらっしゃる。

○辰島在宅支援課長 恐らくいろいろ、このご時世ですので、多様な相談事というのは、それぞれのあんしんセンターに舞い込んでいると思います。その中で、皆さん本当によく頑張ってくださっている、ここはもう感謝でしかないんですけども、その中で、今現在、いっぱいいっぱいですといったような相談、ちょっと人手が厳しいですというような相談というものは受けておりません。

○牛尾委員 うん。はい。それなら安心なんですけれども。例えば、そのあんしんセンターの方が相談に行きますと、既に介護認定を受けて、特養とかを利用したほうがいいですよと、ショートステイなんかを利用したほうがいいですよとなるじゃないですか。その際、ご本人がそうしたところに行きたがらないというケースがままあるんですよ。で、旦那さんだったり奥様だったり、もう困り果てていると。あるいは、ご子息の方々が、本当はもうそういうところを利用してほしいんだけど、ご本人が嫌だと、家がいいというところで、結構困り果てているという話もよく聞きます。そうした対応もあんしんセンターでなさっていると思うんだけど、そういう場合、結構時間がかかると思うんですよ、相談にね。そこについての支援なりというのは必要なんじゃないかなと思うんですけども、いかがですかね。

○辰島在宅支援課長 そうですね、今おっしゃったような、なかなか込み入った事情の相談事、困り事というのは、なかなか解決するにも時間がかかるかと思います。ただ、どう

しても、やはり高齢者の方が安心・安全に地域で暮らしていけるような手段というものを、いかに、やはり本人、あるいはご家族の方のご意向も尊重しながらやっていくと、やっぱり、そんなに早急な解決というのはなかなか難しいのかなと。ただ、なるべく、あんしんセンターだけに負担を負わせるのではなく、区も関与いたしますし、あるいは、それぞれ地域の見守り、見守ってくださっている方々のお知恵も借りながら、その方にとって何が一番よろしい暮らし方なのかは常に考えながら、支援のほうは続けていきたいと思います。

○牛尾委員 よろしくをお願いします。

中には、そうした相談の中で、ちょっと相談に乗る方というかな、の言い方がまずくて、もう気を悪くしちゃったという話を私聞いているんで、結構負担はあると思うんですけど、丁寧な対応をぜひお願いしたいと思います。

○辰島在宅支援課長 先ほど顔の見える関係、信頼を築き上げてきているというようなお話を差し上げたところでございます。その中で、やはりそういうコミュニケーションの取り方というのは、やはり人それぞれですし、そのときの気持ちですとか、体調ですとかにもいろいろかと思しますので、そこはやはり、これまでもそうですし、これからも、より丁寧な対応を心がけていきたいと思います。

○池田分科会長 小枝委員。

○小枝委員 項目が、高齢者相談支援とかぶってもいいというか、大きく言えば13、よろず総合相談ですね、はい。非常に24時間対応で応じてくれているということと、土日でも稼働してくれていますよね。これ、ここですよ。ケースによるんでしょうけども、非常に、本当に助かることは多いというか、個別対応をすごくよくくださっている、拠点になっていると思うんですね。9人、12人というこの体制では、本当にこれ、夜中もいますよね。私、真夜中に電話したことはないんですけど、相当負担になっているんじゃないかという気がしているんですけども、それは、そういった声はないですか。

○辰島在宅支援課長 先ほど申し上げたあんしんセンターは、包括支援センターで従事している方の人数を申し上げました。で、24時間365日対応しているのは相談センター、かがやきプラザにある相談センターなんですけれども、そちらはまた別に、それぞれ神田と麴町で人数の配置をさせていただきます。その中で24時間体制を取っております。

今のところ、先ほどと同様、仕事はかなり逼迫しているというようなことでの相談等は受けておらない状況でございます。

○池田分科会長 今のは、高齢者生活環境整備支援のところになるか、事務事業だと149になるのかな、違う。決算書だとどこに値しますかね。（発言する者あり）

○辰島在宅支援課長 相談センターで言いますと、例えば、高齢者総合サポートセンターのところに入っております。事務事業で、例えば相談件数とかでいいますと、事務事業概要の162ページとかそういうところで、この実績のほうは載せさせてもらっております。それと、先ほど部長のほうからのお話、事業でちょっと飛んちゃっているんで、そこでここというふうに、ピンポイントのものはちょっとないものですから、ちょっと申し訳ございません。

○池田分科会長 小枝委員。

○小枝委員 ページを過ぎちゃっているのね、閉じちゃって、終わっているところだから。これはいつの機会でも言えることだとは思いますが、連携を取りながらやってく

れているんだろうとは思いますが。それで、ついそうすると、そっちの高サポのほうにね、行っちゃっているかもしれませんが、私たちなんかは、そこのほうが連絡しやすいということもあってですね。そこの連携がうまく取れているんでしょう。

ただ、このよろず相談というところになると、もう恐らくこれも議論のときが過ぎたんだとは思いますが、相当、何でしたっけ、苦労して、法人も何度も替わって、なかなかよろず相談する窓口にならないということで苦労したところですよ。今現在は安定しているのか、たしか障害者に関しては、錦町の施設ができると、そちらのほうに一括されていくであるとか、何かそういった説明を聞いたことがあるんですけども、たしかあそこの平川門の前にあるところですよ、そこが本当によろず相談としての機能を。

○池田分科会長 小枝委員、そこは、またちょっと違うよろず相談になりますので。

○小枝委員 あ、そうなんですか。

○池田分科会長 はい、高齢者と障害者と違うので、別で。

○小枝委員 こちらは障害者なんですか。

○池田分科会長 はい。

○小枝委員 分かりました。じゃあ、結構です。

○池田分科会長 はい、このページはいかがでしょう。

ふかみ委員。

○ふかみ委員 15番、認知症支援サービスについてお伺いします。事務事業概要の166ページになります。

実は、私、ここに記載されている、ゆるゆる寄り添う「すきま時間介護セミナー」というのは、私がボランティアでやったセミナーなんですけど、参加させていただきました。内容的には本当にすばらしいプログラムで、一流の先生が来てくださって、学ぶことがたくさんあったすばらしいプログラムなんですけれども、177ページを見ていただきますと、サポーターの数が年々、初めは2,092名だったんですけども、だんだん1,444、1,440名と下がってきているんですけども、こちらはどのような課題があるかとご認識されていますでしょうか。

○辰島在宅支援課長 今のご指摘でございます。認知症サポーターの数というところなんですけど、こちらの、この年度ごとに受講された数です、登録された数というよりは、なので、人数としては増えているという認識でございます。はい。

○ふかみ委員 うん、うん、受講者が、受講者の人数が毎年減っているのは、どのような理由だとお考えでしょうか。

○辰島在宅支援課長 まず、確かに少しずつ減少傾向にあるようなんですけれども、当初からかなりの数、既に受講いただいている方も多うございますので、確かに委員ご指摘のとおり漸減傾向にはございますが、十分こちらは機能しているんじゃないかと思っています。

○ふかみ委員 私も、この認知サポーターの認定書を頂いていまして、活動していた者なんですけれども、なかなか活動するのが、この講座を受けた後の活動に結びつくとところであるとか、この受講する意味みたいなものが難しいというところがありまして、そうですね、認知症の症状というのが、覚えたことを忘れるのは老化なんですけれども、覚えられないというのが認知症なんですよね。なので、本人自体は全く、何というんですかね、思い出せないことであるとかそういうことには違和感はなく、徐々に徐々に覚えられない

状況が続いていくわけなんですよ。

なので、この全体の認知症支援サービスが、その認知症の方々へのサービスではなく、認知症を支える家族であったり、認知症の方々と対峙するようなお商売をやっている方、例えば、旅館やホテルで働いている方であるとか、宅配で届ける方であったりとか、ショップだとか、ケータリングショップ、そういう方に対して認知症とは何かというのを広めるような活動であると、とても内容がすごくいいので、多くの方に知っていただけたらと思うんですけども、この開催が昼間の時間で、結構長く取られるんですよ。なので、なかなか受講できる人ってすごく少なく、できればオンラインであるとか、いつでも受講できるみたいな形にさせていただくと、このプログラムの意義みたいなものがより高まるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 まず最初に、認知症のサポート予測講座を受けた後の方が活動する機会がなかなかないというお話がございましたけれども、まず、認知症サポーターになっていただいて、まずは認知症のことを知っていただき、そばにいる方のことを気にかけていただく、まず、そこから入るものでございます。さらに踏み込んで、ボランティアとして活動していただく、認知症の方、あるいはその家族の方とも、より身近に何か接していただくような方ということで、今、オレンジサポーター登録制度というのをしております。こちらはまた、やっぱりステップアップ講座というものを受けていただくことにはなるんですけども、そういったことで活動していただけるような機会というのは取らせていただいております。

また、なかなか今、認知症サポーター養成講座につきましては、先ほど平日のお昼ということもございましたけど、こちらは社会福祉協議会の研修センターが主催、実施してるところなんですけど、実際、土曜日に行う体制ということもございますので、ただ、そのオンラインというのが果たして、それでの研修というのが成立するものかどうかとちょっと、私もこの場ではちょっと分かりかねるので、そういう曜日とかでちょっと工夫とかを研修センターのほうもしておりますので、少しでも多くの方々に認知症サポーターということを知っていただいて、一人でも多くの方が受講していただけるというようなことは、引き続き取り組んでいきたいと思っております。

○池田分科会長 そのサポーター養成講座については、確かに、今、課長が言っていたんですけども、やっぱり千代田区民の方じゃなくって、平日の時間の昼間だと、会社員の方がお勤めの途中に受けたりとか、ご自身が、認知症の患者、家族がいるのが他区だったり、ご自宅が違ったりとかということで、千代田で受けるけれども、また自分の自宅のほうでの活動をしたいという方もいらっしゃるの、できれば、これ、せっかく社協さんも連携してやっていることで、区民の方、町会も含めて、民生委員の方も含めて、こういうサポーター養成講座がありますよというのを少し啓発していただいてもいいのかなと思うんですけども、その辺りはいかがでしょう。

○辰島在宅支援課長 ご提案ありがとうございます。これまでも町会さんのほうに働きかけたり、ご案内をするという機会もあったと思うんですけど、引き続きいろんな方々、特に区民の方の中で、なっていただける方というの、ちょっと掘り起こしのほうも、さらにしていきたいと思っております。

○池田分科会長 はい。関連で牛尾委員。

○牛尾委員 この認知症のサポートという点では、うちの子どもが、児童館で行われたキッズサポーター講座、これに参加をしてね、どこまで分かったか分かりませんよ。ただ、非常に面白かったみたいなことは言っているんですね。確かに小学生だから、すぐに、そうした認知症の方のサポートというのは難しいかもしれませんが、やはり認知症の方の状況だったり、大変さだったりというのを、こうした子どもたちが知っていくことによってね、その子が大きくなると、しっかりとしたサポーター等の養成講座につなげていくということも可能だと思うんですね。これは子ども部とも連携して、やっぱりそうした学童なり小学校なりでのこうした講座というのも一つ行ってもいいんじゃないかなと思いますけれども、いかがですか。

○辰島在宅支援課長 ご提案ありがとうございます。キッズサポーターということで、小学生の方なども対象に、これからまた、そういった若い方がこれから世の中を担っていくようなことでもございますので、そういった方々にもやっぱり今のうちから、早いうちから認知症について知っていただくということは、やっぱり知っていただく、関心を持っていただくということはとても大事なことだと思っております。

今ご提案いただいたことも、どの程度できるかどうかはありますけれども、ちょっと検討させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池田分科会長 ふかみ委員。

○ふかみ委員 説明が私のほうでうまくできなかったと思うんですけども、このサポーター、認知症カフェの養成講座を出ると、出口が、カフェをつくってみましょうという出口なんですよ。その出口の非常にハードルが高いんですよ。それは、見守ろうとする周りの人たちが、そういったことの活動の余裕があるかということ、なかなかそこは難しいところがありまして、そういう意味だと、ハードルの低いメニューが用意されているであるとか、本当に困っているところでサポートができるような取組になっていくといいなと思いました。ご検討いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○辰島在宅支援課長 ご提案ありがとうございます。一方で、また実際、ボランティアとして関与していただくには、やっぱり一定程度責任とか、あるいは、より深い知識とかが必要なのかなと思うと、なかなか、今、ステップアップ養成講座のほうで組ませてもらっているカリキュラム、こちらのほうは修了していただくことが今のところは肝要なのかなと思っております。まずは、認知症サポーターとして、認知症について、取っかかりをつかんでいただいて、その上で、またさらに何か活動していきたいなという方がいらっしゃいましたら、引き続き、さらにその先を、それがオレンジサポーターなのかもしれませんし、またほかにも活動の方法というのがあろうかと思えます。その中で、またよりよい、何だろう、方向というのは、それぞれでまた導き出していただければいいのかなと思います。よろしくお願いいたします。

○えごし委員 関連。

○池田分科会長 はい。関連でえごし委員。

○えごし委員 すみません、一つだけ確認で、さっきの牛尾委員からのキッズサポーターのところですけども、千代田区のホームページのキッズサポーター養成講座のところには、一応授業の一環とか、課外活動や地域の子どもたちが集まるとかでも、ぜひ受講をご検討くださいというふうに書かれてあるんですけども、そういう意味で、また学校とか

とはそういうお話をしたり、こういうのがありますよというのは情報提供したりとかというのは、現時点ではまだしていないということですかね。もう、されている。

○辰島在宅支援課長 正式に何か申入れをしているというところはございませんけれども、情報のほうは差し上げたりはしてございますけれども、今回こういったご意見、ご示唆を頂きましたので、またさらに、ちょっと一歩踏み込んだ形での周知なり、取組もちょっと検討させていただければと思います。○池田分科会長 ほかはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、目の1、高齢者福祉費を終わります。

暫時休憩いたします。

午後2時42分休憩

午後2時52分再開

○池田分科会長 休憩前に引き続き、分科会を再開いたします。

続いて、目の2、障害者福祉費の調査です。決算参考書、172ページから181ページです。

あ、失礼いたしました。先ほどまでのところでの答弁の修正がございました。大変失礼しました。

高齢介護課長。

○小目高齢介護課長 THE BANCHOの土地賃借料助成のところにおける小枝委員へのご答弁について、修正をさせていただきたいと思います。

事業の財源につきましては、区の持ち出しが最小限となるように最大限努力を払ってまいりたいというふうに考えてございます。失礼いたしました。

○池田分科会長 はい。

それでは、もう一度、次に、目の2、障害者福祉費の調査です。決算参考書172ページから181ページです。執行機関から説明を要する事項はありますか。

○緒方障害者福祉課長 障害者福祉課から2事業を説明させていただきます。主要施策の成果49ページ、障害児等への支援関連事業拡充について説明させていただきます。こちらは障害児に関わる五つの事業を拡充したものでございますので、決算参考資料174から177ページ、事務事業概要は244から264ページにまたがります。

障害福祉サービス等を利用する際は、国が定めた基準などにより、世帯の所得に応じた一定の利用者負担が生じます。令和6年度からは、障害児等が当該障害福祉サービス等を利用した場合の利用者負担額のうち、これまで世帯の所得に応じ生じていた負担額分を、世帯の所得にかかわらず、区独自に負担額分をゼロとすることで、障害児等を養育している保護者の経済的負担を軽減いたしました。

続きまして、決算参考資料178、179ページ、事務事業名、障害者の新たな就労機会創出事業についてご説明させていただきます。主要施策の成果は50ページ、事務事業概要は323ページでございます。

働く意欲がありながら、就労に結びついていなかった外出困難な重度障害者等の新たな就労機会を創出するため、自宅からでもパソコンやスマートフォンなどの操作により就労できる分身ロボットorihimeの活用を実証的に実施いたしました。設置場所は、障害者福祉センターえみふる受付、平河町にございますちよだんごカフェの2か所、パイロ

ットと呼ばれます操作者は、外出が困難な身体障害者、精神障害者、発達障害による外出困難者の計7名が、分身ロボットを通じて、受付業務や商品の案内などの接客業務を対応いたしました。

説明は以上でございます。

○池田分科会長 説明が終わりました。

この、障害者福祉費も事業が多いので、ページを区切って質疑を受けたいと思います。

まずは172ページから175ページ、1、障害者への理解促進と合理的配慮の推進から、から3番、地域生活支援事業について、委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 172ページのところ、障害者の理解促進と合理的配慮の推進のところでしょうか。よろしいですか。

障害者差別解消法ということで、民間にも義務づけになったという年度になっている段階で、そんなに難しいことじゃないんで聞いてもらいたいんですけども、新宿区なんかに行くと、音で、右に行くと何がある、左に行くと何があると、その音で知らせてくれるような案内があります。この千代田区の本庁舎なんですけれども、本庁舎そのものが白杖、白い杖を持って入ると音が鳴るらしいんですけども、そういった、何というんですかね、合理的配慮というのは、非常に不都合だと思った人が苦情を申し立てて、差別のないような段差を解消していくという方法だけでも、やっぱり行政自らが、この本庁舎における障害の種類ですね、車椅子とかは結構よくなったと思うんですけども、やっぱり視覚障害、聴覚障害という観点からすると不安だという声を結構聞きます。

で、その点、区のほうで、今回の予算で言うと88.16%、これ2億4,000万円の予算で、2億1,000万円の支出ということで、頑張っていらっしゃると思うんですけども、自ら総点検をかけていくということをする余地もあるんじゃないかというか、むしろやったらどうかと。すごく災害時でも、やっぱり不安だという声を聞くんですね。幾ら何かが鳴っても聞こえないという場合、デジタルサイネージじゃないけれども、こういう電光でサインがね、見れば分かる。そういった調査として最低限の配慮というものを総ざらいしていく必要があるんじゃないかということ、まずここで申し上げておきたい。

○緒方障害者福祉課長 小枝委員から、来庁された方へのそういった配慮について総点検をすべきではないかというご質問を頂戴いたしました。事務事業概要231ページのほうに、私どもが合理的配慮をしております物品の配備などを記載しております。

確かにご指摘いただいたように、何か骨伝導イヤホンを準備しましたとか、そういう代筆サービスのほうを施設に表示を提示しましたとか、確かにカウンターにいらしゃったとかそういう方を想定した物品などの準備には、これまで力を入れたところでございますけれども、おっしゃったとおり、令和6年度から合理的配慮が事業者に義務づけされたというこの時点で、改めて総点検をされてはどうかというご意見につきましては、確かにそういったご指摘、ごもっともだと存じ上げますので、これはまた政策経営部とも相談しながら対応できたらと思っておりますので、ご指摘どうもありがとうございました。

○小枝委員 そうですね。日進月歩で確かに進んではいるんですけども、やっぱり当事者目線で見たときに、これ、障害者福祉課のほうとしてもつながっている団体、幾つか今あると思うんですね。そうしたところに聞きながら、視覚障害がある人は、今年なんですけど、デフリンピックがあるわけだから、そういった障害当事者にとってどういう在り方

がいいかということを確認することは容易なことだと思いますので、そうした視点を持って、言われるのを待つのではなく、総ざらえをしていただければ、この予算もさらに生きていくんじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

四谷のほうに日本視覚障害者職能開発センターというのがありまして、これは後でお渡ししますけれども、私、ここに行ってみたことがあるんですけども、非常にいろんな情報が集まっているということもありますので、ぜひこの機会にですね、1年1年と前に進むようお願いをしたいというふうに思います。再度、答弁いただければと思います。

○緒方障害者福祉課長 私ども障害者支援協議会の中に、相談部会で差別解消部会というのを持って、実際に障害をお持ちの方ですとか学経の先生に入ったそういった部会で、様々な議題について議論してきているところでございますが、そういった機会にも小枝委員ご指摘のようなことも含めて議題に上げていきたいと思っております。ご指摘ありがとうございます。

○池田分科会長 はい。

ほかどうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、このページを終わります。

次に、176ページから177ページ、4の障害者福祉事業及び5の各種手当について、委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、次に、178ページから181ページ、6の障害者よろず相談から16の障害者福祉一般事務費について、委員からの質疑を受けます。

○小枝委員 先ほどはすみません。フライングいたしました。

事務事業概要305ページ、令和6年で8,172万が令和7年で7,974とやや減っているわけですが、今回の執行率は99.84%。この事業について、様々紆余曲折がありましたが、相談業務というのは非常に重要で、いろいろ努力してきたと思うんですけども、今後、錦町ができていくような日程に当たって、何か拡充、あるいは整理整頓されるような予定があるのか、今の現状を含めて若干ご答弁いただければと思います。

○緒方障害者福祉課長 ご案内のとおり、令和6年度から、パレスサイトビルにあります障害者よろず相談を、L i g h tという、新しい江戸川区で実績のあった事業所のほうに委託しまして、令和6年度から新しくかじを切っているところでございます。そして錦町が竣工した際には、この事業所が移動する予定になってございます。昨年度から動き出したところで、特筆すべきことだと、大きく3点あるかと思っております。

まず、受託された法人が、精神障害者の地域移行ですとか地域定着などの地域における精神障害者の支援の経験ですとかノウハウが大変豊富でございます。このことによりまして、精神障害者への積極的なアプローチが進みました。ピアサポートといって、精神障害者当事者が主体となって、同じような経験を持つ当事者を支え合うような仕組みもあるんですけども、こちらについてもしっかり力を入れてくれております。

また、2点目に、3月の14日から16日に、「オーライ展」といいまして、神保町に

ありますギャラリー、民間のギャラリーを借りて、精神病院に入院する方の作品を展示したり、ワークショップでトークセッションをして、実際に障害のある方をお育てなさっている区民の保護者の方も入ったトークセッションも幾つかありまして、私も一部トークセッションに入った回もございましたが、これまで区ではこういった事業はできなかったということをやってくれたなというところで、理解や支援の必要性が広がったのではないかと考えております。

3点目でございますが、障害者の虐待防止センター機能をL i g h tにお願いしました、6年度から。それまでは、日中は障害者福祉課では電話を受けておりまして、閉庁時ですね、夜間ですとか、あと土日休日、年末年始などは、A L S O Kのようなそういう民間事業所に電話の受付を頼んでいたというのは実情でございましたが、こちらが、今、L i g h tのほうで、きちんと精神保健の資格を持っている担当者が24時間365日電話に出て対応してくれているというところで、迅速な対応ができて、機能がより拡充できたのではないかと考えております。

以上でございます。

○小枝委員 直近の令和6年度の大きな変更については、とてもよく分かりました。つまり精神障害へのアプローチが非常によくなって、千代田区としては、やっとこのよろず相談が、居場所としても相談所としても動き始めているよというふうに受け止めます。

一方で、それは非常に重要な動きだとは思いますが、知的であったりとか、あとは身体であったりとか、そうしたところの相談というのは、今度はじゃあどういうふうになっていくのかなということは気になるのですが、100点満点はないにしても、どんなふうに考えていらっしゃるか、ご答弁をお願いします。

○緒方障害者福祉課長 すみません。特筆すべき3点を述べまして、L i g h tのほうでは、家族だとか人間関係とか、本当に不安な気持ち、お子さんのひきこもりや不登校も含めて相談に乗っております。

ですから、3障害を含め、そういったまだ障害と認定されていない状況のときでも、本当に名前のとおり、よろずということで、幅広く相談に乗っておりますので、基本的にはL i g h tとえみふるが千代田区の基幹相談支援センターとしての機能を果たしていくことで、千代田区の障害を持つ方々が安心して地域で住み続けられる千代田区をつくっていきたいと考えてございます。

○小枝委員 すみません。たしかすごく賃料が高かったりとかもしていたと思うんですが、支出のほうで8,170万の内訳というのが分かれば教えてください。

○緒方障害者福祉課長 障害者よろず相談のこちら、賃料が月8万6,350円掛けの12か月、1,139万余でございます。すみません。あと共益費が20万5,600円掛け12か月ですね、トータルすると1,139万余ということに、86万3,000円という賃料でございまして、こちらは錦町が竣工すればこの賃料を払わずに錦町のほうに移る予定になってございます。

○小枝委員 なるほど、分かりました。

そうすると、移った段階での居場所はどこになるんでしょう。狭くなるけど錦町になるんですか。それとも足りなければ周辺に確保するんですか。

○緒方障害者福祉課長 今、錦町の計画をつくるに当たり、必要な平米数ですとか、ちゃ

んと基準の中に入れて準備しておりますので、狭くなるという想定にはなっておりません。

○小枝委員 ふーん。そうですか。はい、分かりました。

そうしましたら、これから施設整備するに当たって、千代田区の特徴で、土地も狭いし、縦型であるということがあるので、障害者の施設、ここは高齢者も入りますけれども、ある程度、何ていうんですかね、必要なものは、横展開というか、空き床は幾らでもありますので、そうした場などもよく目を横に向けながら、この、今、よろず相談で旧MOFCAですね、ここが混乱の末に、今、安定運営になってきたということが、次に移行するときに、よりまた拠点として、居場所としてもなり得るような視野で今から取り組んでいただきたいと思います。

ちょっと当たっていないかもしれませんが、何かこちらを広げればあちらが狭まるのか、こちらのサービスを増やせば、この分野の障害者の受皿がなくなるとか、そういうことも発生する可能性があるので、少しそこら辺はフレキシブルにというか、必要なものは必要なだけ、しっかりと要求していくようにお願いしたいと思います。

○緒方障害者福祉課長 錦町の、竣工した際に、3階に障害者よろず相談と障害者の就労支援センターと就労支援継続B型、水耕栽培等をやる。あと移動支援事業、こちらを3階に設置する予定で、現在進めているところでございまして、こちらは入る予定の事業者の声を聞きながら、働きやすかったりですとか、動線ですとか、様々な工夫をしながら、今、進めているところでございます。

○池田分科会長 関連で、牛尾委員。

○牛尾委員 私もよろず相談のところですけども、障害を持つ方にとってね、障害を持つ手帳が、もちろん障害と認定されれば、非常にいろんな手当とかサービスを受けられると。ただ、発達障害とか精神障害となると、なかなか認定されないけれども、ちょっといろいろあるんじゃないかというお子さんを持つお母さん方が相当ご苦労されているという話も聞きます。

そうなった場合、先ほど、障害に認定されていようが、なかろうが、よろず相談なんだという話をされましたけれども、そうしたお子さんがまず保育園とか小学校がお勧めされるのがさくらキッズですよ。キッズでいろんな講習を受けたりすると。そういったキッズとの連携とかはされているのかどうか。そこいかがですかね。

○緒方障害者福祉課長 まず、お子様のそういった障害のサービスの判定会議には、児家センと私どもと保健所も入って、三者合同で判定してございますし、折に触れて情報共有はしているところでございます。

○牛尾委員 ぜひ、そうしたいわゆるグレーのところの方々が気軽に相談できるように、せっかく近くになるわけだから、児家センと、今度は竹橋からこっちに来るわけだから。そういった相談窓口がありますよという周知は、ぜひしっかりやっていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○緒方障害者福祉課長 はい、かしこまりました。やはりこういった場所があるということとは、周知を引き続き徹底してまいりたいと思います。

○池田分科会長 小枝委員。

○小枝委員 7番のほう、6番がもう、なければで。

○池田分科会長 はい。6番の関連がなければ。はい、7番、どうぞ。

○小枝委員 7番のえみふるのほうなんですけれども、こちらの、非常に、こちらも同じなんですけれども、狭いところに縦長につくっていて、まあ合築だったりするものですか、非常に人手がないような状態の中で頑張っているとは思っているんですが、お聞きをしたいのは、同じ法人がリアン文京というところで運営されているけれども、非常に平米数が同じであっても、狭い分だけ人手が食うというか、階、フロアが違えば、それだけ目が行き届かないとか、階段上がらなきゃ、エレベーター上がらなきゃとか、いろんなことで縦型というのは難しいところがあると思うんです。

そこでお伺いしたいことは、その辺の、何ていうんですかね、千代田ならではの規模的に小さいがゆえにかかる部分について、人的なあるいは運営経費的な加算というものがされているのでしょうか、というか、してほしいんですよ。

リアンのほうは、学校跡地にだんと建てている、障害者中心で建てているので、それと同じようにはできないと思うんですけれども、なかなか人の定着とか大変だと思うんですね。なので、いやあ、頑張ってくださいと言うだけじゃなくて、やっぱりそこら辺の運営の難しさを行政としても共有して、共有した中で十分なサポートをしてもらいたいということについてはいかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 福祉人材がかなり逼迫しているということは、ご心配いただいて、本当に社会問題になりつつあると思っております。

こちらにつきましては、小まめにえみふるとも情報共有しておりますし、これまでもやはり、令和2年から受託していますけれども、かなり頑張ってくれて、内部留保みたいなお金があったと言っていますが、それもだんだん、いや、もちろんこの状況ですので、やはりそういった数字を具体的に聞きながら、ちょうど令和8年度予算を計上しているところでございますので、やはり小枝委員おっしゃるとおり、この厳しい立地条件の中で頑張ってくれているので、そういったところは十分にヒアリングしながら対応しております。

一方で、やはりえみふる、6年度1年間の来場者数、延べ人数で2万2,400名。これは本当にえみふるの皆さんが積極的に、地域の方が入りやすい納涼会をはじめ、プログラミング講座ですとか生花講座ですとか、地域の方が入りやすいようなイベントですとか、積極的に展開してくれているおかげだと私も高く評価しておりますので、ご心配のとおり、人の定着がしっかりできるように、えみふるの声を聞きながら、きちんと予算計上していきたいと考えてございます。

○小枝委員 お願いいたします。

あと、その差で、あと住まうほうの問題なんですけれども、居住者ですね、居住者の問題なんですけれども、リアン文京との比較で言っても、あちらはやはり賃料の安い住宅、障害者のための住まいがあります。年金と工賃で、親が亡くなった後も住み続けられるということでやっております。

今回、みさきがなくなったんでしたっけね。グループホームとは違うよという話もあるかもしれないけれども、やっぱりトータルに錦町ができる段階で、どこということは言いませんが、区が違うからといってサービスが下がるということは、できるだけない、あってはならないと思うので、その賃料の設定について、リアンのほうも参考にしながら、同じ法人でやっておりますので、そうした親亡き後も住み続けられるような家賃設定についての十分な検討をお願いしたいというふうに、これはかねてから思ってお伝えしていると

ころですが、もう新しい施設が出来上がる過程において、さらに検討を深めていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 錦町のほうのグループホームは、平成会になりますので、まだこちら、これからそういった家賃の設定ですとか考えていくところでございますけれども、やはりおっしゃったとおり、リアン文京ですとか周辺のとか、現在のみさきもかなり補助など出しておりますので、やはり入所される方が障害者年金ぐらいで暮らしていけるような家賃設定になるように、それは今後、検討、研究していきたいと考えてございます。

○池田分科会長 はい。

どうぞ、ふかみ委員。

○ふかみ委員 12番、障害者サービス事業所助成についてお伺いいたします。

先ほど、OriHimeのご説明を頂きましたが、こちらの事業は、この3,047万のうちどのぐらいの費用がかかっているんでしょうか。もしかしたら、全てこれはOriHimeの事業。

○池田分科会長 12番の障害者サービス事業所助成のうちの……。 （「15番」「15」と呼ぶ者あり）

○ふかみ委員 あ、15番なんですね、失礼いたしました。（発言する者あり）そういうことですね。失礼しました。15番で訂正させてください。

○池田分科会長 はい。15番の障害者の新たな就労機会創出事業、こちらの質疑で。

○ふかみ委員 はい。そういうことですね。こちらのえみふるの事業は689万ということですね。こちらの効果といいますか、障害者の方々というのは、どんなようなコメントを出して、どんな効果といいますか、フィードバックってございますでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 先ほど申し上げたとおり、7名のパイロットと呼ばれる方がOriHimeを通じて働いていただいたんですけども、やはりコメントとしましては、まず仕事に就く前は不安でいっぱいだったけれども、実際就労してみたら、まるで本当にオフィスにいるかのように自分が働いて、その空間にいるような感じがしたですとか、あと、やはり常連というか、もうえみふるにいますと、もういろいろ声をかけてくれるようになったそうなんですね。なので、お互い、障害のある方、えみふるの利用者も行くのが、OriHimeと会うのが楽しみになって、OriHimeのパイロットさんも来てくれるのが楽しみになったとかという、とてもいい声を頂いております。

あと、ちよだんごのほうにも置いた時期もあるんですけども、こちらは、とてもお子さんとの相性がよかったというふうに、保護者の声を頂いております、こういったことも新たな発見の一つだったのではないかと考えております。

○ふかみ委員 ありがとうございます。そういったコミュニケーションが生まれているようで、素晴らしいなと思いました。

下のさくらベーカリーのところにもOriHimeが置いてありまして、私もほぼ毎日使っているものですから、なるべく声をかけるようにはしているんですけども、結構奥のほうにあってですね、なかなか、何かちょっと照れるといいますか、お代金を払った後なので、なかなか声をかけづらかったりするんですけども。用事をつくるといいますか、もしかしたら専門用語なのかもしれないですけど、障害者の方がいるからこそ知ることができる、こんな全粒粉で作っているんですよであるとか、焼きたてですよであるとか、今

日はこんなものおいしいですよであるとか、食べ方はこんなのがありますよみたいな、何かもう少しお話しする機会を意図的につくったりするというのがあったら、会話が進むのかなと思いました。

タスクをつくる、用事をつくるというところをご検討いただければと思います。新しいチャレンジいただいて、これから活躍する事業だと思しますので、ぜひご検討いただければと思います。

○緒方障害者福祉課長 はい。ありがとうございます。応援を頂いたと思っております。

令和6年度はえみふるとちよだんごカフェでしたが、令和7年度から1階のさくらベーカリーで実証実験を実施しているところをごさまして、一部常任委員会で同じようなご指摘いただいたので、今は、焼きたてですとか、今日のお勧めは何ですというのは、10時から就業スタートなんで、その前にお伝えしたり、あと、従業員さんが今から焼きたてが入るという情報は、今、提供するような仕組みになっている。ちょっとふかみ委員のタイミングで会えなかったかと思えますけど、より一層、今おっしゃったとおり、原料ですね、そういった粉を使っているとか、そういったことをより一歩進めて、きっとパイロットさんにとってもやりがいになると思いますので、貴重なご意見を頂いたと思っております。どうもありがとうございます。ぜひ、こちら、進めてまいりたいと思います。

○池田分科会長 関連。はい。牛尾委員。

○牛尾委員 私もさくらベーカリーで会計するときに声をかけられたりするんですけども、なかなか、今、レジのところにあるじゃないですか。会計を済ませてそのままいると、やっぱり並んでいると、なかなか会話しづらいんですよ。例えば入り口のほうに何か台を設置しておくなり、そうしたら並んでいる方ともお話ができるかなと。そこはぜひ工夫をしていただければなというふうに思いますが、いかがですか。

○池田分科会長 場所はね。

○緒方障害者福祉課長 そうですね。本当に置くに当たって、様々な検討をいたしまして、やはりお客様の邪魔にならず、やはりOriHimeがある程度見えないといろんな会話もできないしというところで、今のところが適切かというところに到達しております。頂いた意見を持ち帰りまして、また、はい、検討したいと思います。

○牛尾委員 ぜひお願いします。

あと、さくらベーカリーなんですけれども、この間、物価高騰の影響なのか、すごい値段が上がっていますよね。で、心配なのは採算が成り立っているのかどうかというのがね。あれで、要するに利用客が減ることになっても、やっぱりせっかくこうしたOriHimeを導入しているのに、利用客が減っては元も子もないと思うんですけど、これは何かどうにかできないものかなと思うんですけど。

○池田分科会長 牛尾委員、今のさくらベーカリーのことですか、今の質問は。

○牛尾委員 さくらベーカリーのこと。

○池田分科会長 そう。そこじゃ、ここじゃないよね。

○牛尾委員 でも、一応ベーカリーはここですよ。（発言する者あり）どこなんですか。

○池田分科会長 さくらベーカリーはジョブ・サポート・ちよだになるんじゃないのかな。

○牛尾委員 ジョブ・サポート。ああ、じゃあ8番になるのかな。

○池田分科会長 はい。

○牛尾委員 じゃあ、8番……

○池田分科会長 で、ちょっとお待ちください。

○牛尾委員 はい。

○池田分科会長 15番は、ほかに関連ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

では、牛尾委員、8番お願いします。

○牛尾委員 はい。じゃあ、ジョブ・サポのところで管理運営になると思うんですけども、やっぱりさくらベーカリーの値段が上がっているということで、利用客も減っているんじゃないかと思うんですけども、そこについて、区として何か手だてというか、何かありますか。

○緒方障害者福祉課長 はい。バター、小麦粉が急騰しておりますので、段階的にパンの値段を上げさせていただいているのは、ご指摘のとおりでございます。一応今のところ、その値上げによって、何とか運営のほうはやれておりますので、やはりこれ以上の何かバターや小麦が値上がりしたときには、また新たな考えを展開しなければいけないかと思いますが、現時点では、今のお値段と今の利用者の数で、はい、うまく運営のほうは回っているところでございます。

○池田分科会長 よろしいですか。はい。ジョブ・サポート・ちよだの件は関連はないですか。

なければ、続いて、どうぞ。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の2の障害者福祉費を終わります。

次の目の3、高齢者施設建設費は、事業が一つしかございませんので、その次の目の4、障害者施設建設費の調査と一括して行います。

決算参考書180ページから181ページです。執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小目高齢介護課長 （仮称）神田錦町三丁目施設の整備についてご説明をいたします。主要施策の成果51ページをご覧ください。なお、事務事業概要は45、46ページでございます。

まず、事業概要でございます。旧千代田保健所跡地において、高齢者施設、障害者支援施設及び地域交流機能を有する施設をDBO方式により整備するものでございます。令和6年度は解体工事を進捗させるとともに、基本設計を完了させ、実施設計に着手をいたしました。基本・実施設計の執行率についてでございます。当初、区では、基本設計、実施設計のいずれも令和6年度中の完了を想定いたしましたが、選定事業者の提案を踏まえまして、令和6年度は基本設計のみの完了をさせることといたしましたため、実施設計に係る経費が未執行となったものが理由となっております。今年度から来年度にかけましては、引き続き施設の完成に向けまして、新施設の建設工事を進めてまいります。

ご説明は以上です。

○池田分科会長 はい。それでは、目の3、高齢者施設建設費及び目の4、障害者施設建設費について、委員からの質疑を受けます。

○白川委員 このDBO方式について、初めてということ、一応ちょっと解説いただきたいと思います。私のイメージだと、例えばごみの焼却場をつくって、その運営を任せて、職員を1人とか2人送り込んで、それで統括するというようなイメージがあるんですが、そういったイメージでよろしいですか。

○緒方障害者福祉課長 DBOにつきましては、まさしく文字のとおり、デザインしてビルドしてオペレーションも1者が行うというところで、白川委員ご指摘のとおりでございます。

○白川委員 そうすると、もう1者選定してやって、既にもう稼働していて、もう設計の段階から関わっているという理解でよろしいでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 はい。そのとおりでございます。

○白川委員 そうすると、今後ですね、区なり、あるいは議会がこの施設に関わりを持つといったときに、こういったコントロールの仕方をすることになりますか。例えばその会社さんに、DBOで1者選定している会社さんをお願いして、そこから下請している会社さんをお願いが行くみたいな感じになるのでしょうか。

○緒方障害者福祉課長 現在、今、解体工事が終了して、これから新築工事に入るというところで、実施設計のほうが進んでいるところでございまして、実際にオペレーションで、維持のほうにつきましても、清掃ですとか、そういった維持管理は就労支援センターB型が入りますので、そういった入所している方に清掃などをやってもらうことも検討しているというふうに聞いておりますので、白川委員がどの時点というのは、すみません。なかなか難しいんですけど、今、そういう状況にあるというところでございます。

○白川委員 はい。じゃあ、確認ですけれども、じゃあその管理会社と職員のご担当者の方が共同して今進めているという状態よろしいですか。

○小目高齢介護課長 事業の運営手法については今まさに検討している最中でございますけれども、候補の一つとして、指定管理制度を用いる可能性がございます。そちらになりましたら、指定管理の議決ですとか、まず、先日申し上げましたけど、モニタリングですとか、そういった形で議会の皆様の関与を受けることになるかと存じます。

○白川委員 じゃあ、確認ですが、今、DBOで動いているけれども、指定管理者制度も同時に並行で導入する予定であるということよろしいですか。

○小目高齢介護課長 はい。まだ確定ではございませんけれども、可能性の一つとして、選択事項の一つとして、今、検討を進めている最中でございます。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、目の3、高齢者施設建設費及び目の4、障害者施設建設費を終わります。以上で、項の2、高齢者障害者費の調査を終了いたします。

次に、項の3、生活保護費の調査に入ります。目の1、生活保護総務費と目の2、扶助費は事業数が少ないため、項全体で一括して調査をいたします。

決算参考書180ページから181ページです。執行機関から説明を要する事項ありますか。

〔「ございません」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まず、生活保護の扶助費の保護費、318ページ。これ、926万円が流用に回っていると。この原因というか、何に使ったのか分かりますか。

○前畠生活支援課長 こちら流用させていただきましたのが、下にあります2番の施設保護費のところが、実績のほう伸びて、そちらのほうを費用が足りなかった分をこちら保護費の扶助費のほうから流用をさせていただいておりますのと、その下にあります中国帰国者支援給付費、こちらにも急な入院等で医療費の扶助の医療支援給付費のほうに不足が生じたため、保護費から流用をさせていただきました。

○牛尾委員 保護費の場合だと、当然、生活保護の申請をして、オーケーだよとなれば、当然、保護費から扶助されるわけですね。流用される際に、この物価高の中で生活保護の申請者が増えるんじゃないとか、そういった予測というのは、どうだったんですか。

○前畠生活支援課長 生活保護費につきましては、予算の執行状況等を踏まえまして、十分に足りているというところ、また、執行今後の見込みにつきましても、十分対応が可能というところで、必要な最低限の必要な部分を流用させていただいたところでございます。

○牛尾委員 今、十分足りているという認識であれば、それはそうなんでしょう。

いま一つ、やはり生活保護については、生活扶助費が削減されたということが大きな問題になりましたよね。やっぱりこの猛暑の中で、しかも物価高の中で、電気代は上がる。物の値段は上がる。なかなか保護費、扶助費そのものを上げるというのは、国が決めることだからなかなか難しいんだけど、この間ずっと要望している、例えば見舞金とかですと区の判断でもできるわけですね。そうしたことについても、ぜひね、まずご検討は頂きたいと思いますが、いかがですか。

○前畠生活支援課長 はい。今現在、物価高等で生活、非常に苦しくなっているというのは、窓口等でもお声を伺っておりまして、我々としても大変重く受け止めておるところでございます。

ただ、この間、国のほうからも給付金のほうですね、何度も実施がなされておりまして、区としても適切に対応させていただいておりますので、区独自で何かしら見舞金のような対応をというところに関しましては、ご要望としては受け止めさせていただくんですけども、即時に実施に向けて明言をすることは、ちょっと今の時点ではなかなか難しいところかなと思っております。

○牛尾委員 もちろん、国の給付金は全体に渡るものだから、生活保護を受けている方にも受け取れると。ただ、この場合、中高生応援手当じゃないけれど、区独自の手当とかになると、収入要件になって受け取れないという事態もありますから、そこは考えていただいて、ぜひご検討いただければと思います。

一番最初に問題になりましたケースワーカーさんの負担のことです。千代田区では、大体1人、そうだな、先ほどの数字だ50人ぐらいになるのかな、1人のケースワーカーが担当するのはね。で、どうなんですかね、実際にかかなり負担なのか、それとも余裕、今のところは大丈夫なのか、その判断はいかがですか。

○前畠生活支援課長 ケースワーカーにつきましては、先ほど申し上げました9人というケースワーカーの数字につきまして、今、実はそこから退職者ですとか休職者が出ておりまして、実質人数でありますと、今現在7名のケースワーカーで対応をしているところが

ございます。定数としては9名あるので、採用ができれば9人にはなれるんですけども、今現在7名で賄っておりまして、大体、世帯550世帯ほどございますので、割り返すと70世帯ぐらいが、一人頭、担当しておるところでございます。

国としては、80世帯が目安とされておりますので、そういった目安だけで見ますと、実際の負担としてはそれほどでもないのかなというところではあるんですけども、やはり千代田区の特色としまして、居宅で実際にお家でお住まいされている方だけではなくて、半分の方が住所がない方であったりですとか、あとは施設等が区内にございませんので、そういった意味では、関東近辺まで広い範囲で施設入所されている方等もおりますので、そういった方の訪問等に行くと、なかなかお時間がかかったりですとか、そういった負担なども考慮すると、なかなか一人一人のケースワーカーが皆さんの世帯に気を配っていると、なかなか負担になっているのかなというところは感じておるところでございます。

○牛尾委員 この生活保護の問題は小説にもなっておりますけれども、かなりいろんな対応をしなければいけないと。生活保護を受けていらっしゃる方は、やはりいろんな状況で精神的にもご病気を抱えていらっしゃる方もいるということになると、しかも、区内に住んでる方はもちろんいますけど、先ほどおっしゃったとおり、いろんな施設にね、八王子とか埼玉のほうとかいろんな施設におられる方もいらっしゃるとなると、やはりこの人数ではなかなか負担なのかなと思いますけれども、ケースワーカーを増員していくということについては、どのようにお考えですか。

○前畠生活支援課長 今は欠員になっている部分につきましては、早急に採用を進めるように、人事課とも協議を進めておるところでございます。

また、そういったケースワーカーの経験年数もなかなか短くなっているところも課題と認識しておりますので、そういったところは研修ですとか、また他自治体とのそういった情報共有なども含めまして、ケースワーカー一人一人がそういったスキル、技術を磨いていくことで、対応がうまくいくようなところを目指していく。人数を増やすというよりも、質の向上も一緒に図っていきたいと考えてございます。

○牛尾委員 もちろん、質の向上というのは大事ですし、例えば1人のケースワーカーが1人のじゃなくて例えば2人で見たとか、チームでやるというのも必要だと思います。

ただ、いずれにしても、この欠員2を埋めるんじゃないくてね、僕はもう倍くらい増やしてもいいんじゃないかというふうに思うぐらい、大変だと思うんですよ、本当に。ご苦労されていると思うんですけども。そこはもちろん人事課との相談にもなるんでしょうけれど、ぜひ力を入れていていただきたい部門ですので、ぜひご検討ください。

○前畠生活支援課長 ご理解いただけて、大変ありがたく存じます。本当に人数がいればいるだけ、ケースワーカーとしては、訪問ですとか裏の事務的な作業ですとか、やることは幾らでもございますので、きめ細やかな支援ができるようになるというのは重々承知しておりますが、委員ご指摘のとおり、人事課との協議ですとか、今、区全体で職員の不足等も話に出ておりますので、そういった中で、我々組織として、生活支援課としてもできる限りのことをしながら職員を支えていって、またそれが区民の皆様のご支援につながるように尽力してまいりたいと存じます。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で、項の3、生活保護費の調査を終了いたします。

次に、項の4、健康衛生費の調査に入ります。最初に、目の1、健康推進費です。

決算参考書182ページから189ページになります。執行機関から説明を要する事項はありますか。

○千野保健サービス課長 私からは、健康推進費のうち保健サービス課所管の主要施策事業についてご説明いたします。

決算参考書182、183ページ、1、母子保健事業、（1）妊婦健康診査をご覧ください。主要施策の成果は52ページ、事務事業概要は40ページです。

区では、全ての妊婦が安心・安全に出産を迎えられるよう、妊娠届を提出した区民へ都内の指定医療機関で利用できる妊婦健康診査受診票を交付しています。令和6年度からは、検査項目の一つである超音波検査に係る費用の助成回数を2回から4回へ拡大し、妊婦の健康管理に係る不安や経済的負担を軽減いたしました。

続いて、同じく決算参考書182、183ページ、母子保健事業の（4）出産・子育て支援をご覧ください。主要施策の成果は53ページ、事務事業概要は59ページです。

区では、妊娠期から切れ目のない支援の実施を目的に、妊婦への面談や新生児への家庭訪問などの伴走型相談支援、併せて給付金の支給などの経済的支援を実施しております。令和6年度は、2歳児を養育する家庭へアンケートと併せて、1万円相当のデジタルギフトを支給するバースデーサポート事業を開始いたしました。なお、今年度は支給額を6万円分に拡充して、伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施をより充実させております。

続いて、決算参考書182、183ページ、母子保健事業の（5）母子関係医療費公費負担をご覧ください。主要施策の成果は54ページ、事務事業概要は66ページです。

区では、未熟児や特定の疾病に罹患した妊婦、児童等必要な医療の給付を行っており、小児慢性特定疾病児童等に関しては、特殊寝台等の日常生活用具を給付し、日常生活の支援を実施しております。令和6年度からは、世帯の収入に応じて利用者から徴収する基準額を区独自にゼロとすることで、対象保護者の経済的負担を軽減いたしました。

私からの説明は以上です。

○池田分科会長 はい。どうぞ。健康推進課長。

○上田健康推進課長 私からは、健康推進費のうち、健康推進課所管の主要施策についてご説明いたします。決算参考書が186、187ページ、4、予防接種、（1）、主要施策の成果55ページ、40、子どもの予防接種をご覧ください。

令和6年度から男女を対象としたHPVワクチン接種費用助成を開始しております。また、女子のHPVワクチンにつきましては、キャッチアップ接種と定期接種対象者に対し、積極的な勧奨等を行いまして、接種者数の増加を図りました。キャッチアップ接種につきましては、令和7年3月31日までに1回以上接種した方は、接種期間が1年延長されました。定期接種対象者と合わせまして、接種期間が延長された方に対し、予診票の送付を行うとともに、SNS等による周知を図ってまいります。また、男子HPVワクチンにつきましては、令和7年度より医療機関にチラシ、予診票を配置し、接種を受けやすい環境を整えております。

次に、決算参考書188、189ページ、8、歯科口腔保健の推進、（3）、主要施策の成果57ページ、42、区民歯科健診をご覧ください。

区では、19歳以上の全区民を対象とした区民歯科健診を実施しております。かかりつけ歯科医を持つ方のさらなる増加を目指して、令和6年12月から問診記録表のペーパーレス化実証実験を開始いたしました。令和7年度から始まる国の自治体検診事務デジタル化の先行実証事業に参加し、これまでの実証実験の成果を生かし、引き続き区民歯科健診の充実に努めてまいります。

説明は以上でございます。

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。失礼。（発言する者あり）いいんですよね。はい。ここより、事務事業概要は保健福祉部2のほうになっておりますので、ご承知おきください。

この目の1、健康推進費は事業が多いので、ページごとに区切って質疑を受けたいと思います。まず、182ページから183ページ、1の母子保健事業について委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 母子保健事業の産後ケア、ごめんなさい、出産・子育て支援の産後ケアのところなんですけど、まず、本当にこの事業によって、いかに区内のお母さんたちが助かっているかって、本当にありがたいと思っています。

今、聖路加さんと浜田病院とおとわバースと文京、日大、JR東京かな。今、結構増えていると思うんですけども、どのくらい、あの当時、全然少なかったんですけども、すごく増えているんですよ。で、区内のホテル、前はエドモントかな——だったのが、今、ヴィラフォンテーヌになって、また、今どういう状況になっているのか。ちょっとそこを教えてください。

○千野保健サービス課長 現在の産後ケアの実施施設についてお答えいたします。委員ご指摘のとおり、従前はエドモントでやっていたところがヴィラフォンテーヌになり、医療機関にというふうなことで、昨年度から医療機関に委託を開始いたしました。

委託開始した当初につきましては、宿泊3施設、通所5施設でやっていたところですけども、先ほどお話もありましたとおり、その年度途中、令和6年の6月から聖路加、とりこえを通所に加えて、宿泊3施設、通所7施設というふうになり、なお、現在、令和7年9月時点では、宿泊6施設、通所8施設まで、日大病院ですとかJR東京総合病院、こういったところを加えながら拡充しているところでございます。

○西岡委員 こんなに増えていて、もう感動したんですね。当時はほんとに少なくて、これだけ選択肢が増えるってありがたいと思うんですけども、その一方で、通所が令和5年度だと133人から利用者実数44人、令和6年ですね。また、宿泊が30人ほど増えていると思うんですが、これは、要は使いやすいいところに、本当に利用者が使いやすくなっているのか。この数字を見ると本当は増えなきゃいけない。もちろん分母数は一緒なんだけども、要は増やしたところの効果検証というのはできているんですか。

○千野保健サービス課長 ご指摘いただきました点は、令和5年度、ホテルでの実施から特に通所が大きく落ち込んでいると。そのところの理由についてのご質問かというふうに思います。

この通所型を医療機関に委託してと変えたところで、そこについて利用が落ち込んだ理由、様々内部でも分析しているところではあるんですけども、また、昨年度もご説明いたしましたが、アンケート等も取ったところではあるんですが、一つは、場所がやはり遠い

ようなところもちろんあるかなというふうなところ。また、利用料金というふうなところ。また、一部施設、タイミングにもよるかと思うんですが、予約の取りやすさ、取りにくさ、そういった点というふうなところがあるのではないかと分析をいたしまして、それを、利便性の部分で言うとシステム化の導入、また、利用料金のところで言うと減免クーポン2,500円分の導入。また、そういったところで改善をしながら様子を見て、また契約施設も追加しているところが、今年度取っている、そういう動きになってございます。

○西岡委員 そうですね。やっぱり増えたはいいいんだけど、ちょっと文京区さんだったりとか、JR東京、あと聖路加は遠くもないけれども、人気はありますよね。ただ、この利便性というところを考えたときに、増えたのは本当にありがたいんだけど、やっぱり利用者が使いやすいようにしてほしい。

このm i l a eクーポンというところで、産後ケアの専用のシステムというのが導入はされていますけれども、その辺の運用についてはどういうふうになっていますか。

○千野保健サービス課長 今年度導入したクーポンシステムの運用についてということでは、よろしいでしょうか。はい。今年度導入いたしましたクーポンシステムにつきましては、まず、利用者の方々がご手持ちのスマートフォンなどで登録をしていただき、利用者登録ですね。その後、施設に行ってQRコード等々で読み込んでいただいて、利用していただくというふうなことでございます。

これは、それをするによって、今まで紙のスタンプカードで実施していた利用回数の管理、これがデジタル化で、より簡便に、かつ、利用者側もまた区側、運営側、また医療機関側もすぐに確認できると、そういうふうな点が利点としてはございます。

○西岡委員 これは、ちなみに宿泊と通所、訪問は保健師さんが行くのかな、訪問してくださるんですね、一軒一軒ね。そういう訪問なのでまた違うと思うんですが。コスト的には、今、内訳って、宿泊は当然多くはなるんですが、どういうふうになっていますか。

○千野保健サービス課長 コストといいますと、そのシステムではなく、それぞれの利用料金というふうな意味合いでよろしいでしょうかね、ではなく。施設ごとの利用料金というふうな。

○西岡委員 ごとでもいいですし、全体が分かれば。

○千野保健サービス課長 全体として、まず、決算額として利用料金の部分でお答えいたします。宿泊型に関しましては、令和6年度決算額で1,800万余の決算額になっています。一方、通所型については153万円ほど、訪問型に関しましては31万円ほどが利用料金に関しての決算額になっております。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 分かりました。これ、例年1,800万円程度、宿泊の場合はかかっているということですかね。これは利用延べ日数だと839日間というところで、1,800万なんですけど。

ちょっと以前からこれもお願いしているんですが、世田谷区のほうでは産後ケアセンターというところでしっかりサポートしていらっしゃる、もうそこに皆さん、区民の方が産後ケアのためにいらっしゃる。で、1週間限定でというところで。

本区でもやはり設置できると思うんですね。だから、あちこちにつくっていただいて

本当にありがたいけれども、ちょっとそこ、将来的にでもいいんですけど、集約していただいて、本当は、聖路加さんとか浜田病院さんはすごく手厚くて、人気もあるのを存じておりますけれども、産後ケアセンターというのがあると、また地域の人たちとも、お母さん同士で仲よくなったりできるので、ちょっとそういうのも考えていただけたらなというふうに思いますが、ご見解いかがですか。

○千野保健サービス課長 ご指摘いただいた、確かに産後ケアに関しては自治体を実施するというふうなことで、その実施方法として、当然、自前で実施すること。また、ただ、これ、法のところも想定しているところなんですけど、やはりなかなか、急に箱物といいますか施設を造って、またそこに人員体制をつくり、安全に産後ケアを実施していく。また、これは医療行為ではないんですけど、医療とのつながりというのはとても大事なことで、まいますので、そういった体制を一から整えていくというふうなことは、大変ハードルが高い部分がございます。そういったところから、多くの自治体で医療機関等々へ委託しながら実施しているというふうなところが現状としてはございます。

今後の検討の部分としては、やはりそういった、我が国全体の産後ケアの動きを、動向を注視しながら、どういったことがしていけるのかというところを考えていくというのが必要なのかなというふうに捉えております。

○西岡委員 そうですね。世田谷区みたいなマンモス区と違って、千代田区はもともと人口少ないですし、分母数も少ないというのはあるんですけども、寄り添っていただけるような制度があればというふうに思っております。

それと、昔、前は利用日数に制限がなかったかと思うんですけど、今は制限はありましたよね。どういう制限になりました。宿泊は7日間だったと思うんですけども、前はもうある一種使い放題のような状態があったんですけども。今、アンケートも取っている中で、そういうお声を反映しているような、そういう利用しやすい日数になっているのか、その辺も含めて教えてください。

○千野保健サービス課長 産後ケアに関しましては、国全体でガイドラインがございます。また、そののところにのっとり、宿泊に関しては7日間です。泊数で言うと6泊7日になります。また、通所型に関しましては、これは5日間というふうに、これは区のほうで定めてございます。現状、通所型に関しては、もともと2回であったところを令和6年度は1回増やして3回にして――あ、失礼いたしました。1回増やしたのは今年度でございます。令和6年度は2回でございます。

○池田分科会長 はい。

ほか、どうぞ。

○牛尾委員 この（2）の乳幼児健康診査というところですね、43ページになります。この3～4月児健診から5歳児健診まで数字が載っていますけれども、これ、大体対象のお子さんのほとんどが受けていらっしゃるという認識というか、全員受けていらっしゃるという認識でよろしいですか。

○千野保健サービス課長 各健診によって、対象者数、また受診者数といいますか、受けた方、受診率に多少ばらつきはございますけれども、特に法定の1歳6か月、また3歳児健診に関しましては、90%以上の方が受けていらっしゃる。また、保健所の健診を受けることができなかった方に関しましては、医療機関で受けているかどうか、そういったこ

とを確認して、追跡してございます。

○池田分科会長 牛尾委員。

○牛尾委員 ジャあ、一応区が把握しているお子さん全員が受けていらっしゃるという認識でよろしいんですか。やっぱりこういうのは、特に法定の健診の場合は、1人でも取り残しちゃいけないと思うんですけども、そこを把握されている。よろしいですか。

○千野保健サービス課長 まず、区のほうで実施している健診を受けていただくことをご案内し、また、それに受けていただけない方、またご連絡が取れない方には勧奨をさせていただき、また、受けないで医療機関で自分で受けた方に関しては、そのご本人だとかのやり取りをしながら、また医療機関とも確認をさせていただくようなこともしつつ、さらにそれでも健診自体というふうなものを受けないと表明されて、またこちらとの関わりがない方ということも、当然発生するはするんですけども、そういった方に関しましても、ずっとやはり確認確認をすると、区からの支援というものの自体を拒否をしてしまいますので、機を捉えてこれは確認をしていっていると、そういうふうな状況でございます。

○牛尾委員 もちろんそういった方もいらっしゃるでしょうけれど、ぜひ丁寧にやっていただきたいと思います。

これ、前も、お願いしたんですけども、やはりどうしてもこの健診は、保健所が開いている日でないといけないということで、平日なんですよ。特に1歳6か月健診の場合は、お昼の午後の時間帯とかで、私も経験ありますけど、もう保育園に迎えに行って、眠そうなのを起こして健診に行って、また保育園に連れていくと。結構、保護者にとっても負担、もちろん休めばいいじゃないかという話になるんだけど、どうしても休めない場合はそうせざるを得ないと。一度、例えば年間の一月だけでも、土曜日とかに健診を持つことができないかというような話もしたんですけど、どうしてもこれは無理なのかな、平日じゃないと。いかがですかね。

○千野保健サービス課長 ニーズとして特に、また昨今、共働き世帯という表現がよろしいのかどうかは分かりませんが、お母様方もお働きになっていらっしゃる。育休期間中だけが全ての健診が収まっているわけではないというふうな状況もあり、ニーズ自体があるというふうなことは我々も重々承知はしているところではあるんですが、一方で、運営という面で言いますと、これは地域の医師会の協力を得ながら健診事業を実施してございます。まず、従事していただく医師の確保、それも含めた実施体制ですね、そういったところが、現状、ウィークデーの実施でも、特に我が区の場合は、医師会、各医師会にご協力いただいて、何とか実施できているところではございますが、23区全体を見ても、かなり厳しいというところは、担当課長会等でも情報共有しているところでございます。

そういうところも含めまして、また、年間1日だけというふうなことで設定したとしても、これ各健診、やはり受け入れられるというか、見られる上限が大体40名程度、三、四十名程度でなるように、これは平たく実施しているところでございますし、月齢のところに関しましても、年1回のところに皆さんがその月齢になるというものではございませんので、なかなかそういった点を考えると、現状すぐに改正ができるかというふうなところは厳しいのかなという状況でございます。

○池田分科会長 西岡委員。

はい。関連は、いいですね。今の牛尾さんのところ、乳児のところは。

はい、どうぞ。

○西岡委員 （6）番の不妊治療助成のところなんですけれども、これ、今、もう年間およそ6万人が不妊治療によって子どもが誕生しているという状況の中で、治療している方って50万件ほど年間あると聞いているんですね。それだけニーズがあるし、対象の方は切実です。だからこそ、国のほうでも保険の適用が、基礎治療かな——のところで保険適用というふうになりましたけれども。ここに関して、やはり3割の保険適用になっても、病院によって額も違いますので、区ですとか都もそうでしたけれども、助成がなくなるといところで、自己負担がやはり増えてくるところが懸念されていましたが、これ、今、区はどういうふうに把握していらっしゃいますか。

○千野保健サービス課長 今のご質問は、あれですかね、特定不妊治療だとかで保険適用になった結果、その方々がどの程度の経済負担をしているかということを調査しているかと、そういう趣旨でよろしいでしょうか。そうではない。

○池田分科会長 じゃあ、もう一度お願いします。

西岡委員。

○西岡委員 どう把握していらっしゃるかって、すみません、曖昧に聞いたんですけれども、今、他区の状況も踏まえてなんですけど、やはり都で30万ぐらい助成があったと。その中で、区も最初のあれかな、不妊検査に関しては1回5万円程度の助成が出ているとは思いますが、利用していた方のお声として、その助成がなくなったといところ、自己負担が増えるとかといところが現実あるとは思うんですね。

要は区としてこれ以上サポートしないんですかといところは聞きたいんですけども、そういうお声がないんだったら、それはそれで。ただ、そういうお声を受けていると思うので。で、ほかの区とも共有しているのか、その辺全体を併せて聞いたつもりです。

○千野保健サービス課長 失礼いたしました。ありがとうございます。

まず、特定不妊治療に関しましては、おっしゃいますとおり、保険適用が令和4年の4月からされました。それまで東京都のほうで30万円上限、区のほうでも上乗せ15万円で行っていたところが、東京都のほうで令和5年の4月に受付を終了し、区のほうも令和6年の12月でこの特定不妊治療に関する助成については終了してございます。

一方で、先進医療に関しての助成は、今年度から区のほうでも開始しているところがございます。また、この特定不妊治療だとかといところが、保険適用に伴って、都の助成がなくなったことに関してのご意見というふうなところは、当区の少なくとも保健サービス課のほうには、負担が増えて何とかならないかと、そういうお声は現状届いていないところではございます。ただ、とはいえ、特定不妊治療のところをなくしただけではなく、先進医療の部分については、東京都のほうにさらに上乗せしていく、そういった事業も開始しながら、引き続き支援はしてまいりたいと、そういうふうなことになってございます。

○西岡委員 そうですね。最初に申し上げたとおりで、やはり治療件数が50万件といところで、かといって、要は高年齢でなかなか産めない方に対してサポートするのめどうなんだという声もありつつも、やはり切実に、対象の方にとったら切実な願いといところもあって、先進医療としての助成というのはありますけれども、これはちょっと具体的にあれなんですけど、卵子凍結をした生殖補助医療への助成といところのその先進医療として1回10万円を上限に助成するとい、そこの分もおっしゃっているんですか。

○千野保健サービス課長 今おっしゃった卵子凍結の部分とは別でございます。別で、特定不妊治療と合わせて行う保険適用されていない先進医療の部分について、東京都も助成しておりまして、それをさらに区のほうでも助成しているということになってございます。

○西岡委員 不妊治療をしていらっしゃる女性の方というのは、大変離職率が高くなっているというところで、悩み相談ですか、不育相談というのかな、そういうところも、今、区ではどういうふうに対応していらっしゃるのか、教えていただけますか。

○千野保健サービス課長 そういった、妊娠、出産に係る様々なお悩みですとか女性特有の悩みといった部分については、当区のほうの保健師のほうで対応しながら相談に乗っているというふうな状況でございます。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。このページです。

西岡委員。

○西岡委員 このバースデーサポート、（４）番の出産・子育ての⑤番、バースデーサポート事業。ここなんですけれども、これは、２歳のお子さんに対して、養育する家庭に対してですよね、６万円の家事・育児パッケージを配付するという形で始まりましたが、これ、それこそ支給件数は５００件程度というところで、これ、増やされて、あと、都のほうも、今、育児応援ギフトかな、ＱＲコードでプリペイドカードのようなもので、合わせるものがありますよね。今、これ、全体的に第１子、まあ、妊娠します。出産した後のこのサポートというのは、未就園児までの方に、全体でどのくらいのサポートができていますのか、ちょっとそこを教えてください。最近、都も区もすごく多くなってきて、ちょっと混乱するので教えてもらっていいですか。

○千野保健サービス課長 今のご質問の点は、恐らく半年前になりますでしょうか、予特のときにも一度整理してご説明させていただいた内容になるかと思います。

これはやはりおっしゃるとおり、年度によってかなり仕組みも変わりながら、分かりづらい部分もございまして、この、今、審査いただいている決算の時点で言いますと、バースデーサポート事業は１万円で行っていました。それが、今時点では６万円に増額しているところでございます。そういった曲折を経ながら、また、おっしゃっていただいた東京都のギフトカードというふうなものも、当初、国と都で合わせて妊娠時に５万円、出産時に１０万円。５万円、５万円ですね、都と国で１０万円というふうな形で出していたものが、今度、国の給付金制度が始まり、妊娠時５万円、出産時５万円。そこに東京都のほうはギフトカード制度をさらに上乗せして、１０万円分のギフトカードを渡していると。そういうふうなことで、時点によって、この時点で６年度にあったことをちょっと説明するのが適切なのかというふうなところがありまして、現状どのようなことを行っているかというふうなことでご説明させていただきます。

まず、妊娠届を出された際には、育児パッケージとして１万円分のこども商品券をお渡ししてございます。それと併せて、面談、妊婦との面談を行っています。また、妊婦支援給付金ということで、国のこれは給付金制度が始まりまして、現金で５万円分が出るというふうなことになります。出産に合わせまして、出産時には、妊婦支援給付金の２回目が５万円分出るというふうなことになってございます。さらに、東京都のほうで独自にこれは１０万円分のギフトカードをお渡ししているというふうなことになってございます。

また、バースデーサポート事業は、2歳の誕生日を迎えると6万円お渡しするというふうなことでございまして、当課所管の事業で、合計27万円分をお渡ししているというふうなことに、令和7年度はなっております。

○池田分科会長 はい。様々仕組みが変わってきているので、整理するのも大変だと思いますけれども。はい。ありがとうございます。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 それでは、このページを終わります。

次に、184ページから185ページ、2の健康づくりの推進及び3の生活習慣病予防について、委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 2番の健康づくりの推進の（6）がん患者のウィッグ等購入費助成。いいんですよね、ここは入って。こちらなんですけれども、これ、助成額が3万円から10万円に拡充しましたと。要はがん患者さんのウィッグという、要は姿の、頭部の、帽子を被るとか、いわゆる本当にウィッグをつけるとか、そういうところで、例えばこれ1人2回を限度として助成対象としていますが、ちょっとよろしく確認なんですけど、これ、まず10万円掛ける2回使って合計20万円でもいいのか。で、ウィッグって高いんですよ、物すごく、ご存じだと思うんですけれども。

この医療ウィッグを購入された方からも、要はもう一回買い直したいときに、2回しか要は限度として助成が出ない。もちろん助成されているのはありがたいんですけど、帽子を買う。で、またウィッグを買うというところで、限度が2回なのか。また、それが10万掛ける2回で20万円なのか。ちょっとそこをまず教えていただきたいです。

○上田健康推進課長 ウィッグ等購入助成費用についてですけれども、1回上限10万円ということで、お一人当たり2回まで使用ができるというものでございます。

○池田分科会長 10万円を2回助成してもらえるのかな。

○上田健康推進課長 すみません。1回上限が10万円で、それが2回。

○池田分科会長 それが2回。

○上田健康推進課長 はい。すみません。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 ありがとうございます。20万円、じゃあ使用できるというところで、解釈でよろしいんですね。

○池田分科会長 うん。

○西岡委員 はい。よかったです。安心しました。ありがとうございます。

これ、医師の診断書等が必要になるのか、ちょっとその辺も併せて頂けますか。2回目の助成のときも必要なのか。

○上田健康推進課長 すみません。ちょっと要件を確認させてください。

○池田分科会長 地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 ご申請のときに、治療されているということと、いわゆる抗がん剤とか手術等の内容というか、必要だということが分かるような書類はお出しいただいております。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 分かりました。

これ、あと、がん患者さんだけではなくて、少し前にお伺いしましたけども、脱毛症とか無毛症の方が全国で1万人ほどいらっしゃるということで、ご病気で無毛症の方の、先天性のご病気の方も対象になるのか、柔軟に対応していただけるのかということころは、それからどうなりましたか。

○上田健康推進課長 現在、そういったやり方もあるというふうには伺っているんですけども、現在、当課のほうで実施している事業につきましては、がん患者さんを対象とさせていただいているところでございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

関連で、えごし委員。

○えごし委員 このがんウィッグのところは以前も質問したことがあるんですけども、お子様のがん患者さんですね。確かに2回、今、できるという話はあったんですけども、お子様って、成長するに従って、頭の大きさも変わるんですね。そういう意味では、ちょっと2回じゃ足りない。大人であれば、2回でも十分いけると思うんですけども、子どもが成長していく段階でという上では、結構、何回か、もう少し回数があったらという声も聞いたことがありますて、そういう部分についての検討はいかがでしょうか。

○上田健康推進課長 今、対象としましては、1回当たり10万円を限度に2回まで助成ということで、させていただいているところでございます。

○池田分科会長 なかなか検討が……

○高木地域保健担当部長 地域保健担当部長。

○池田分科会長 はい、保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 ご指摘のように、お子様の場合は、体の成長に伴って必要なサイズ等も変わってくるだろうなというようなご質問かと思えます。

現状、区といたしましては、がん対策として昨年度から拡充をして2回、10万円というところにさせていただいたところでございます。今後につきましては、その後のご利用の状況ですとか、東京都の動きなども考慮しながら、考えてまいりたいと存じます。

○池田分科会長 えごし委員。

○えごし委員 ありがとうございます。

一応、確認なんですけれども、これ、上限10万円ということなので、例えば違うサイズのものを10万円以内で幾つか買う。それも可能ということですよ、10万円以内であれば。そこは、いかがなんでしょうか。

○上田健康推進課長 そちらのほうは可能でございます。

○池田分科会長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 件数が、何ていうか、千代田区民規模からすると、この18件もの、令和6年、すごく少ない。こんなにがん患者が少ないはずがないと思ってしまいうんですけども。知られていないか、それとも、皆さんおっしゃるような負担、ただでさえ不安な、支出が減って、働けなかったりいろいろ不安なときに、自己負担分が多いから使えないのか。その辺はどういうふうにはリサーチされていますか。

○上田健康推進課長 この令和6年度がちょっと18件となっているのは、令和5年度ま

でが3万円だったというところで、年度末に近づいて助成が10万円に拡大されるということで、これが1回申し込んだ、申請は購入後1年間経過するまでは可能ということで、10万円に拡充される時期に申請された方もいらっしゃるということで、ちょっと実績が下がっているということがございまして、今年度に入っても、これまでと変わらないペースでの申請はあるという状況ではございます。

○小枝委員 年度間の違いは分かりました。その上で、女性でも男性でもがんになるということはある。非常に高いわけで、この件数そもそもが年度間の差じゃなくて、絶対数が少ないなという印象があります。放射線治療を受ける人はもっといるはず。なので、その辺も、こうした給付や申請の中で、少しリサーチ。単価に対して、今日、いろんな意見が出たように、少な過ぎるであるとか、あるいは何か利用の使い勝手が悪いであるとか、ほかの区を見ても、ほとんど同じような制度ができてきているんですけどもね。どういうことによって、こういう、せっかく制度があるのに使い控えられているのかと、ちょっとリサーチをしていただいた上で、また、誰もがなる、なり得るものなので、拡充方を検討していただけたらなというふうに思うんですけど、いかがでしょうか。

○上田健康推進課長 いろいろご指摘ありがとうございます。私たちのほうでも、実績が伸びるように、日頃から周知方法等につきましては、がん拠点病院だったり、近隣の病院、区ホームページ等で周知や広報等を行っているところです。

また、なかなかそのニーズのところの把握というところが、また今後、いろいろ状況を踏まえながら、委員がおっしゃるとおり、進めてまいりたいとは思っております。

○池田分科会長 はい。

えごし委員。

○えごし委員 関連じゃないです。（発言する者あり）

○池田分科会長 関連がある。

○えごし委員 関連というか、ここの中で。

○池田分科会長 はい、どうぞ。

○えごし委員 すみません。骨密度測定会のところで、ちょっとお伺いしたいんですけれども。事務事業概要は90ページですね。（2）番、健康づくり支援のところですよ。

骨密度測定については、約102万ほどの今回決算額だったということですが、この決算額の内訳を教えてくださいなと思うんですが。

○池田分科会長 どこだ。どこかな。

休憩いたします。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

答弁からお願いいたします。健康推進課長。

○上田健康推進課長 時間がかかって申し訳ございません。

決算の内訳ですけれども、骨密度測定に係る医師や医療者の報酬費で、主に70万程度。で、あと運動指導員とかで、人件費で合わせて69万、（発言する者あり）あ、60万でございます。

あと、パンフレット等の消耗品として、12万4,555円。あと、骨密度測定装置が

ありますので、そちらの保守点検で30万4,700円となっております。

○池田分科会長 えごし委員。

○えごし委員 ありがとうございます。人件費で60万ほどかかっているというところと、パンフレットと装置ですね。装置の分でかかっているというところで。

で、今、足のかかとの検査ですよ、骨の検査。検査については、たしか640円ほど負担していただいて、それで1回ずつやっていただいていると。結構、千代田区って16歳以上にやっていただいているので、これは本当に他区と比べてもすばらしい、広く拡大してやっていただいているなというふうに思うんですけども。その検査の精度というか、そういうところも、ちょっと私もいろいろ調べたところとか、あと、区民の方からお声を頂いて、他区の自治体とかだと、同じように骨密度測定をやっているんですけど、骨密度測定も、三、四種類ぐらいあって、よく足のかかと、これはもう一応、簡易的にすごいできる部分ですけども、DEXA法とかいって、大腿骨でしっかりと調べるやり方とか、様々あります。で、区民の方で、この足のかかとを受けられた方が、そのとき、もう問題ないですよと言われたんだけど、ちょっとやっぱり違和感があったんで、しっかりとこういうDEXAとかで調べたら、結構この腰のほうの骨がすかすかだったということがあって、かかとだけで本当に分かるのかという。もう、しっかりとした検査、他区でも行っているような検査を、ぜひやってほしいという声もありました。

今、多分この出張所でやっていただいている、回数もかなり、もう毎月やっていただいているので、本当にありがたいなと思うんですけども。また、16歳以上というところで、ありがたいなと思うんですけども。国のほうでも、40歳以上で5歳刻みで、しっかりそういう骨密度の検査もしていくようにということも定められております。できるようにもしていただいております。その上で、DEXAとかは多分、もう病院とか、そういうやっているところで受けないといけないと思うんですけど、そこで受ける分の補助とかという部分であれば、例えばそういう人件費とかはかからないと思いますし、そういう部分で、もう少し広げて、しっかりとした検査も受けられるように。

やっぱり女性の方でも、今、骨密度、かなり重要になってきているし、気にされている方も、不安になられている方も、かなり多いというふうに伺っております。今後、さらにそういうのを進めていく上で、そういうDEXA法とか、そのほかのMD法とか、様々あるんですけども。千代田区であれば、病院もかなりそういうできるところもあると思いますので、そういうところに関しての助成というのも考えていただきたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○上田健康推進課長 ご指摘ありがとうございます。今、保健所で幅広い年齢、性別関係なくというところで、受けやすい環境ということは整えているところではあるんですけども、検査の精度とか、リスクのある方へしっかりと、精度の高い検診をするというところで、健康増進法に基づく検診の在り方につきましては、今後、将来的な実施方法につきましては、その点も踏まえ、今後、在り方を検討してまいりたいと思います。

○池田分科会長 はい。

西岡委員。

○西岡委員 別の項目でいいですか。（7）番なんですけど。

○池田分科会長 はい。（7）番。

○西岡委員 若年がん患者在宅療養支援なんです。

これは、決算額ゼロというのは、どういう意味なんでしたっけ。

○上田健康推進課長 今回ご申請がなかったということになっております。

○西岡委員 それは分かるんですけど、要は、そのサポートの内容が患者さんとマッチしていないんじゃないかという。その内容が使いにくいとか、何かそういうことがあったんですか。若年がん患者の方って、区内でどのくらいいらっしゃるのか把握していらっしゃるのか、その辺も含めて、お願いできますか。ゼロというのが、ちょっと気になったので。

○高木地域保健担当部長 先ほどの答弁、言葉足らずで大変申し訳ございませんでした。

この事業は、40歳未満の方のがん患者さんのうち、末期であって、いわゆる介護サービスを受けられる、サービス等が必要な場合に、そういった制度が使えない方のためにというようなことで、設けておるものでございます。

で、正直なところ、区の中で、いわゆる、そういう30代以下の末期のがん患者さんがどれくらいいらっしゃるかということは、ちょっと把握のしようが、正直ないところでございますが、人口比率でいけば、1人、2人ぐらいいらっしゃるのかなというふうには考えているところでございます。で、必要な方が、こういった事業に適切につながるように、これまでも周知はしてきたところでございますが、昨年度はご利用がなかったということで、そういった事業所等への周知も強化いたしまして、必要な方に情報が届くようにしてまいりたいと存じます。

○池田分科会長 はい。

このページ、あと、どうですか。よろしいですか。

西岡委員。

○西岡委員 このページで、生活習慣病予防のところ、がん検診で、乳がん検診なんですけれども、1,926名の方、これ毎年――偶数年ですね。40歳以上の偶数年齢の女性というところで。

これ全体で、ここの生活習慣病予防だと、2,300万少し、2,000万、不用額があるというところで、執行率は90%で、そこそこだと思えますけれども。これ、乳がん検診の部分で、今、よく言われてるのがマンモグラフィーだけではなくて、エコー検診も一緒にどうかという。セットで見てこそ、より細部までチェックできるというところを聞いておりまして、ここの部分の2,000万円あったら拡充ができるんじゃないかなと思ったんですが、その点については、ご見解はいかがですか。

○上田健康推進課長 今、国の指針に基づいて健康診断を実施しているということもございまして、今はマンモグラフィーのほうで実施しているところでございます。

○池田分科会長 はい。担当部長。

○高木地域保健担当部長 がん検診にも様々ございまして、特に乳がん検診については、侵襲性の少ない様々な検診方法なども提案されているところでございますが、区が自治体の対策型検診として実施をする上では、国の指針に従った形での実施というのが求められているところでございまして、そういったこともありまして、今、区ではマンモグラフィーを対象としているところでございます。

○池田分科会長 西岡委員。

○西岡委員 2,000万円の不用額があれば、やはり対象者の方には受けていただける

ような値段だと思うので、ぜひ本当は検討していただきたいんですけども。もちろん乳がん検診だけではなくて、いろんながん検診もありますし、そこは様々なバランスがあるんでしょうけれども。せめて、エコー検査もセットなんだというところの周知も、本当は、していただきたいんですよ。この2,000万あればできると思うので。

やはり、皆さん、マンモグラフィーは受けるけれどもエコーをする、そこが大事なんだというのは、セットだということでは知らない方が多いので、マンモグラフィーを受ければ安心なんだというそこを、そこだけじゃないんだよということも丁寧に啓発していただきたいと思うんですが、その辺はいかがですか。

○上田健康推進課長 確かに乳がん検診は、マンモグラフィーの得意とするところと、超音波で見つけやすい病気とか、あと年齢で乳腺の量とかいろいろで見つかりやすい、なりにくいということもあるかと思しますので、そういった検査の特徴も踏まえて、乳がん検診とか、乳がんについて区民の方に分かりやすく説明していければと思っております。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。

それでは、ここのページを——はい、保健サービス課長。

○千野保健サービス課長 すみません。1点、答弁修正をさせていただきたいんですが。先ほど西岡委員への答弁の中で、訪問型の3回上げたタイミングを、令和7年度と説明しましたが、正しくは令和6年度でした。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○池田分科会長 はい。6年度に訂正です。

それでは、続いて186ページから187ページ、4の予防接種から6の地域医療の推進について、委員からの質疑を受けます。

○西岡委員 連続して、すみません、ほんと。

予防接種のところの②番、MR（風疹）のところなんです。先日、何かWHOが風疹の排除を日本からするということの中で、ここの予防接種のその影響というのはどうなっているか、そこだけ確認させてください。

○池田分科会長 予防接種の影響。

地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 先日そういった報道がなされておりましたのをご覧になられたと思います。区のほうも認識をしているところでございます。

MR、麻しん・風疹の予防接種でございますけれども、先立って、麻しんのほうは、かなり以前に、同様の排除国というような認定もされているところでございます。ただ、やはり、ここ何年か輸入例などを発端にした小流行のようなものは、やはり見られているところでございまして、そういったこともあって、区といたしましてもMR、非常に重要ということで定期に加えて任意の助成を継続しているところでございまして、今回の排除国認定を受けて、直ちに縮小するとか、そういうことは考えていないところでございます。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、このページを終了いたします。

続いて、188ページから189ページ、7の健康危機管理・熱中症予防対策から、12番、健康推進一般事務費について、委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まず、熱中症予防対策ですね。事務事業概要で言うと、186ページですか。

様々、熱中症対策をやられていると思いますけれども、今、これは、今週終わるのかな、涼みスポットってありますよね。あれが非常に分かりづらいという声を聞いています。特に保健所のところが分かりづらかったというふうなことを聞いております。

やはり、ここに行けば涼めるよということについては、しっかりと目立つようなことをやっていただきたいんですけど、いかがですか。

○菊池地域保健課長 ひと涼みスポット、分かりづらいというご指摘でございました。

ひと涼みスポットの表示の例としまして、お店の前ですとか、施設の前にのぼりを立てさせていただいたりですとか、啓発物品を置かせていただいたりというところはあるんですが、お店の規模によっては、そういったものが目立たないといったところもあると思います。そういったことも踏まえまして、私どもがパンフレットなどを作りまして、ひと涼みスポットの位置の地図などを表示させていただいておりますが、これもまたちょっと細かくて分かりづらいというご指摘もございますので、来年度に向けて、こちらの内容は改善してまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。

おのでら委員。

○おのでら委員 8番。歯科口腔保健の推進のところ。（1）番のところですかね。歯科口腔保健の推進。

先日、8020、9020の表彰がありました。皆さんすごくお元気で、お若くいらっしゃって、やっぱり、歯とそういったところの関係性が強いんだなというふうに、深く思ったところです。

で、ちょっと伺いたかったのが、そのときでも歯科医師会の会長先生からお話があったと思うんですけど、10020というのが視野に入ってきたというお話があったんですね。これまで千代田区では、そういった、もしその制度があったら、対象になった方っていらしたんでしょうか。

○菊池地域保健課長 私ども試行としまして、そういった方がいらっしゃるのかということをやちょっと調べてみましたが、対象になる方は、現在おりませんでした。

○おのでら委員 9020、表彰された方は、多分、次の目標としては10020ということだと思うので、制度だけでもつくっていただくだけでも目標になると思うんですね。で、渋谷区はもうこの10020というのをつくっていて、実際に表彰者が出ているということです。千代田区も恐らく近々出るんじゃないかと思われるので、ぜひ表彰を、こちらの方にも、検討いただければと思うんですけど、いかがでしょうか。

○菊池地域保健課長 歯科医師会の皆様方からも、そういったご要望を受けておりまして、今、委員からもご要望を受けたところでございます。そういった対象の方がいらっしゃいましたら、私ども、医師会とも連携させていただきまして、この事業の内容を検討してまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 同じ区民歯科健診で、やはりこの受診率の低さというのは非常に毎回毎回話題になるんですけれども。結局、かかりつけの歯医者さんから、おはがきが来るわけですよ。ちゃんとメンテナンスに来てくださいというような。そこで、行って、メンテナンスして、お金がかかるわけですよ。だから、わざわざこの区民歯科健診で健診しても、歯が汚れていれば、ちゃんとブラッシングしましょうねということで、治療してお金を取られるわけですよ。だから健診に、いこうがいくまいが、同じことですよ。

だから、要するにそういったメンテナンスへのね。それは医療保険だから、メンテナンスの場合は、なかなかこういったプラスのものを追加するというのは難しいと思うんですけれども、そういうのは検討できないかということと、どうしても、歯医者だと、いろんな歯医者がありますから、働いているところの歯医者に行くと。要するに区域外の歯医者に行くことがあるじゃないですか。そこでは使えないわけですね。うん。

で、今後、一人一人の、何か実施しますよね。今度、これについては新しい、ペーパーレス化でね。そういうことを考えると、やっぱり区外で健診を受けるということについても、何か対象にするとかいうことができないのかどうか。医師会の関係もあるから難しいと思うんですけれども、いかがですかね。

○上田健康推進課長 健診の後、そのままクリーニングしたりとかいう、その処置費につきましては、今のところ健診は、それぞれの歯の健康状態の確認とか、課題を把握した上で、その後、必要な医療につなぐというところで、保険診療での対応を頂いているというところがございます。

あと、今後、区外で受診されるような形も、今後ペーパーレス、DXが進む中でできるのかということにつきましては、ちょっと全国展開される以降の具体的な運用というのが、まだ詳細は分かりませんので、ちょっとその辺りについては、ちょっとまだお答えが難しいというところになるかと思えます。

○池田分科会長 関連。白川委員。

○白川委員 千代田区の場合は、かかりつけ歯科が多いというお話を先日伺いました。それは、平均年収が高いですから、歯に対する意識が高いだろうというのは容易に想像できますし、その後、ちょっと、Googleマップで歯科を見たら、異常な数があって、しかも番町地区なんかは、親子で通えるような矯正歯科もあるということで、相当充実しているんだなというのはよく分かりました。

ですから、区がやる健診というのはそんなに伸びないというのは、もうこれは前提にすべきだと思っております。ですから、この受診を高めるというよりは、かかりつけ医に通う人を増やすという方針に私は変えるべきだと思っておりますが、いかがでしょうか。

○上田健康推進課長 今、ペーパーレス化の実証実験等も昨年度から始めておりますけれども、これの目的の一つもかかりつけ医を持っただいて、ご自身の歯の健康を守っていただくというところで考えているところですので、私どものほうも、そういったところでは、かかりつけ医を持っただけのように進めていくことと、また、歯周病等全身の疾患と関係があったりするということもありますので、歯の健康を維持することの重要性というのは、普及啓発を続けてまいりたいというふうに思っております。

○白川委員 私も、ですから、試しにちょっと受けたことがあるんですが、いろんな歯ブ

ラシだ何だとたくさん頂いたりとか、結構親切に指導していただいて、非常にいい制度だなとは思ったんですが、どちらかというと、健診内容で、あなたは歯周病がありますよとか、そういうのがペーパーで出て、今後こういうリスクがあるとかというほうを指摘していただいたほうが、次につながるかなというふうに感じました。いかがでしょうか。

○上田健康推進課長 健康診断の結果を受けて、次の、さらに、その改善なり維持をしていくというところは、もちろん重要なところだと思いますので、今後、デジタル化の実証事業の国のほうにも参加していくんですけれども、そういったいろいろな医療とか保健の情報連携というものも、今後進んでいくと思いますので、そういったところに生かせるような形になっていけばいいと、私どものほうも考えております。

○白川委員 最後です。

実は、歯科の団体さんから、ちょっとこっちのほうに力を入れてくれというふうに何度も念押しをされています。要するに、受診のパーセンテージが少ないから、これ、普及しないと。もっとパーセンテージを増やしてくれと言われたんですが。ちょっと、私も、このパーセンテージを増やすのは無理だなというのを、まず根拠として持ちたいなと思ったんでご質問しました。

もう一つは、たとえ10%から伸びなくても、そこで区内の歯科につなげれば、多分、その団体のほうも、それならいいですよという話になると思うんで。例えば、あなたは3か月に1回ぐらいはクリーニングしたほうがいいですよと、今の状態から。というようなアドバイスから、この近辺には、こんな歯科があるとか、あるいは歯周病があるので、千代田区にはこんな専門医がいますみたいなのが表示されるみたいなつながりができるというのが希望なんですけど、可能でしょうか。

○池田分科会長 区内にまだ歯科医師会にも入っていない歯科医もあったりとか、そういうところでは、歯科医師会の先生方もいろいろその辺の心配をされているんですけども。確かに、今、白川委員言ったように、受診率というのを求めるのではなく、かかりつけ医というところで、ちゃんと歯科医に通うということも定着してほしいというのはあるんでしょうけれども、なかなか先ほども言われたように、他区での健診を受けたりとか会社で受けているということであれば、全くこっちに反映されないことであるから、それがペーパーレス化になったときに、ある程度千代田区民の方がこれだけ受けているということが、また少し数字が変われば、きっとその影響ではいいのかなというのは感じますけれども。実際に、今、白川委員の言われたところ辺りの答弁は、いかがでしょうかね。

地域保健担当部長。

○高木地域保健担当部長 様々ご指摘、ご質問いただきました。

区民歯科健診、確かに10%程度でございますが、ご質問にありましたとおり、歯科のかかりつけを持っている方の割合は、区民のアンケートでは7割ということになってございます。在勤の方も、やっぱり会社のそばでお受けになっている方が結構いらっしゃるんで、そういったこともあるのかなと思いますが、区といたしましては、かかりつけ医を持っていない残り3割の方が、この区民健診をきっかけに、確かに健診に行けば、先ほどありましたように、歯が汚れているから治療が必要だということで、医療費もかかるということになるかもしれないんですが、そういったことから定期的な歯の健康管理につながり、ひいては8020につながっていくということ、区としては目指していきたいというふ

うに考えてございます。

この歯科健診の結果が、いわゆるそういうことを基にして、専門医の受診の必要性であるとか、こういった歯の健康管理の重要性であるとか、そういうことが分かりやすいようにしてほしいというようなお話は、歯科医師会のほうからもご意見としては今回の実証実験の中で頂戴をしているところでございまして、今もその健診の結果表には、そういう総合判定であるとか、そういうことも書いてはあるんですけども、今後、区民の皆様の結果なりが、より分かりやすいような形に作っていただけるのか、今後の国のモデル事業の中でも、区としても考えてまいりたいと存じます。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の1、健康推進費を終わります。はい。

次に、目の2、公害保健費の調査です。決算参考書188ページから189ページです。執行機関から説明する事項はありますか。

○菊池地域保健課長 特にありません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 ありがとうございます。それでは、目の2、公害保健費を終わります。

次に、目の3、生活衛生費の調査です。決算参考書188ページから191ページです。執行機関から説明を要する事項ありますか。

○市川生活衛生課長 3の生活衛生費のうち、4、食品衛生の事項に関連いたしまして、委員の皆様へ配付しておりました事務事業概要の一部、訂正がございます。

令和7年度事務事業概要、保健福祉部2の259ページ、路上営業など監視状況というページの説明にあります、ページの真ん中にあります監視実績の表の中の、令和6年度の内訳につきまして、事業事務概要作成時の転記ミスにより、数値がずれて記載しておりました。正しくは、店頭販売が1,105件、自動車が1,100……

○池田分科会長 令和6年度の項目のところですね。

○市川生活衛生課長 そうです。はい、そうです。はい。令和6年度の内訳でございます。

店頭販売が1,105件、自動車が1,160件、路上販売が134件でした。なお、監視件数の合計数値については、訂正がございません。おわびして訂正いたすとともに、以後このようなことが起こらないように、注意してまいりたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○池田分科会長 はい。説明が終わりました。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 まず、ねずみ・衛生害虫駆除です。219ページですね。

この間、重点地区として取り組んだ鍛冶町一帯というのは、ネズミが減ったというご報告を受けていますが、しかし、それ以降、やっぱり住民の方々からは、また増えてきているということを聞きますし、私自身もちょうちょう動いているのを見ます。やっぱり、この間さらに増えてきているなという感じがしているんですけども。

ネズミが嫌うようなごみ袋の配布だったり、様々苦労されていると思うんですが、や

っぱり抜本的な対策としては、やはりごみを、要するに餌を作らない、巣を作らないということに限ると思うんですけども。そこへの取組というのは、区としては力を入れていらっしゃるのかどうか、いかがですかね。

○市川生活衛生課長 まず、ご指摘いただきました鍛冶町二丁目につきましては、昨年、一昨年と、2年連続で駆除を行っているところでございます。ただ、ご指摘がありましたとおり、今年度、非常に暑かったというせいもあると思うんですが、ネズミが、やはり増えてきてしまっているということは、こちらでも把握しているところです。

ネズミにつきましては、増える要因としましては、どうしても生ごみなどの餌となるものが、ネズミに食べられやすいような状態でありまして、それこそねずみ算的に増えてまいりますので、それを防ぐためには、ごみの管理、または、ネズミは、特にドブネズミにつきましては、地面に巣を作りますので、その地面に作った巣を、いかに減らすかというところに焦点を当てて、対策を取っていかねばいけないかと考えております。

で、ごみにつきましては、なかなか一長一短に解決できないので、順次取り組んでいく予定でございますし、あと、地面にできた穴につきましては、特に私有地にできた穴をどうやって塞いでいくかというところが、なかなか課題となっておりますので、その点につきましても、うまく土地の所有者が、穴を塞いでもらえるような方策を検討していきたいと考えております。

○牛尾委員 ぜひよろしくお願ひしたいと思うんですけども。

一時期、餌を置いて調査しましたよね。あれ、結果というのは、まとまっているんですけど。

○市川生活衛生課長 2定の委員会のごときにご報告しておりますけれども、6年度と5年度、2年にわたりまして生息調査というのを実施いたしました。その結果、大まかな傾向といたしまして、神田地区と麹町地区とを比較すると、神田地区のほうが圧倒的にドブネズミが多いということと、あと、やはり、繁華街を持っている地域のところにネズミが多く分布しているというところまでは分かりまして、やはり、ごみとネズミとの関係というのが明らかになったというところでございます。

○池田分科会長 はい。ネズミはいいですか。はい。

ほか。

○おのでら委員 4番、食品衛生のところ、事務事業概要251ページで、先ほど訂正があった259ページのところをベースに、伺いたいと思います。

路上営業等の監視状況で2,399件、令和6年度は実施されたということで、この監視というのは、何らかの指導にいずれも結びついたものという理解でよろしいでしょうか。

○市川生活衛生課長 ここにあります路上の営業の監視につきましては、路上弁当監視員というのを委託して、特に昼休みに路上でお弁当類を販売している事業者が、どこに、どのくらいの数が出ているかということ把握する調査の数になります。このうち、調査の過程でもって、例えば、表示のない弁当を売っているですとか、炎天下に弁当をそのまま出しっ放しになっているというような事業者を見つけましたら、路上弁当監視員はその場で注意はいたしますので、そういうようなところがあった事業者につきましては、職員が別途注意、指導を行っているという、そういう状況でございます。

ですので、ここの数というのは、実際に監視をして、お弁当や何かを販売していた実数、

あと、当然、監視をした際に、必要な食品衛生に関するパンフレットとかそういったものも配布しておりますので、そういった数ということになります。

○おのでら委員 特に、路上販売において、勝手に営業されているところもあるんじゃないかなと思うんですけど、そういったところについては、特にその辺りの許可、道路の不法占用でないかどうかとか、そういったチェックというのは、この監視はしないということですか。ほかの部署がやっているということですか。

○市川生活衛生課長 弁当の販売につきましては、現在は特に許可がなく、届出があれば誰でも自由にできてしまうということになりますので、まずは届出がきちんと出ているかどうかということの確認をしております。

で、実際に、その販売する場所が、例えば路上の場合ですと、路上以外にも、例えば駐車場ですとか、そういったところになりますと、当然、土地の所有者の承諾を受けて営業していれば問題はないと思いますけれども、中には、そういった、そういうことをしないで売っている業者もおります。

ただ、食品衛生法上で、例えば道路でもって許可を取らずに弁当を売っていたとしても、そのことに対する、ちょっと注意はできませんので、もしそのようなことでの相談や何かがあった場合には、道路の管理ですとか、あるいは警察のほうに連絡をして、対応している状況でございます。

○おのでら委員 分かりました。

あとは、先ほど、炎天下の中で弁当を放置していないかとか、そういったお話があったと思うんですけど。実際に売られている路上のお弁当を、サンプルチェックのような形で細菌検査とか、そういったのって、されているんですか。

○市川生活衛生課長 現在は行っておりません。

○おのでら委員 ああ、そうですか。

中央区では、サンプルチェックを行っているみたいなんですね。で、6月から8月までに絞ってやっているみたいなんですけども、3割から4割ぐらい不良だと。何らかの細菌が見つかっているというのは、大腸菌ですとか、食中毒細菌が見つかっているということなので、ぜひそこは、やっていただくのはどうなのかなと思うんです。

今、すごく暑いので、特にいろいろ問題があると思うんですよね。で、134も、路上販売しているということですので、この辺りのご検討はいかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 基本的には、路上で売っているお弁当が適切か——あ、細菌検査のことなんですけども、まずは、製造上管轄する保健所でその辺のところをまずしっかり検査をしているという前提でおりますので、今のところは路上で売っている弁当についての定期的な抜き取り検査というのは、考えてはおりません。

○おのでら委員 作っているところではそうだと思うんですけども、実際に、やっぱり何時間も外で売っても、2時間なり3時間で、38度とかそんな中で売っていたら、当然そういういろいろな菌が発生すると思うんですね。ですので、やっぱり、以前よりも夏の状況が違ふということも踏まえても、新しい対策というか、実際、問題が顕在化しなければそうなのかもしれないですけど、もし、そういうような苦情等もありましたら、ぜひ、ご対応いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○市川生活衛生課長 今のところ、幸いなことに、路上で販売されたお弁当を食べて、具

合が悪くなったという苦情は、ここ数年、発生はしていないんですけども、過去にそのような苦情があった際には、当然、そのお弁当については、抜取りの検査を実施して、製造者のほうに通報するというような措置を行っておりますので、その点については、引き続き、問題があった場合には対応はしていきたいと考えております。

○池田分科会長 はい。

牛尾委員。

○牛尾委員 3番の環境衛生、231ページからですね。

この中の監視360件。これは何の監視かというのは、ちょっと数字は分かりますか。許可及び監視360件。

○池田分科会長 事務事業概要231ページですね。環境衛生の中の監視360件。

休憩いたします。

午後5時00分休憩

午後5時09分再開

○池田分科会長 分科会を再開いたします。

もう一度、質疑のほうからお願いいたします。

牛尾委員。

○牛尾委員 では、3番、環境衛生。監視360件、許可64件。この中に、民泊の数字は、これは入っているんですか。

○市川生活衛生課長 こちらには、民泊の数字は入ってございません。

○牛尾委員 民泊の許可、取締り、ここに入ってくるとは思うんですけども。この間、違法民泊ではないかという事例が、私のところにも、ここはどうかという話が来ています。

今、違法民泊については、どのように調査、監視されているのか。それとも連絡を待つだけなのか、見回りをしているのか、その辺のことを教えていただけますか。

○市川生活衛生課長 まず、違法民泊につきましては、実際に様々なお問合せとか、状況や何かで把握に努めております。まずは、旅館や何かの予約サイトでもって、千代田区内で民泊施設として載っているところが、許可を取っているというところじゃない場合には、違法民泊の疑いがありますので、そういった場合には、その施設について、まず調査をする。あるいは、区民の方などから、同じマンションの中で外国人が頻繁に出入りしてるとか、そういうような通報、届出があった場合に調べる。主に、その二つの、両面のほうで調査をしているところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、一応、そういったホテルのサイトみたいなものを、区としては見ていらっしゃるということでしょうか。

○市川生活衛生課長 はい。そのとおりでございます。

○牛尾委員 その際に、届出しているところは、ちゃんとオーナーさんだったり、所有者の方がいらっしゃると思うんですけども、違法となると、どなたが経営しているのかというのは、なかなか追跡とかはできるもんなんですか。

○市川生活衛生課長 確かにおっしゃるとおり、持ち主を特定するという作業は、非常に時間がかかります。

ちょっと具体的な話は差し控えたいと思いますけれども、基本的には、実際に、まずそこから出てきた方が本当に民泊として利用しているかどうかということを、まず最初に確

認をしないと、違法施設なのかどうかということが把握できませんので、まずは実際に違法施設であるということを疑われている場所から出てきた方にインタビューをして、民泊として利用していたのかどうかということを確認した上で、民泊として利用していたということが確認できてから、その部屋の所有者ですとかを突き止めて、対処していくというような手法を取っております。

○牛尾委員 例えば、ある飯田橋のところだと、マンションなんだけれど、その脇にボックスカーがたくさんあって、そのマンションのオーナーさんが、違法民泊になんじゃないかという相談も受けましたし、あと、神田では、一つの小さなマンションなんだけれど、あまりにもごみが出る量が多いと。で、スーツケースみたいなものを持った方が、外国の方が出入りしているとか。結構そういった、違法民泊だろうなというところがかかなりあるんじゃないかと思うんですね。もちろん、そうしたサイトに載って、届出していないよというところはすぐ分かると思うんですよ。ただ、そうしたところに載せないで、口コミでというようなところは、なかなか発見できないと思うんですね。そうなった場合、現地を見回るしかないと思うんですよ。

今、ほら、たばこなんかは結構見回っているじゃないですか、皆さん。やっぱ、そうしたのも、取締りをする中で必要なのかなと思うんですけども、いかがですかね。

○市川生活衛生課長 現実には、千代田区にあるマンションらしいところを、ずっと職員なり、委託者が外から見て回って、民泊をやっている施設であるかどうかということ把握することは、非常に難しいと考えておりますので、まずは、今おっしゃられたとおり、例えばキーボックスが、やたらついている場所があるとか、あるいは、ごみが、きちんとルールどおりに出されていないところ、そういったようなところについては、定期的に確認をして把握をした上で、調査というのは行っているところでございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

ほかはございますか。

○おのでら委員 6番、動物との共生推進のところ、（1）番の畜犬登録・狂犬病予防について伺います。

登録されている頭数としては2,939頭で、そのうち狂犬病の予防注射済票を交付された件数というのは、大体半分ぐらいだというふうに読めるんですけど、それで間違いないでしょうか。

○菊池地域保健課長 済票を交付したのが1,533頭ですので、大体そのような認識で合っているかと思います。

○おのでら委員 30年前は、全国で100%、ほぼ100%、この注射というのはされていて、最近ですと70%までで、全国では減っているそうなんですね。で、千代田区については50%ということで、本来であれば、100%これは義務づけられているものなのでやらなくちゃいけないですし、罰則規定もあるぐらいのもので、やるべきだと思うんですけど。この50%というのはちょっと低いように思うんですが、理由ですとか、あるいは、その打っていらっやらない50%の方にどのようにアプローチされているのか教えてください。

○菊池地域保健課長 予防注射の手法、様々ございまして、私ども集団予防注射という形態を取っております。その中での頭数という把握でございまして、これは、あくまでも

推測ですけれども、民間の動物病院等でも予防注射を打っていらっしゃる方が相当数いらっしゃるのではないかと思います。1年間に必ず1回打たないと違法状態になりますから、飼い主の方はそこら辺十分認識されていると思いますので、そういった方は少ないのではないかなというふうに推察しております。

○おのでら委員 そういった方は、その済票というのは、多分取得されていない、区にお願いしていない。通常、個別の動物病院のほうで打った場合、その場で済票ってもらえないですね。区に申請しないともらえないと思うので、それが含まれていないということだと思うんですね。

で、ちょっと伺いたかったのは、去年度からドッグランが区内で始まりまして。で、ドッグランを使うためには、この済票が必要、番号が必要ということだと思うんですけども、それによってちょっと増えているとか、そういった傾向とかはあるのでしょうか。

○菊池地域保健課長 申し訳ございません。ちょっと委員ご指摘のドッグランとの因果関係については、分析をしておりませんで、ご指摘のとおり因果関係、もしかしたらあるかもしれませんが、済証の発行数とどういうふうな関連性があるのかというところは、申し訳ございません、私、答弁ができません。

○おのでら委員 ドッグラン、今後あの場所で何年続くのかというところはあるとは思いますが、多分、あれがあることによって、より飼われている犬に対して注射をしようとか、そういった気持ちにもなると思うんですね。なので、ぜひともドッグランの周知とともに、こういう狂犬病の注射も進めてくださいというような広報をしていただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○菊池地域保健課長 狂犬病の予防注射については、我々、周知、普及啓発を進めてまいりたいと思います。集団予防接種についても、引き続き、継続してまいりますので、積極的な接種を呼びかけてまいりたいと考えております。

○池田分科会長 はい。

ほかはよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、目の3、生活衛生費を終わり、項の4、健康衛生費の調査を終了いたします。

以上で、款の3、保健福祉費の調査を終了いたします。

次に、9款、諸支出金の調査に入ります。まず、項の1、他会計繰出金の調査です。保健福祉部所管は、目の1、国民健康保険事業会計繰出金の2、国民健康保険事業保険基盤安定繰出金のみです。決算参考書248ページから249ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○岡福祉総務課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、項の1、他会計繰出金を終わります。

次に、項の2、財産積立金の調査です。保健福祉部所管は、目の8、地域福祉支援基金積立金のみです。決算参考書250ページから251ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○岡福祉総務課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。それでは、項の2、財産積立金を終わり、9款、諸支出金の調査を終了いたします。

保健福祉部所管分の一般会計歳出は以上です。

これより、一般会計歳入の調査に入ります。保健福祉部所管分について、一括でご審議いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。決算参考書24ページから131ページの範囲になります。執行機関から説明を要する事項はありますか。

○岡福祉総務課長 ございません。

○池田分科会長 はい。

委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。保健福祉部所管分の一般会計歳入について終了いたします。

これより特別会計の調査に入ります。特別会計は、会計別に歳出、歳入の順で一括してご審議いただきたいと思いますと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。最初に、国民健康保険事業会計歳出の調査です。決算参考書288ページから305ページになります。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小阿瀬保険年金課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 国保会計です。まず、歳出のほうの葬祭費、どこだっけ。294ページのところです、葬祭費。1件につき7万円というふうにあります。

この間、火葬場の、東京がえらく高騰しているというのが大きな話題になって、小池都知事も調査をするというふうになっております。やっぱり国保世帯というのは、収入が少ない世帯が多い。だけど葬祭は行わなければいけないということで、大体、今、火葬場の値段が1件9万円となっていますよね。7万円だと、やっぱり葬儀の費用も含めて足りないんじゃないかというふうに思うんですけども、ここについて上乗せをするなんていうような検討はできるもんなんですか。

○小阿瀬保険年金課長 今、葬祭費のご質問を頂いたところでございます。ご指摘のとおり7万円で、現状やらせていただいているところでございますけれども、歴史的、経緯的にこれまで葬祭費のほう、昭和、平成時代から変遷を重ねてきまして、現在7万円という状況になってございまして、ご指摘のように、葬儀場の値段も上がっているという部分につきましては、ご指摘のとおりだとは思いますが、現状につきましては、7万円でやらせていただくというところで認識しているところでございます。

○牛尾委員 分かりました。ちょっと、検討もしていただきたいと思います。

で、ここから本題なんですけれども、決算によって国保会計、歳入歳出、どれぐらいの余剰といいますか、余りが出ますか。

○小阿瀬保険年金課長 国保会計の歳入と歳出の額というところで、あと余剰金というところで伺っているところでございます。

歳入済額が68億2,395万1,846円というところになってございます。歳出のほう、59億6,433万4,653円というところでございますので、単純に歳入額と歳出額の差引きというところでございますと、ちょっと計算させてください。すみません。8億5,900万余の余りが出るというような状況と認識してございます。

○牛尾委員 その8億余りのうち、基金に積み立てなければいけないみたいな、そういった額はありますか。

○小阿瀬保険年金課長 国庫会計につきましては、基金というところではございませんで、本年度、例えば令和6年度の歳入歳出の差引きにつきましては、繰越金という形で次年度、繰り越すというような形で、やらせていただいているところでございます。

○牛尾委員 じゃあ、今年度、その国保料については、23区のうち千代田区だけが上がったんですよね。ほかは下がったと。なぜ上がったかという、統一保険料に合わせるべくために上がったと。ただ、一部、介護の分かな。そこは上げていないよということで、それも統一保険料に合わせると、さらに国保料は上がるわけですね。

で、先ほど言ったとおり、国保世帯というのは、世帯収入が少ない方々が加入している場合が多い。高齢者とか、非正規の方とかね。そうなった場合、国保料というのは、本当に負担が重いわけですよ。

以前、この余剰金を入れて、国保料の負担を抑えたというかな、いうこともやったことがあります。今回8億、繰り越すわけですね。これについて、国保の軽減のために使っていくということについて、法的に問題は出ますか。

○小阿瀬保険年金課長 そうですね。繰越金など歳入の一部を国保会計に充てて、様々これまでやってきた経緯というのがございます。納付金というものが歳出科目にございますけれども、こちらを充当するのに、保険料というところを充てておりますけれども、当然のことながら保険料だけでは賄えないという部分もございまして、その賄えない部分につきましては、そういった繰越金、もしくは一般会計から繰り入れたりとかというところで、その納付金を賄ってきたという経緯もございますので、今後も、そのような状況は、一定程度出てくるというところは、認識をしているというか、必要なものであるというふうには認識しているところです。ただ、繰越金の話もございまして、今申し上げさせていただいた一般会計繰入金のところの赤字補填に関わる部分というようなところは、国からも削減は求められているところがございますので、ここについては、将来的には削減していかなくちゃいけないというような、現状でございます。

ただし、東京都のほう、ちょっと先ですけども、令和17年度には都内の保険料水準を統一するという動きがございますので、特に繰入金につきましては、その統一の検討と合わせて、特別区全体で検討していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○牛尾委員 なかなか苦しいところになると思いますけれど、やっぱ、東京都、要するに、

都道府県化するに当たって、もう各地ばらばらだと統一にならないから、一般財源からの繰入れをなくせということで言われてきて、なくしてきたわけですね。で、保険料が跳ね上がってきていると。

で、東京都のほうが統一でやっていきますよとなった場合、やっぱり、じゃあ東京都がさ、しっかり、まあ国との戦いになるんだろうけれども、保険料を引き下げるために、財政支援をするなりということも求めているかななくちゃいけないと思う、そうなる。自治体独自にやっちゃ駄目というんだったら。

立川市なんかでは国保料を下けているわけですね、お金を入れて。やっぱりね、国保の利用、国保料の負担の実態というかな、そういうのも届いていると思うんでね。そこはしっかり東京都に対しても、もちろん国がちゃんと均等割分を全額出すとかいうふうにすればいいんだけど、そこまでは求めていくということも併せて、やっぱり保険料の負担軽減については、しっかりと目を向けていただきたいと思いますけど、いかがですか。

○小阿瀬保険年金課長 国保制度につきましては、被保険者全体の相互扶助を基本とするところというのがございますので、加入者の保険給付費を賄っていくためには、応分の負担をしていただく必要があるというところがある一方で、今、牛尾委員からのご指摘ございましたけれども、国に対しては、特別区全体で、今、国民健康保険制度が安定的に運営できるよう保険者にさらなる財政支援をしてくださいとか、また、保険料負担軽減施策の拡充についてどうかしてくださいというような要望も、毎年のようにしておるところでございますので、保険者としては、なかなかこうする、ああするということは、今すぐにはできませんけれども、こういった国の動向を注視してまいりながら、関係課長会なんかでも情報を共有していきたいというふうに考えているところでございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですか。

以上で、歳出を終わります。

続いて、歳入の調査に入ります。決算参考書266ページから285ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小阿瀬保険年金課長 ございません。

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

○おのでら委員 決算参考書の266と267、あとは事務事業概要で言うと430ページのところでですね。

収納率なんですけども、これが前年よりも下がっていると。現年分も下がっていますし、滞納繰越分も下がってしまっているんですけども、こちらはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 保険料の収納率の件でご質問いただいたところでございます。

昨年度よりも収納率が下がっているというところでございますけれども、こちらにつきましては、年度によって収納率のほう、微減微増でございますけれども、若干の変動がございますして、収納に関しましては、ふだんから職員のほうが、いろいろと収納活動をしている中で、このような結果になってしまっているところがございますので、どうして下がってしまったのかというところの原因の深い分析のほうは、まだちょっと進んではいないところではございますけれども、年によって、微増微減があるところでございます。

○おのでら委員 特に滞納繰越分のところは、不納欠損額は3,290万円と結構大きな

額になっているんですね。こちらは、特定の方によるものなのか、それとも、たまたま大きく出たとか、その辺りいかがでしょう。

○小阿瀬保険年金課長 特定の方というわけではないんですけれども、やはり千代田区の場合は、転出される方も多くて、そこからちょっと行方が分からなくなってしまうと、そこで財産調査ができなくなってしまうとかいうところで、保険料のほうを取り立てられなくなってしまうという現状がございまして、なかなか滞納繰越分につきましては、課題であるというふうには認識しておるところでございます。

○おのでら委員 そうですね。今回、現年分についても収納率は下がってしまったので、それが滞納繰越分に行って、そこから転出してしまうと追えなくなってしまうので、やはり現年分をいかに、しっかりと徴収できるかどうかというところにかかると思うので、しっかり取り組んでいただければと思います。

で、転出してしまうというお話がありましたけれども、今、世帯数7,757世帯のうち、外国人の世帯1,339世帯あると思うんですね。世帯ベースで言うと、この滞納されている方、世帯というのは、全体と外国人それぞれどれくらいあるのでしょうか。

○小阿瀬保険年金課長 滞納全体として、事務事業概要の中でもお示しはさせていただいているんですけれども、現状のところでは、外国人と日本人がどれぐらいの比率かというところまでは、出していないというところございまして、なかなか、外国人に特化したそういうシステムというの、現状ございませんところで、外国人がどれぐらいかというところについては、現状では答えることはできないんですが、ただ肌感覚といたしましては、学生さんでありますとか、そういう方が多いような感覚は持っております。

全体の額の中で、そういう学生さんが多いだろうというふうなところから考えますと、保険料といたしましては、均等割の一番低い7割軽減ということが、の方も多いというところもございまして、滞納の額のところから言うと、滞納額自体は日本人に比べて恐らく低いのではないかなというふうに認識をしているところでございます。

○おのでら委員 厚労省が6月に調査を行ったというか示した数字——4月か、本年の4月に示した数字ですと、外国人の未納率は37%で、かなり高かった。で、新宿区もかなり高いというニュースが出ていたと思います。ですので、金額があまり高くないといえども、やはり、その後の捕捉でというか、徴収が難しくなってしまう背景があると思いますので、ここはぜひ、ちゃんと実態を把握していただく努力をしていただいて、今後につなげていただければと思うんですが、いかがでしょう。

○小阿瀬保険年金課長 ご指摘、しっかり踏まえまして、対応してまいりたいと思います。預貯金サービスのシステムを新しく、10月から稼働いたしまして、これまで滞納整理するに当たりまして、かなり郵送でやっていた部分で、時間がかかっていたというところで、ちょっとその時点での滞納額というか、資産額が正確な額、取れませんでしたけれども、今回このシステムを活用することによりまして、そのタイムラグがなくなってまいりますので、収納率のほう、少し上げられるんじゃないかというふうに私も期待を持っていますので、収納率向上のために努力してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○池田分科会長 はい。以上で、歳入を終わり、国民健康保険事業会計の調査を終了いたします。

次に、介護保険特別会計、歳出の調査です。決算参考書346ページから371ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小目高齢介護課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

○牛尾委員 介護も本当にいろいろあるんだけど、二つぐらいですね。

一つは、やっぱり保険料です。この間、その段階を広げて、低所得の方の保険料が上がらないようにという手だてを取ってきておると思うんですけども、それでもやっぱり保険料は上がり続けているということで、やっぱりさらに、何ていいますかね、段階を広げて、やっぱり所得のある方にはちょっと負担いただいて、低所得の方には、保険料負担を軽減していくということを、次の期に向けて検討していくべきではないかと思うんですけども、そこについてのお考えをお聞かせください。

○小目高齢介護課長 現在の保険料につきましては、昨年度開始いたしました第9期の中で定めているものでございます。委員ご指摘のとおり、段階をそれまでの15段階から18段階に細分化をして、よりきめ細かく所得を反映できるようにというところで、対応したわけでございますが、現状、千代田区の標準的な介護保険料、5,600円となっております。こちらは23区平均や都心4区の平均からしても、低い状況にはございます。

ただ、実際の額というところは、社会情勢を踏まえて変動してまいりますので、次期計画の中でも、また介護保険運営協議会ですとか、そういう有識者の知見を踏まえまして、適正な水準というものを、そのとき改めて考えてまいりたいというふうに思います。

○牛尾委員 ぜひ、検討していただきたいと思います。

いま一つ、利用料のほうですよね。私も相談を受けるんだけど、特養ね。もう本当はもう入れなきゃいけないんだけど、やっぱり財政的負担が大きいと。どうしても、1割負担、2割負担とあるから、しょうがないんだけど。特に、この間、増えている特養は、ユニット型で個室じゃないですか。どうしても個室の料金があると。やっぱり、そこについて、少しばかりでも、負担軽減のために支援ができないもんかと思うんですけども、いかがですかね。

○小目高齢介護課長 利用料でございますけども、こちら介護保険制度という枠組みの中で決まっております。こちらについて、なかなか個別の、千代田区だけ減額という対応は、ちょっと制度的には難しいのかなという理解ではございます。

○牛尾委員 その特養の利用料といった場合に、もちろん決まっているから、段階で、介護の段階で決まっているから仕方ないと思うんですけど、これ個室の、いわゆるホテルコスト、個室の利用料、これも決まっているんですか、法で。いかがですか。

○小目高齢介護課長 全国的に一律の水準といいたしましょうか、食費ですとか滞在料、こういったものが決まっているところでございます。

○牛尾委員 個室の利用料ということで決まっているんですか、個室の利用料。要するに、4人部屋、5人部屋と、個室は違うでしょ、値段が。それも決まっているんですか。

○小目高齢介護課長 多床室ですとか、従来型の個室ですとか、ユニット型という類型がございまして、それぞれについて、額が決まっているというところでございます。

○池田分科会長 はい。よろしいですね。

以上で、歳出を終わります。

続いて、歳入の調査に入ります。決算参考書318ページから343ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小目高齢介護課長 特にございません。

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で歳入を終わり、介護保険特別会計の調査を終了いたします。

次に、後期高齢者医療特別会計、歳入の調査です。決算参考書400ページから409ページです。

執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小阿瀬保険年金課長 特にありません。

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で歳入を終了いたします。

続いて、歳入の調査に入ります。決算参考書384ページから397ページです。執行機関から説明を要する事項はありますか。

○小阿瀬保険年金課長 特にありません。

○池田分科会長 はい。委員からの質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。以上で歳入を終わり、後期高齢者医療特別会計の調査を終了いたします。

本日予定をしていました保健福祉部所管の歳出及び歳入の調査を終わり……。〔発言する者あり〕はい。

暫時休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時43分再開

○池田分科会長 それでは、分科会を再開いたします。

先ほどまでの決算審査のうち、生活衛生費の中の動物との共生の推進、このところでの答弁の修正がございましたので、お願いいたします。

地域保健課長。

○菊池地域保健課長 申し訳ございません、お時間いただきまして。

先ほど私の答弁の中で、狂犬病予防注射を打っていらっしゃる方はほとんどいらっしゃるのではないかとこのところを申し上げましたが、実はここ、届けられているところ以外のわんちゃんの中にも、高齢で予防注射が受けられないですとか、様々な事情で予防注射が受けられない方が一定数いらっしゃるというふうに考えております。したがって、いずれにしても、この狂犬病注射の予防接種の勧奨、私もこれからも力を入れて取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

○池田分科会長 はい。

それでは、続けますね。

本日予定をしていました保健福祉部所管の歳出及び歳入の調査を終わり、前回の子ども部所管分と合わせ、当分科会の調査を全て終了いたしました。調査漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○池田分科会長 はい。総括質疑において論議することになった事項はございません。

分科会決算調査報告書は、当分科会の会議録を添付して、10月7日火曜日午前中までに予算・決算特別委員長に提出をいたします。2日間にわたり、熱心な調査をありがとうございました。

以上をもちまして、予算・決算特別委員会文教福祉分科会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後5時45分閉会